

令和3年度

包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

大阪府包括外部監査人

西 出 智 幸

目 次

第1章	包括外部監査の概要	1
第1	監査の種類	1
第2	選定した特定の事件及び監査対象期間	1
1	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
2	包括外部監査対象期間	1
第3	事件を選定した理由	1
第4	監査の対象機関	2
1	対象機関	2
2	府立学校の選定方法	2
第5	包括外部監査の方法	2
1	監査の要点	2
2	主な監査の実施手法	3
第6	監査の実施体制	11
第7	往査等の状況	11
第8	包括外部監査の実施期間	12
第9	利害関係	12
第10	報告書の構成及び記載方法	12
1	留意した事項	12
2	構成	13
3	監査結果の書き分け	13
4	監査の結果及び意見の記載方法	13
第2章	包括外部監査対象の概要	14
第1	大阪府教育庁の概要	14
1	教育委員会制度	14
2	大阪府教育庁の組織及び事務分掌	14
第2	大阪府における教育行政の状況	16
1	大阪府教育振興基本計画	16
2	教育予算の推移	18
3	学校教育の概況	22
第3	各種教育機関、所管団体の概要	37
1	各種教育機関	37
2	教育庁所管の各種団体の概要	38
3	教育庁所管の公の施設と指定管理者制度	39

第3章	包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）	42
第1	教育施策に係る監査の結果及び意見	42
1	学校評価	42
	【監査の結果1】学校経営計画及び学校評価，学校運営協議会議事録の公表の徹底	45
	【監査の結果2】学校運営協議会の年3回の開催の徹底	46
第2	府立学校に係る監査の結果及び意見	47
1	物品管理（危険物管理）	47
	【監査の結果3】府立学校における毒物，劇物等の危険物の管理に関する指導	47
	【意見1】全ての府立学校の危険物の保管，管理状況の確認及び必要な対応	47
	【意見2】府立学校で使用する実験用薬品等の廃棄，購入費用の抑制	48
2	私費会計	49
	【意見3】学校給食費の公会計化についての具体的な検討	49
	【意見4】同窓会等の会計事務を受任している現状に関する立場の明確化	50
	【意見5】未収金に関する適切な処理に関する指導	51
	【意見6】預り金会計について返還金が発生した場合の速やかな返還手続	52
	【意見7】不適正事案についての情報共有の徹底	53
3	医療的ケア等	54
	【意見8】医療的ケア通学支援事業における保護者に対するサポート体制の充実	54
	【意見9】医師による巡回指導の頻度の増加を含めた対応の充実化の庁内調整	55
	【意見10】福祉・医療関係人材の活用をより一層推進するための庁内調整	55
	【意見11】人工呼吸器等の非常用電源が確保されているか否かの点検及び対応	56
4	いじめ対策	56
	【意見12】スクールカウンセラーの増員を含めた対応の充実化の検討	57
	【意見13】いじめ解消の判断事例の蓄積及び府立学校への周知・指導	58
5	大阪府立河南高等学校	59
	【監査の結果4】私費会計の委任状の日付，委任期間又は委任の効力発生日の適正化	60
	【意見14】同窓会費の徴収方法の改善	61
	【監査の結果5】毒物劇物の管理簿の早期改善と引継ぎの徹底	61
	【監査の結果6】毒物劇物の管理方法の改善	62
	【意見15】アンケートに基づくいじめ認知件数といじめの実態の把握方法につ	

いての検討	63
6 大阪府立淀川工科高等学校	63
【監査の結果 7】 実験用薬品の適正管理の徹底	64
【意見 16】 特色を伸ばす取組みの実施	65
【意見 17】 いじめアンケートの方法の工夫	65
7 大阪府立茨木支援学校	66
【監査の結果 8】 実験用薬品の適正管理の徹底	66
【意見 18】 私費会計における残存債権に関する適切な対応	67
第3 労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見	68
1 労働時間管理	68
【意見 19】 教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する仕組みの導入	70
【意見 20】 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第4条 の上限時間の超過状況を把握する制度の導入	72
【意見 21】 「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第5条 及び第6条の適用があった事例の把握	73
【意見 22】 SSC の利便性に関する定期的な各府立学校からの意見の聴取	74
2 部活動指導員	75
【意見 23】 「大阪府立学校部活動指導員バンク」の電子データベース化実行によ る業務円滑化	76
【意見 24】 指導実績証明書の記載方法についてのルール策定	77
【意見 25】 指導実績証明書の作成者についてのルール策定	81
3 スクールソーシャルワーカー	82
【意見 26】 スクールソーシャルワーカー未配置校の実情及び意見の定期的な把 握	83
4 研修制度	84
【意見 27】 受講義務がない研修の受講率の向上	87
5 人事評価	89
【意見 28】 授業アンケートの実施状況の把握	92
6 教職員による不祥事への対応	94
【意見 29】 不祥事に対する再発防止策検討体制の整備	94
第4 入札・契約事務に係る監査の結果及び意見	95
1 入札・契約事務に係る主な法令等	95
2 入札・契約事務に係る全般的事項	95
【監査の結果 9】 契約関係書類の保管方法に関する規則等の周知及び徹底 ...	95
【意見 30】 契約内容を構成する仕様書を効率的に特定できる方法での契約書作 成の検討	97

3	令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷	99
	【意見31】随意契約理由書の記載における随意契約理由の正確な反映	99
	【意見32】比較見積書省略理由の論理的整合性の検証	101
	【意見33】契約に基づく徴収書類の記載事項に遺漏がないか否かの確認の徹底	103
4	大阪府立図書館情報システム運用管理業務	104
	【監査の結果10】契約上必要な書類の徴収の徹底	104
5	大阪府立中学校・高等学校におけるネットワーク構築に関する委託契約	105
	【意見34】随意契約を選択した際の根拠資料の保管	106
6	令和2年度府立学校教職員ストレスチェック制度に関する業務（単価契約）	108
	【意見35】契約単価の検証	108
7	大阪府立園芸高等学校他2校 常駐警備業務	109
	【監査の結果11】槻の木高校において機械警備を実施しない根拠の精査	110
	【監査の結果12】警報装置設置状況図の徴収	110
	【意見36】園芸高校における常駐警備業務の委託の妥当性の精査	111
	【意見37】適切な委託業務の範囲の妥当性についての庁内の調整等	111
	【意見38】設計内訳書と見積書の乖離にかかる問題意識の庁内共有	112
8	府立学校（第四学区）警備業務 その1	113
	【監査の結果13】暴力団排除に関する誓約書の日付の記載	114
	【監査の結果14】業務実施計画書の提出義務について適用除外とする場合の明示	114
9	大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務	114
	【監査の結果15】随意契約一覧表の契約金額の記載誤り等	115
第5	債権管理に係る監査の結果及び意見	117
1	高等学校等使用料（入学料）	117
	【意見39】時効管理の徹底及び徴収停止の検討	117
2	高等学校等使用料（授業料）	118
	【監査の結果16】債務名義取得済みの本債権についての財産調査・強制執行	120
	【意見40】債権管理回収事務に関する人員体制の強化	120
	【意見41】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への支払督促以外の法的手段の記載	121
	【意見42】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への徴収困難案件の扱いの記載	121
	【意見43】債権管理台帳への消滅時効の起算日と完成日の欄の設置	121

3	高等学校等使用料（授業料に係る延滞金）	122
	【意見 44】時効管理の徹底	123
4	高等学校等使用料（空調使用料）	123
	【監査の結果 17】債務名義取得済みの本債権についての財産調査・強制執行	124
	【意見 45】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理	124
5	給与等過誤払金返納金	125
	【意見 46】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理	125
	【意見 47】早期の法的措置の検討	126
6	退職手当金返納金	126
	【意見 48】より効率的な債権回収計画の策定の検討	127
7	高等学校雑入（授業料等法的措置裁判費用）	127
	【意見 49】債権整理の方針の検討	127
第 6	教育機関に係る監査の結果及び意見	129
1	大阪府教育センター	129
	【意見 50】施設の有効利用	130
	【意見 51】カリナビのニーズに合った適切な運営	131
	【意見 52】調査・研究の成果物に関する情報発信の強化	131
2	教育庁所管の公の施設一般	133
	【意見 53】指定管理者制度運用マニュアルに沿った選定方法の決定	133
	【意見 54】指定管理者制度運用マニュアルの趣旨を踏まえた指定期間の設定	135
	【意見 55】指定管理者制度導入の適否に関する検討	137
	【意見 56】施設の老朽化に対する対策	138
	【意見 57】参考価格の算出方法に関するノウハウの蓄積	139
	【意見 58】指定管理者に対する評価方法の在り方	140
3	大阪府立中之島図書館	141
	【意見 59】共同事業体を指定管理者にすることの適否に関する検討	142
	【意見 60】重要文化財としての施設の維持に関する検討	142
	【意見 61】カフェスペースの賃借人からの共益費及び水道光熱費の徴収方法	143
	【意見 62】本部経費の算定根拠の検討	144
4	大阪府立漕艇センター	145
	【意見 63】漕艇センターの管理運営の在り方の検討	145
	【意見 64】漕艇センターを利用するに当たってのルールを作成及び周知	146
	【意見 65】艇庫内の艇の管理の徹底及びトラブル時のルールの作成	146

【意見 66】艇庫内の私物管理のルール策定.....	147
【意見 67】基本修繕費の定義の明確化，維持補修のリスク分担の検討.....	147
【意見 68】施設利用料金の徴収方法の検討.....	148
【意見 69】施設の効率的利用.....	149
【意見 70】施設利用方法の徹底.....	149
【意見 71】利用が見込まれる物品購入の徹底.....	150
【監査の結果 18】還付に関する規定の改善.....	150
5 大阪府立弥生文化博物館	151
【監査の結果 19】指定管理者を公募しない場合の判断根拠の明確化.....	153
【意見 72】博物館機構との一体的運営に関する検討の深化.....	154
【意見 73】書籍の保存方法の検討.....	154
【意見 74】実態を踏まえた本部人件費の検証.....	155
第7 外郭団体に係る監査の結果及び意見	156
1 公益財団法人大阪府文化財センター	156
【監査の結果 20】成果測定指標の実績値の集計誤り	158
【意見 75】成果測定指標の見直し.....	159
【意見 76】受託事業の精算スケジュールの見直し.....	161
2 一般財団法人大阪国際児童文学振興財団	162
【意見 77】中期経営計画の策定.....	164
【意見 78】公益目的支出計画の見直し.....	165
【意見 79】収益事業の収支改善策の検討.....	166
第4章 終わりに	168

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査対象期間

令和2年度（自令和2年4月1日 至令和3年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和3年度の事務についても監査対象とした。

第3 事件を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては、大阪府の施策としての重要度、財政への影響度、大阪府民の関心の高さ、過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮した。

大阪府は、大阪府教育振興基本計画を定めて毎年その点検及び評価を行うとともに、各府立学校（大阪府立学校条例第1条における、大阪府立中学校、大阪府立高等学校及び大阪府立特別支援学校をいう。以下においても同様である。）において学校経営計画を策定しこれに基づく学校評価を実施するなど、教育政策の発展・向上に積極的に取り組んでいることがうかがえる。一方で、教員の時間外労働や不祥事、生徒児童の心のケアなど、改善・解決に向けた不断の努力が求められる課題も多数存在する。これらの課題については、社会問題として広く議論されているところであり、その改善・解決に向けた取組みの実施状況に対する府民の関心は高いと考えられる。

また、大阪府が公表している各年度当初予算案の概要によれば、部局別内訳における教育庁の予算額は、令和元年度当初予算案において5316億4600万円、令和2年度当初予算案において5380億6000万円、令和3年度当初予算案において5423億9900万円であり、予算全体に占める割合は例年約15～20%と大きい。したがって、財政への影響度は大きく、財務事務の執行の効率性に対する府民の関心も高いと想定される。

以上より、教育庁の所管事業に関する財務事務の執行を、種々の課題に関する社会的状況を念頭に置きながら点検し、もって、より効率的かつ効果的な事務執行の余地を探索することは、教育庁所管事業の改善・向上、ひいては、地方自治法の趣旨たる「住民福祉の増進」、「最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」、「規模の適正化」の達成に資するものとして、意義深い実践であると考えられる。

以上の理由から、教育庁の所管事業に関する財務事務の執行を監査対象として選定することとした。

第4 監査の対象機関

1 対象機関

- ① 教育庁
- ② 教育機関

大阪府教育センター，大阪府立中之島図書館，大阪府立中央図書館，大阪府立体育会館，大阪府立臨海スポーツセンター，大阪府立門真スポーツセンター，大阪府立漕艇センター，大阪府立少年自然の家，大阪府立弥生文化博物館，大阪府立近つ飛鳥博物館，大阪府立近つ飛鳥風土記の丘，大阪府立河南高等学校，大阪府立淀川工科高等学校，大阪府立茨木支援学校（以下，以上についての表記は原則「大阪府（立）」を省略する。）

- ③ 外郭団体

公益財団法人大阪府文化財センター，一般財団法人大阪国際児童文学振興財団，財団法人大阪府私学総連合会

2 府立学校の選定方法

本監査では，各府立学校における事務執行ではなく，教育庁所管事業に係る財務事務の執行全般を監査テーマとした。そのため，府立学校については，時間的制約・人的資源による制約も踏まえ，その全てを監査対象とするのではなく，教育庁所管事業に係る課題の端緒を見出すことを目的として，各種事業の実施現場における実情を把握するためのサンプルとして3校を抽出し，その状況を検証することとした。具体的には，異なる過程の府立学校の実情を偏りなく把握できるよう，普通科高等学校，専門学科高等学校，支援学校から各1校を選定した。

選定にあたっては，公平性の観点から無作為の抽出とするため，専門学科高等学校及び支援学校については，令和2年度における在籍生徒児童の人数が最も多い学校を抽出することとし，淀川工科高等学校（以下「淀川工科高校」という。）及び茨木支援学校を選定した。

他方，普通科高等学校については，令和2年度在籍生徒数が最多の大阪府立山田高等学校において，令和2年度中は部活動指導員が配置されていなかったところ，本監査では労務管理を監査対象事項としていることから，労務管理における重要施策の一つである部活動指導員配置事業に係る実情を検討できるよう，令和2年度における部活動指導員の配置数が4名と最多であった河南高等学校（以下「河南高校」という。）を選定した（以下，監査対象とした府立学校3校を総称して「監査対象3校」という。）。

第5 包括外部監査の方法

1 監査の要点

本年度の監査においては，監査対象として選定した教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について，以下の基本的視点から監査を実施した。

- ① 法令等の遵守（地方自治法第 2 条第 16 項，適法性監査）
- ② 経済性・効率性・有効性の確保（地方自治法第 2 条第 14 項，3E 監査）
- ③ 組織及び運営の合理化（地方自治法第 2 条第 15 項）
- ④ 行財政改革を意識した監査

上記基本的視点を基礎に据えつつ，監査対象たる教育庁の所管事業に関する財務事務の内容及び性質に鑑み，特に以下の観点に留意して監査を実施した。

- ① 各種事務の執行は適法に，かつ，要綱・要領等の定めに従って行われているか。
- ② 各種事業は，予算の執行としての効率性・経済性を有しているか。
- ③ 各種計画の策定や各種事業の実施，これらの評価・改善のプロセスは，PDCA サイクルの手法に基づき適切に構築され，運用されているか。

2 主な監査の実施手法

(1) 監査の方法

監査手続は概ね以下の手法で行った。

- ① 予備調査段階では，教育庁の所管する各種事業の概要並びに教育機関及び教育庁所管の外郭団体（財政的援助団体又は出資団体をいう。以下においても同様である。）の概要を理解し，また，教育庁の所管事業に係る大阪府の要綱やルールを把握するため，質問書を送付して，これに対する回答及び資料提供を受けた。
- ② 本調査では，予備調査において提供を受けた資料の検討を踏まえて，個別の事業や制度に関するより詳細な質問書を送付し，これに対する回答及び資料提供を受けた。教育庁の他，各種教育機関及び教育庁所管の外郭団体についても，予備調査の結果を踏まえ，必要に応じて本調査の対象とした。
- ③ 本調査において得た回答及び提供資料の内容を検討した後，より詳細に各現場における事務執行に係る事情を把握するため，各所管課，教育機関又は外郭団体への往査又はヒアリングを行った。

特に，監査対象 3 校については，新型コロナウイルス感染症の流行状況や各学校における実情を考慮して，ウェブ会議システムを活用したヒアリングを行ったほか，物品管理状況に係る視察や，教員及び事務職員（以下「教職員」という。）を対象としたアンケートの実施を行い，実態の把握に努めた。

- ④ 上記の往査及びヒアリングと並行して，随時，追加質問書の送付，資料提供依頼，大阪府庁に赴いての資料閲覧を行い，財務事務執行状況について理解を深めるとともに，指摘すべき事項の検討・抽出を進めた。
- ⑤ 以上の検討を踏まえて監査の結果及び意見の案を作成し，これを各所管課，教育機関又は外郭団体に示して，事実関係に係る誤りの有無等について意見を聴取した。

(2) 監査手続において留意した事項

① 教育庁の所管する各種事業を広く監査対象としたうえで、課題があると思われる事業を抽出し、資料検討やヒアリングによって検討を深めた。また、予算の執行としての合理性・効率性に問題はないかという観点や PDCA サイクルが適切に機能しているかといった観点を重視することにより、財務監査としての位置づけを意識しながら検討を行った。

② 教育庁所管事業に係る財務事務の執行という広範な監査対象について、できる限り偏りなく充実した点検を行うことができるよう、本調査の初期段階では、監査人補助者を2名ずつ3チームに分けてチームごとに担当分野を割り振り、各チームで質問書作成やヒアリング、資料検討を行った。

その後、検討を進めるなかで、個別の事業又は論点につき、チーム間で分担を決め、各補助者は、自身が検討と報告書起案を主体的に担当する事業又は論点について、更に精査を行った。

検討の視点の均質化を図るため、少なくとも1か月に2回程度、時期によっては毎週1回、定期的に全員が参加する会議の場を設けて、各補助者の検討の経過や問題意識を共有し、議論を重ねた。

③ 多数の生徒児童が所属する監査対象3校については、新型コロナウイルス感染症の流行状況に鑑み、各学校から聴取した実情を考慮して、ヒアリングをウェブ会議システムによって実施するとともに、物品管理状況に係る視察は別途、少人数で行った。

なお、監査対象3校のうち茨木支援学校についても、当初、物品管理状況に係る視察を行う予定であったが、同校より、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合に重症化が懸念される生徒児童やワクチン未接種の児童生徒が多数在籍しているとの申し出があったこと、及び、当該時期における同感染症の流行状況を考慮して、安全に監査を執り行うため、現地での視察は行わず、物品管理状況に係る写真の提供と書面による回答を受ける方法に代えることとした。

その他、教育庁所管課についても、状況に応じてウェブ会議システムを活用して意見交換を行い、効率的に監査を実施するよう努めた。

④ 包括外部監査人補助者の経験を有する公認会計士1名を補助者におき、同補助者の会計的視点に基づく見識を踏まえて検討を行うよう心掛けた。

(3) アンケート実施状況

本監査においては、教育庁の所管事業が現実運用される場面に立ち会っている教職員の実感やその勤務の実態等を直接に把握するため、監査対象3校の教職員を対象として、アンケートを実施した。

アンケートの対象とした項目は、①私費会計に係る事務の業務実態、②教員の持ち帰

り業務の発生状況，③部活動指導員配置事業の効果，④教育センターが提供する研修等の受講・活用状況の4項目である。これらの項目について，教職員の回答に要する時間が極力少なくなるよう配慮し，選択肢型の質問を主として，計26問の質問を設けた。

アンケートの配布対象とする教職員の範囲は，監査対象3校から聴取した実情を考慮して，アンケートへの回答自体が教職員への過度な負担とならないよう，上記のアンケート項目について回答を得るのに必要十分な範囲とした。具体的には，①私費会計を担当する事務職員（非正規職員であっても，私費会計を担当する者であれば対象に含めた。）及び②教員全員（非正規教員を含めた。）を配布対象とするよう，監査対象3校に依頼した。なお，監査対象3校には，あくまでも任意の協力の範囲で回答を依頼するものであることを申し添えた。

アンケートの配布及び回答の状況は以下のとおりである。「配布対象者数」は実際に監査対象3校がアンケートを配布した教職員の人数であり，「回答者数」はそのうち回答を記入して監査対象3校に提出した者の人数である（回答者のうち，教員は3校で計149名であった。）。なお，「回答率」は，小数点以下を四捨五入している。

	河南高等学校	淀川工科高等学校	茨木支援学校	合計
配布対象者数	77名	98名	169名	344名
回答者数	37名	45名	81名	163名
回答率	約48%	約46%	約48%	約47%

また，実際に監査対象3校に配布を依頼したアンケートの内容は，以下のとおりである。

令和3年度包括外部監査 府立学校アンケート

包括外部監査人 西出智幸

お忙しいところ恐れ入りますが，ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以下の質問に対し，ご回答ください。

選択肢のあるものについては，当てはまるものに○を付けてください。

1 あなたが勤務している学校はどれですか。

ア：河南高等学校

イ：淀川工科高等学校

ウ：茨木支援学校

2 あなたの立場はどれですか。

- 8 あなたは、直近1年の間に、私費会計の事務を自宅で行ったことはありますか。

ア:ある イ:ない

- 9 あなたは、直近1年の間に、私費会計の事務を行うために休日に出勤したことはありますか。

ア:ある イ:ない

※以下の質問は、質問 2 で「ア:教員」と答えた方のみご回答ください。

それ以外の方は、アンケート終了です。

- 10 あなたは、自宅に持ち帰って業務を行うことがありますか。

ア:ある イ:ない

※「ない」の場合、質問「13」にお進みください。

- 11 あなたが自宅に持ち帰って業務を行う時間(休日を含み、テレワークの時間や、自らの判断で行う自己研鑽の時間を除きます。)は次のうちどれですか。最も近いものを選択してください。

ア:1か月あたり60時間以上

イ:1か月あたり30時間以上60時間未満

ウ:1か月あたり15時間以上30時間未満

エ:1か月あたり15時間未満

- 12 あなたが自宅に持ち帰って行う業務の類型として、最も多いものをご回答ください。

例)授業の予習, テストの採点 等

- 13 現在、部活動の顧問をされている方は、以下の質問にご回答ください。

- 【13-1】 部活動の顧問をする際に、最も負担が大きいと感じる点は次のうちどれですか。
当てはまるものがない場合は、「エ:その他」の()内に簡単にご記載ください。

ア:指導に必要な知識・技術の習得が必要となること

イ: 部活動以外の業務に割く時間が減少すること

ウ:休日(土日祝日)の練習や引率が生じること

エ:その他()

- 【13-2】 顧問としての業務に割く時間(所定の部活動時間や練習・引率の他、これらの準備等の作業を行う時間を含みます。)は、一週間におよそ何時間ありますか。

回答:一週間に約()時間

- 14 現在、部活動の顧問をされている方のうち、その部活動に「部活動指導員」が配置されている方は、以下の質問にご回答ください。

【14-1】 部活動指導員の配置により、ご自身の時間外在校時間は減少しましたか。

ア:はい イ:いいえ ※「はい」の場合、【14-3】にお進みください。

【14-2】 【14-1】で「いいえ」と回答された方は、理由を簡単にご記載ください。

()

【14-3】 部活動指導員の配置制度について、改善したほうが良いと感じる点があれば、ご記載ください。

()

- 15 教員としての経験年数をご回答ください。

()年

- 16 教育センターの「カリキュラム NAViプラザ」(以下、「カリナビ」)を利用したことがありますか。

ア:ある イ:ない

- 17 (質問 16 で「ア:ある」と答えた方)カリナビについて、どのような目的で利用しましたか。

ア:授業やカリキュラム等に関する情報収集

イ:校内研修支援の依頼

ウ:カリキュラム等に関する相談

エ:その他()

- 18 カリナビを最後に利用した時期はいつごろですか。

例)「教員になる前」,「教員何年目」,「数か月前」等

()

- 19 教育センターでは、教育に関する調査・研究を行い、その成果を様々な形で発信しています。そのような調査・研究の成果物を目にしたことがあるツールを、次の中からご回答ください。

(複数回答可)

ア:教育センターホームページの「調査・研究」のページ(教職員専用サイトを含む)

イ:教育センターのメールマガジン

ウ:教育センター研究フォーラム

エ:その他()

20 調査・研究の成果物について、あなたの利用状況と最も近いものを次の中から選んでください。

ア:日ごろから積極的に成果物に目を通し、参考にしている。

イ:自己の業務に必要な範囲で成果物を利用している。

ウ:以前は利用していたが、最近はあまり利用していない。

エ:これまでの教員生活を通じて、ほとんど利用していない。

21 教育センターの主催する教員向け研修について、あなたの受講状況と最も近いものを次の中から選んでください。

ア:受講義務があるとされている研修のみ受講している。

イ:総合研修(初任者研修や年次、職に応じた研修)を中心に受講している。

ウ:総合研修に限らず、課題別研修や授業力向上研修についても積極的に受講している。

22 (質問 21 においてア又はイと回答した方)課題別研修や授業力向上研修について受講しない理由として、当てはまるものを次の中から選んでください。

(複数回答可)

ア:業務多忙のため時間が取れない。

イ:特に受講を希望する研修がない。

ウ:受講したくても定員の関係で受講できなかった。

エ:その他()

23 教育センターの研修に関して、改善した方が良いと感じる点があれば、ご記載ください。

()

ご協力ありがとうございました。

(4) 監査対象とした入札・契約案件の一覧

本監査において監査対象とした教育庁所管の入札・契約案件は、以下のとおりである。

	入札・契約の別	契約件名又は案件名称
1	入札	大阪府立富田林支援学校昇降機設備改修工事
2	入札	府中遺跡発掘調査に伴う機械掘削等工事
3	入札	大阪府立北野高等学校プール改修工事
4	入札	大阪府立四條畷高等学校ブロック塀改修工事
5	入札	宮園遺跡発掘調査（その2）に伴う機械掘削等工事
6	入札	大阪府立岸和田高等学校ブロック塀改修工事
7	入札	大阪府立岸和田支援学校校舎棟他2棟大規模改修工事設計業務
8	入札	大阪府立知的障がい支援学校（仮称）施設整備工事基本計画策定業務
9	入札	大阪府立近つ飛鳥博物館等多言語解説整備業務
10	入札	統合 ICT ネットワークにおける教職員端末機等の賃貸借
11	入札	大阪府立中之島図書館 書架移設、図書類運搬及び精密配架業務
12	入札	大阪府立中央図書館図書搬送業務
13	入札	SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務
14	入札	大阪府立図書館情報システム運用管理業務
15	入札	大阪府立中学校・高等学校職員室等ネットワーク機器の購入
16	入札	スマートスクール推進事業モデル校校内ネットワーク機器の購入
17	入札	大阪府立中学校・高等学校校内ネットワーク機器の購入
18	契約	茨木支援学校環境整備清掃業務
19	契約	大阪府立学校校務処理システム改修等業務委託
20	契約	大阪府立学校校務処理システム運用保守業務
21	契約	SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務（随意契約分）
22	契約	SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務（単価契約分）
23	契約	令和2年度 通学等バス運行業務委託
24	契約	大阪府立東住吉支援学校における学校給食調理業務
25	契約	大阪府立東淀川支援学校における学校給食調理業務
26	契約	大阪府立和泉支援学校における学校給食調理業務
27	契約	大阪府立茨木支援学校における学校給食調理業務
28	契約	大阪府立生野支援学校における学校給食調理業務
29	契約	大阪府立西淀川支援学校における学校給食調理業務
30	契約	令和2年度府立学校教職員ストレスチェック制度に関する業務（単価契約）
31	契約	令和元年度中学生チャレンジテスト（1・2年生）実施業務
32	契約	大阪府立園芸高等学校他2校 常駐警備業務
33	契約	大阪府立北野高等学校外7件 ESCO 事業
34	契約	府立学校（第四学区）警備業務 その1
35	契約	大阪府立図書館管理運営業務
36	契約	大阪府立中央図書館 ESCO 事業
37	契約	大阪府立中学校・高等学校 校内ネットワーク設計・設定作業業務
38	契約	大阪府中学校・高等学校既設ネットワーク機器構成変更
39	契約	大阪府学校情報ネットワーク 府立支援学校（12校）端末機及びネットワーク機器等の賃貸借
40	契約	大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務
41	契約	新型コロナウイルス感染拡大防止による休館等要請に伴う補填
42	契約	図書カードネットギフトの買入
43	契約	令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷
44	契約	大阪府立寝屋川高等学校外4校経年埋設内管改修工事

第6 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	西出智幸
補助者	弁護士	西尾和則
	弁護士	吉住豪起
	弁護士	藤原和久
	弁護士	坂井俊介
	弁護士	吉岡沙映
	公認会計士	浦野清明

第7 往査等の状況

監査手続においては、主に、監査人及び補助者間での会議（新型コロナウイルス感染症の流行状況と効率的な監査の実施に鑑み、基本的に、ウェブ会議システムにより実施した。）、大阪府提供資料の検討及び報告書起案に関する業務、並びに大阪府庁に赴いてのヒアリング、意見交換及び資料閲覧の業務を実施した。

令和3年4月から令和4年1月までの10か月間に、監査人及び各補助者による業務のほか、全員が参加するウェブ会議システムによる会議を計20回行った。また、必要に応じて、同一分野を担当する補助者の間での会議も実施した。

往査等の状況の概要は以下のとおりである。なお、以下の資料閲覧、ヒアリング及び意見交換には、監査人及び補助者が各所属事務所において電話又は電子メール等により行ったものは含まれない。

＜往査等の状況＞

年月日	時間帯	対象団体	内容	監査人	補助者
R3.8.12	終日	教育庁	ヒアリング	1	6
R3.8.23	終日	教育庁	ヒアリング	1	6
R3.9.1	午後	教育庁	資料閲覧		2
R3.9.10	午後	教育庁	ヒアリング		2
R3.9.14	午後	国際児童文学振興財団	ヒアリング・資料閲覧		2
R3.9.17	午前	文化財センター	ヒアリング・資料閲覧		2
R3.9.21	午前	教育センター	ヒアリング・資料閲覧		2
R3.9.22	午前	教育庁	ヒアリング		2
R3.10.7	午前	教育庁	資料閲覧		3
R3.10.7	午後	教育庁	資料閲覧		1
R3.10.8	午後	教育庁	資料閲覧		2
R3.10.11	午後	教育庁	資料閲覧		1
R3.10.12	午後	教育庁	資料閲覧		1

R3. 10. 13	午前	教育庁	資料閲覧		2
R3. 10. 14	午前	弥生文化博物館	ヒアリング		2
R3. 10. 14	午後	教育庁	資料閲覧		1
R3. 10. 18	午後	教育庁	資料閲覧		1
R3. 10. 19	午前	教育庁	資料閲覧		1
R3. 10. 19	午前	漕艇センター	ヒアリング		2
R3. 10. 21	午後	中之島図書館	ヒアリング		2
R3. 10. 22	午前	教育庁	資料閲覧		1
R3. 10. 26	午後	教育庁	資料閲覧		2
R3. 10. 29	午前	淀川工科高等学校	ヒアリング（ウェブ）		4
R3. 10. 29	午後	河南高等学校	ヒアリング（ウェブ）		4
R3. 11. 4	午前	教育庁	資料閲覧		2
R3. 11. 4	午後	淀川工科高等学校	物品確認		1
R3. 11. 5	午後	茨木支援学校	ヒアリング（ウェブ）		4
R3. 11. 11	午後	教育庁	資料閲覧		1
R3. 11. 12	午前	教育庁	資料閲覧		1
R3. 11. 12	午後	河南高等学校	物品確認		1
R3. 11. 16	午後	教育庁	ヒアリング		1
R3. 11. 30	午前	教育庁	資料閲覧		1
R3. 12. 17	終日	教育庁	意見交換	1	6
R3. 12. 21	午後	教育庁	意見交換		2
R4. 1. 6	午前	教育庁	意見交換（ウェブ）		1
R4. 1. 6	午後	河南高等学校	意見交換		1
R4. 1. 12	午後	教育庁	資料閲覧		1

第8 包括外部監査の実施期間

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第10 報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

監査結果報告書は大阪府に提出するものであるが、公表が予定されていることに鑑み、

府民にとって理解しやすい記述を行うよう努めた。また、監査の結果及び意見については、各所管課をはじめとする関係者が対応や措置を觀念しやすい記載を心掛けるとともに、教育庁におけるより合理的・効率的な財務事務の執行に資するものとなるよう、具体的かつ明確な記述に努めた。

2 構成

本報告書では、まず、第2章において、監査の結果及び意見を述べる前提として、教育庁の組織概要及び教育行政の概況、並びに各種教育機関及び教育庁所管団体の概要を記載した。

続く第3章において、教育庁の所管する各事業の財務事務の執行に関する具体的な監査の結果及び意見を記載している。第3章冒頭で教育施策に係る監査の結果及び意見を記載したのち、府立学校、労務管理、入札・契約事務、債権管理、教育機関・外郭団体という5項目の事業又は論点ごとに、監査の結果及び意見を記載した。

その他、本報告書の具体的な構成については、目次を参照されたい。

3 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【監査の結果】	適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもの。
【意見】	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

本監査報告書に記載した監査の結果は計20項目、意見は計79項目である。

4 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見の記載箇所においては、まず、その要旨を明らかにし、続いて、当該監査の結果又は意見を述べることとした理由を記述している。

各監査の結果及び意見の見出し部分では、監査の結果・意見の別を記載した上で、その内容の骨子を示す表題を付した。また、監査の結果及び意見のそれぞれに、通し番号を付している。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 大阪府教育庁の概要

1 教育委員会制度

教育委員会は、地方公共団体における教育行政の執行機関であり、知事から独立した行政委員会である。教育委員会の根拠規定は、地方自治法に定めがあるが（地方自治法第180条の8）、教育委員会制度そのものについては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）によって規定されている。

地教行法によれば、教育委員会は「教育長及び四人の委員をもって構成する」とされ、都道府県等の教育委員会については条例により五人以上の委員によって組織することができる（地教行法第3条）。教育長は、「教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」（地教行法第13条第1項）とされ、平成27年4月1日施行にかかる地教行法改正により、教育長が教育行政における第一義的責任者であることが明確化された。

教育委員会の職務権限は、地教行法第21条に規定があり、学校その他の教育機関について、その設置・管理・廃止、教育財産の管理、人事等のあらゆる事項に加え、社会教育、スポーツ、文化財の保護等にも及ぶ。

教育委員会が前記職務権限に属する事務の処理をするために、事務局を置くこととされているが（地教行法第17条第1項）、大阪府においてこれに該当するのが教育庁である。もっとも、大阪府では、私学行政に関する事務を知事から教育長に委任し、教育委員会事務局に私学課を設置することで、一体として教育庁とする組織体制を取っている。

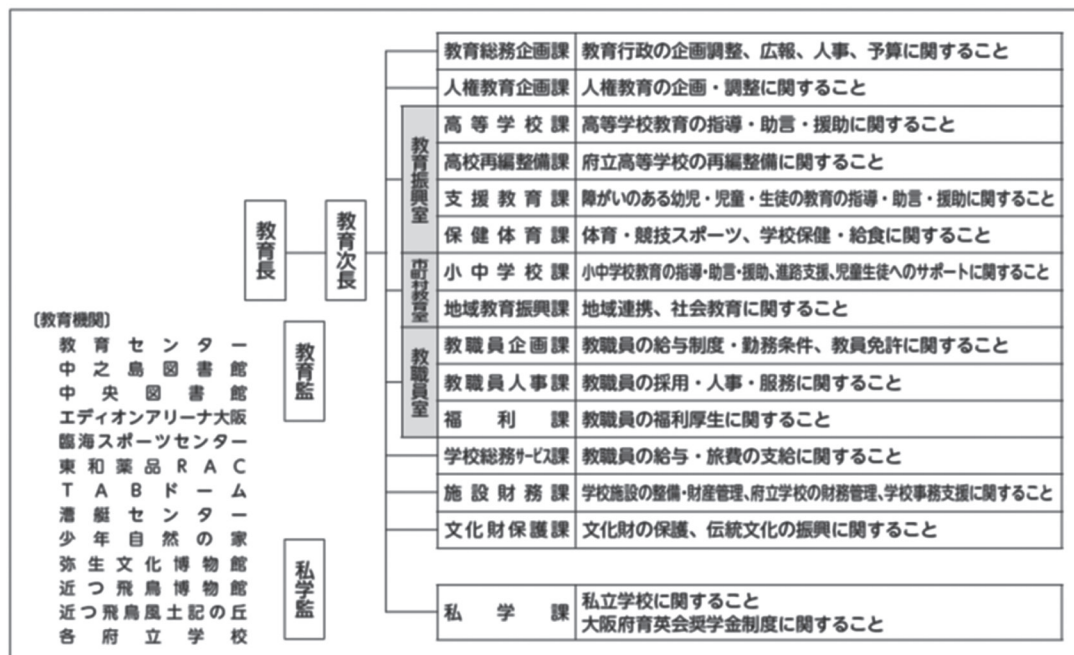
2 大阪府教育庁の組織及び事務分掌

大阪府教育委員会は、教育長及び5人の委員で構成され、教育庁を事務局として、主として下記の教育行政を担っている。

- ・学校の教育課程・学習指導・進路指導に関すること
- ・公立学校、その他の教育機関の設置・管理・廃止に関すること
- ・教育委員会・学校その他の教育機関の職員の人事に関すること
- ・社会教育の振興に関すること
- ・体育・スポーツの振興に関すること
- ・文化財の保護に関すること
- ・大阪府内の市町村教育委員会に対する指導や助言

大阪府教育庁の組織（主たる事務分掌を含む）の概要は、下図のとおりである。

大阪府教育庁の組織



（きょういくハンドブック令和2年度版より引用）

第2 大阪府における教育行政の状況

1 大阪府教育振興基本計画

(1) 計画の位置づけ

国は、教育基本法第17条第1項に基づき、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）を策定し、今後予測される社会の変動・課題を踏まえた教育政策の基本的な方針を打ち出し、各地方公共団体における教育振興計画の策定・見直しに参考となるべき教育目標やその測定指標等をも示した。

地方公共団体は、そうした国の計画を「参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」（教育基本法第17条第2項）とされており、かかる規定に基づく計画として位置づけられるのが、大阪府教育振興基本計画（平成25年3月策定）である。

大阪府教育振興基本計画は、概ね幼児期から高校段階までの教育を核とした、高等教育（大学）を除く学校教育、家庭教育、社会教育等に関する施策を中心とする計画である。そのほか、教育委員会の職務権限にかかる文化、スポーツの振興や、大学にかかる施策等については、それぞれの分野ごとに策定された関連計画等（大阪府文化振興計画、大阪府スポーツ推進計画、公立大学法人大阪府立大学中期目標など）との整合性を図りながら、施策を推進するとされている。

(2) 計画の概要

大阪府教育振興基本計画は、平成25年度を初年度とし、令和4年度目標とする10か年計画である。同計画では、基本的な目標として、以下の3つの「めざす目標像」と、3つの「教育振興の目標」を掲げる。

【めざす目標像】

- ・自らの力や個性を発揮して夢や志を持ち、粘り強く果敢にチャレンジする人づくり
- ・大きく変化する社会経済情勢や国際社会の中で、自立して力強く生きる人づくり
- ・自他の生命を尊重し、違いを認め合いながら、自律して社会を支える人づくり

【教育振興の目標】

- ・すべての子どもの学びの支援
- ・教育の最前線である学校現場の活性化
- ・社会総がかりでの大阪の教育力の向上

そして、これらの基本的な目標の実現に向け、10の「基本方針」を定め、具体的な施策について50の「重点取組」を挙げている。

＜基本方針及び重点取組＞

基本方針 1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	
【重点取組1】	子どもの力をしっかり伸ばす学校力の向上
【重点取組2】	これからの社会で求められる確かな学力のはぐくみ
【重点取組3】	互いに高めあう人間関係づくり
【重点取組4】	校種間連携の推進
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	
(1) 公私が力を合わせて高校の教育力向上をすすめます	
【重点取組5】	就学機会の確保と学校を選択できる環境づくり
【重点取組6】	公私の切磋琢磨と連携・協力による取組み
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	
(2) 活力あふれる府立高校づくりをすすめます	
【重点取組7】	社会の変化やニーズを踏まえた府立高校の充実
【重点取組8】	生徒の自立を支える教育の充実
【重点取組9】	つながりをはぐくむ学校づくり
【重点取組10】	学習環境の整備
【重点取組11】	公平でわかりやすい入学選抜の実施
【重点取組12】	活力ある学校づくりをめざした府立高校の再編整備
基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます	
(3) 特色・魅力ある私立高校づくりを支援します	
【重点取組13】	公私を問わない自由な学校選択の支援
【重点取組14】	特色ある私学教育の振興
基本方針 3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	
【重点取組15】	支援を必要とする児童・生徒の増加や多様化に対応した環境整備
【重点取組16】	就労を通じた社会的自立支援の充実
【重点取組17】	一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実
【重点取組18】	発達障がいのある幼児・児童・生徒への支援
【重点取組19】	私立学校における障がいのある子どもへの支援
基本方針 4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	
【重点取組20】	夢や志を持って粘り強くチャレンジする力のはぐくみ
【重点取組21】	社会に参画し貢献する意識や態度のはぐくみ
【重点取組22】	ルールを守り、人を思いやる豊かな人間性のはぐくみ
【重点取組23】	いじめや不登校等の生徒指導上の課題解決に向けた対応の強化
【重点取組24】	体罰等の防止
基本方針 5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます	
【重点取組25】	運動機会の充実による体力づくり
【重点取組26】	学校・家庭・地域の連携による生活習慣の定着を通じた健康づくり

基本方針 6 教員の力とやる気を高めます	
【重点取組27】	大量退職・大量採用を踏まえた教員の資質・能力の向上
【重点取組28】	がんばった教員がより報われる仕組みづくり
【重点取組29】	指導が不適切な教員への厳正な対応
【重点取組30】	私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
基本方針 7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	
【重点取組31】	校長マネジメントによる学校経営の推進
【重点取組32】	地域・保護者との連携による開かれた学校づくり
【重点取組33】	校務の効率化
【重点取組34】	私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
基本方針 8 安全で安心な学びの場をつくります	
【重点取組35】	府立学校の計画的施設整備の推進
【重点取組36】	災害時に迅速に対応するための備えの充実
【重点取組37】	安全・安心な教育環境の整備
【重点取組38】	私立学校における安全・安心対策の促進
基本方針 9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	
【重点取組39】	教育コミュニティづくりと活動を支えるための条件整備
【重点取組40】	豊かなつながりの中での家庭教育支援
【重点取組41】	人格形成の基礎を担う幼児教育の充実
基本方針10 私立学校の振興を図ります	
【重点取組42】	私立幼稚園における取組みの促進
【重点取組43】	私立小・中学校における取組みの促進
【重点取組44】	特色・魅力ある私立高校づくりの支援
【重点取組45】	専修学校・各種学校における取組みの促進
【重点取組46】	私立学校における障がいのある子どもへの支援
【重点取組47】	私立学校におけるいじめや不登校等生徒指導上の課題解決、及び体罰等の防止に向けた取組みの促進
【重点取組48】	私立学校における教員の資質向上に向けた取組みの支援
【重点取組49】	私立学校における開かれた学校運営に向けた取組みの促進
【重点取組50】	私立学校における安全・安心対策の促進

(令和元年度教育行政に係る点検及び評価報告書より抜粋)

大阪府は、上記基本方針及び重点取組に関する具体的な事業計画を、前期（平成 25 年度～同 29 年度）、と後期（平成 30 年度～令和 4 年度）に分けて策定し、具体的な事業内容や事業目標、実現をめざす主な指標とその目標値を定め、これらを踏まえた PDCA サイクルを確立し、進捗管理を図ることとしてきた。

(3) 計画の点検及び評価

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている（地教行法第 26 条第 1 項）。また、大阪府教育行政基本条例によれば、知事及び大阪府教育委員会は、教育振興基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成しなければならない（大阪府教育行政基本条例第 6 条第 1 項）、前記地教行法に基づく点検及び評価と合わせて、一つの報告書（教育行政に係る点検及び評価報告書 以下、「点検及び評価報告書」といいう。）に取りまとめている。

点検及び評価報告書では、基本的には上記重点取組ごとに目標、計画策定時の実績、当該年度の実績が記載され、進捗状況を◎又は×（当該年度を目標年次として設定して

いるもの)、○又は△(翌年度以降を目標年次として設定しているもの)で評価している。また、実現をめざす主な指標についても、目標値と実績値(計画策定時、平成30年度から当該年度まで)を表にして数値の推移が分かるようにしたうえで、重点取組と同様の方法で評価している。

2 教育予算の推移

(1) 近年の教育予算の概観

教育予算(教育費)の当初予算ベースでの推移は以下のとおりである。

＜当初予算の推移＞

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31/ 令和元年度	令和2年度
教育総務費	87,132,274	66,288,018	64,367,371	60,863,857	58,959,309
小学校費	213,364,389	136,348,792	139,051,638	138,760,324	140,985,137
中学校費	130,894,207	83,949,524	82,631,419	82,072,465	81,795,561
高等学校費	98,705,804	95,367,329	97,002,982	94,786,436	93,117,488
特別支援学校費	50,742,276	50,166,040	52,114,244	50,817,536	49,938,016
社会教育費	1,339,792	1,340,883	1,335,301	1,382,335	1,533,628
保健体育費	1,684,996	1,824,928	2,073,507	2,000,761	2,060,567
大学費	13,009,879	12,986,260	13,583,443	13,399,914	16,374,630
文教諸費	100,654,486	97,934,984	96,467,949	100,965,128	109,673,321
合計	697,528,103	546,206,758	548,627,854	545,048,756	554,437,657

(大阪府ホームページより作成・千円未満切捨て)

合計額としては、平成29年度以降は、概ね5500億円前後で推移している。教育総務費、小学校費及び中学校費につき、平成29年度が平成28年度から大幅に減額されているのは、府費負担教職員に係る給与負担事務が指定都市へ移譲されたことから、大阪府の負担が縮小したためである。

費目別にみると、教育総務費、中学校費、高等学校費、特別支援学校費が減少傾向であるのに対して、小学校費、社会教育費、保健体育費、大学費及び文教諸費は増加傾向にある。その要因の例を挙げると、教育総務費、中学校費、高等学校費及び特別支援学校費については、教職員の減員により人件費が減少しているためであると考えられる。他方、小学校費については、教職員の増員により人件費が増加していること、社会教育費については、中之島図書館の耐震改修事業費により増加していること、保健体育費については、学校給食の民間委託の推進、スポーツ施設の耐震改修事業により増加してい

ること、大学費については、令和２年度に開始された大学等の授業料等減免に対する交付金や新大学学舎整備事業費により増加していること、文教諸費については、私学振興費が増加していることが挙げられる。

(2) 近年の予算現額と支出済額の推移の概観

教育予算（教育費）の予算現額と支出済額の推移は以下のとおりである。

＜予算現額の推移＞

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／ 令和元年度	令和 2 年度
教育総務費	84,561,286	64,396,936	62,562,610	62,411,977	64,371,112
小学校費	213,268,079	134,808,271	135,771,712	137,739,816	139,180,959
中学校費	129,517,184	81,229,640	79,910,818	80,110,081	79,442,963
高等学校費	97,154,620	93,931,504	96,186,820	92,800,511	89,190,924
特別支援学校費	50,329,145	51,170,661	51,588,670	50,786,273	50,871,408
社会教育費	1,341,712	1,352,636	1,343,812	1,380,536	1,484,452
保健体育費	1,639,669	1,818,110	2,048,072	2,059,095	2,253,255
大学費	12,765,934	12,967,454	13,386,066	13,392,989	15,057,448
文教諸費	97,965,301	97,438,237	96,029,596	100,107,184	108,170,085
合計	688,542,930	539,113,449	538,828,176	540,788,462	550,022,606

(大阪府ホームページより作成・千円未満切捨て)

多くの費目が各年度において当初予算から減額されているが、平成 31 年度／令和元年度と令和 2 年度の教育総務費、平成 29 年度と令和 2 年度の特別支援学校費、平成 28 年ないし平成 30 年度の社会教育費、平成 31 年度／令和元年度及び令和 2 年度の保健体育費については、増額されている。

特に、令和 2 年度は 3 つの費目について増額されているが、これは、新型コロナウイルス感染症対策が主な要因と考えられ、例えば、保健衛生用品等の購入（保健体育費）、家庭学習支援事業、オンライン授業体制の確立（教育総務費）、学習支援員の確保（特別支援学校費）などが挙げられる。

＜支出済額の推移＞

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／ 令和元年度	令和 2 年度
教育総務費	80,525,485	61,148,480	59,638,632	55,210,193	57,774,184
小学校費	211,220,298	133,971,691	134,943,034	136,857,180	138,186,292
中学校費	128,382,884	80,779,935	79,457,233	79,466,430	78,900,850
高等学校費	95,819,232	92,681,505	95,060,976	91,183,517	85,890,987
特別支援学 校費	49,213,313	49,156,724	50,046,415	49,936,453	49,063,469
社会教育費	1,310,199	1,329,164	1,319,861	1,333,646	1,445,071
保健体育費	1,585,713	1,664,154	1,923,131	1,980,289	2,078,866
大学費	12,719,015	12,955,368	13,381,720	13,387,566	14,931,557
文教諸費	97,121,058	95,890,632	94,998,215	97,955,126	105,027,945
合計	677,897,200	529,577,657	530,769,221	527,310,404	533,299,223

(大阪府ホームページより作成・千円未満切捨て)

＜支出済額の予算現額に対する割合＞

(単位：％)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31／ 令和元年度	令和 2 年度
教育総務費	95	94	95	88	89
小学校費	99	99	99	99	99
中学校費	99	99	99	99	99
高等学校費	98	98	98	98	96
特別支援学 校費	97	96	97	98	96
社会教育費	97	98	98	96	97
保健体育費	96	91	93	96	92
大学費	99	99	99	99	99
文教諸費	99	98	98	97	97
合計	98	98	98	97	96

(大阪府ホームページより作成・小数点以下切捨て)

多くの費目について、予算現額の 95％以上を執行しているが、教育総務費と保健体育費については、95％を下回る年度がある。

その主な要因の例を挙げると、教育総務費は、平成 31 年度／令和元年度は年度末に

国の経済対策に基づき ICT 関連の補正予算を計上したが、執行は令和 2 年度になるという事で繰り越されたためである。保健体育費については、災害共済給付の予測値を予算化せざるを得ず、給付実績が予算を下回ることがあるためである。

(3) 令和 2 年度の教育予算の概要

令和 2 年度において、教育庁では、部局運営方針において、重点テーマとして以下の 10 項目を挙げており、それぞれの項目にかかる主な取組みとして以下の事業を挙げている。

<重点テーマ>

重点テーマ	主な取組み	当初予算 (千円)
1 市町村とともに小・中学校の教育力を充実します	スクール・エンパワーメント推進事業	440
	中学生学びチャレンジ事業	338,208
	小学生新学力テスト事業 (令和 3 年度から実施)	320
2 府立学校の教育力を向上させます	府立学校スマートスクール推進事業	163,936
	府立高等学校キャリア教育体制整備事業	2,277
3 障がいのある子ども一人ひとりの自立を支援します	知的障がい支援学校新校整備事業	15,656
	医療的ケア通学支援事業	567,369
4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます	いじめ虐待等対応支援体制構築事業	276,674
	SNS 活用相談体制調査研究事業	29,496
	小中学校における日本語指導推進事業	49,800
5 子どもたちの健やかな体をはぐくみます	子ども元気アッププロジェクト事業	938
	小学生スポーツテストの充実に向けた研究	予算計上無し
6 教員の力とやる気を高めます	教職員採用選考	22,095
	教職員資質向上方策推進事業	47,635
7 学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます	部活動指導員配置事業	53,263
	障がいのある教職員の定着支援事業	35,253
8 安全で安心な学びの場をつくれます	府立学校施設長寿命化整備事業	1,838,897
	府立学校体育館空気調節設備整備事業	1,133,512
9 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育を支援します	教育コミュニティづくり推進事業	61,063
	家庭教育力向上事業	2,000

10 私立学校の振興を図ります	私立高等学校等生徒授業料支援補助金	14,174,973
	大阪府立私立幼稚園預かり保育事業補助金	400,100
	私立専門学校授業料等減免事業	4,164,443

(大阪府ホームページより作成)

大阪府は、学校施設の老朽化が進行していることから、長寿命化に多額の予算を投じている。

また、夏に酷暑となることが多く、体育館への空調設備の整備を進めている。

さらに、あらゆる子どもに学ぶ機会をもってもらおうという意味では、いじめ虐待等への対応、医療的ケアの必要な児童、生徒に対する通学支援に多くの予算を投じていることも注目される。

加えて、ICT 技術を利用して教育をさらに充実させるため、スマートスクール推進事業に取り組んでいる。

3 学校教育の概況

(1) 府立学校の概要

ア 学校数・生徒等数・教職員数等

「府立学校」とは、大阪府立学校条例第 1 条における、大阪府立中学校、大阪府立高等学校及び大阪府立特別支援学校をいう。

令和 2 年 5 月 1 日時点における、府立中学校、府立高等学校及び府立特別支援学校の学校数・生徒等数・教職員数等は、以下のとおりである。

<学校数・生徒等数・教職員数等>

学校種別	学校数 (注 1)	幼児児童生徒数	本務教員数	職員数
中学校	1	358	19	2
高等学校 (全日制・定時制)	135(1)	106,494	7,766	867
特別支援学校	46(2)	9,155	5,190	404

(注 1) ()内は分校で内数である。

(大阪府教育庁きょういくハンドブック令和 3 年(2021 年)より引用)

イ 府立高等学校の学科等の設置状況

府立高等学校には、生徒が興味や関心、進路希望等に応じて学習できるようにとの趣旨により、以下のとおりの学科が設置されている(令和 3 年度入学者選抜で生徒募集を

行った学科による分類。）。

＜府立高等学校の学科等の設置状況＞

学科種別			学校数
全日制	普通科		80
	専門学科	農業に関する学科	2
		工業に関する学科	9
		国際文化科	8
		総合科学科	3
		グローバル科	2
		体育に関する学科	2
		文理学科	10
		芸能文化科	1
		音楽科	1
		総合造形科	1
	総合学科		25
		(うち)エンパワメントスクール	8
(うち)クリエイティブスクール		1	
定時制			15
多部制単位制Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ部			1
通信制			1

(大阪府教育庁きょういくハンドブック令和3年(2021年)より作成)

ウ 府立高等学校の一覧

府立高等学校の一覧は、以下のとおりである。

＜全日制の課程普通科設置校＞

学校名	課程	学科
大阪府立東淀川高等学校	全日制	普通科
大阪府立旭高等学校	全日制	普通科 国際教養科 国際文化科
大阪府立茨田高等学校	全日制	普通科
大阪府立清水谷高等学校	全日制	普通科
大阪府立夕陽丘高等学校	全日制	普通科 音楽科
大阪府立港高等学校	全日制	普通科
大阪府立市岡高等学校	全日制 (単位制)	普通科

大阪府立勝山高等学校	全日制	普通科
大阪府立阿倍野高等学校	全日制	普通科
大阪府立東住吉高等学校	全日制	普通科 芸能文化科
大阪府立平野高等学校	全日制	普通科
大阪府立阪南高等学校	全日制	普通科
大阪府教育センター附属高等学校	全日制 (単位制)	普通科
大阪府立池田高等学校	全日制	普通科
大阪府立渋谷高等学校	全日制	普通科
大阪府立桜塚高等学校	全日制	普通科
	定時制 (単位制)	普通科
大阪府立豊島高等学校	全日制	普通科
大阪府立刀根山高等学校	全日制	普通科
大阪府立箕面高等学校	全日制	普通科 国際科 (グローバル科) グローバル科
大阪府立春日丘高等学校	全日制	普通科
	定時制 (単位制)	普通科
大阪府立茨木西高等学校	全日制	普通科
大阪府立北摂つばさ高等学校	全日制	普通科
大阪府立吹田高等学校	全日制	普通科
大阪府立吹田東高等学校	全日制	普通科
大阪府立北千里高等学校	全日制	普通科
大阪府立山田高等学校	全日制	普通科
大阪府立三島高等学校	全日制	普通科
大阪府立高槻北高等学校	全日制	普通科
大阪府立芥川高等学校	全日制	普通科
大阪府立阿武野高等学校	全日制	普通科
大阪府立大冠高等学校	全日制	普通科
大阪府立槻の木高等学校	全日制 (単位制)	普通科
大阪府立摂津高等学校	全日制	普通科 体育科
大阪府立島本高等学校	全日制	普通科
大阪府立寝屋川高等学校	全日制	普通科
	定時制 (単位制)	普通科
大阪府立西寝屋川高等学校	全日制	普通科
大阪府立北かわち畠が丘高等学校	全日制	普通科
大阪府立枚方高等学校	全日制	普通科 国際教養科 国際文化科
大阪府立長尾高等学校	全日制	普通科
大阪府立牧野高等学校	全日制	普通科
大阪府立香里丘高等学校	全日制	普通科
大阪府立枚方津田高等学校	全日制	普通科
大阪府立守口東高等学校	全日制	普通科
大阪府立門真西高等学校	全日制	普通科
大阪府立野崎高等学校	全日制	普通科
大阪府立緑風冠高等学校	全日制	普通科

大阪府立交野高等学校	全日制	普通科
大阪府立布施高等学校	全日制	普通科
	定時制 (単位制)	普通科
大阪府立花園高等学校	全日制	普通科 国際教養科 国際文化科
大阪府立かわち野高等学校	全日制	普通科
大阪府立みどり清朋高等学校	全日制	普通科
大阪府立山本高等学校	全日制	普通科
大阪府立八尾高等学校	全日制	普通科
大阪府立八尾翠翔高等学校	全日制	普通科
大阪府立大塚高等学校	全日制	普通科 体育科
大阪府立河南高等学校	全日制	普通科
大阪府立富田林高等学校	全日制	普通科
大阪府立金剛高等学校	全日制	普通科
大阪府立懷風館高等学校	全日制	普通科
大阪府立長野高等学校	全日制	普通科 国際教養科 国際文化科
大阪府立藤井寺高等学校	全日制	普通科
大阪府立狭山高等学校	全日制	普通科
大阪府立登美丘高等学校	全日制	普通科
大阪府立泉陽高等学校	全日制	普通科
大阪府立鳳高等学校	全日制 (単位制)	普通科
大阪府立金岡高等学校	全日制	普通科
大阪府立東百舌鳥高等学校	全日制	普通科
大阪府立堺西高等学校	全日制	普通科
大阪府立福泉高等学校	全日制	普通科
大阪府立堺上高等学校	全日制	普通科
大阪府立美原高等学校	全日制	普通科
大阪府立泉大津高等学校	全日制	普通科
大阪府立信太高等学校	全日制	普通科
大阪府立高石高等学校	全日制	普通科
大阪府立和泉高等学校	全日制	普通科 国際科 (グローバル科) グローバル科
大阪府立久米田高等学校	全日制	普通科
大阪府立佐野高等学校	全日制	普通科 国際教養科 国際文化科
大阪府立日根野高等学校	全日制	普通科
大阪府立貝塚南高等学校	全日制	普通科
大阪府立りんくう翔南高等学校	全日制	普通科
大阪府立泉鳥取高等学校	全日制	普通科

< 全日制の課程専門学科設置校 >

学校名	課程	学科
大阪府立園芸高等学校	全日制	フラワーファクトリ科 環境緑化科

		バイオサイエンス科	
大阪府立農芸高等学校	全日制	ハイテク農芸科 食品加工科 資源動物科	
大阪府立淀川工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 機械設計科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子情報通信科（専科）
		メカトロニクス系	電子機械科（専科）
		工学系	大学進学科（専科）
大阪府立西野田工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 生産技術科（専科） 機械制御科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子制御科（専科）
		建築都市工学系	建築システム科（専科） 都市工学科（専科）
		工業デザイン系	工業デザイン科（専科）
	定時制	総合学科	
大阪府立今宮工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 生産技術科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子制御科（専科）
		建築系	建築科（専科）
		グラフィック デザイン系	グラフィック デザイン科（専科）
		工学系	大学進学科（専科）
	定時制	総合学科	
大阪府立茨木工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 生産技術科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子情報通信科（専科）
		環境化学システム系	環境システム科（専科） 化学システム科（専科）
		工学系	大学進学科（専科）
	定時制	総合学科	
大阪府立城東工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 機械設計科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子情報通信科（専科）
		メカトロニクス系	ロボット工学科（専科） 制御システム科（専科）
大阪府立布施工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 生産技術科（専科） 機械制御科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子情報通信科（専科）
		建築設備系	建築システム科（専科） 設備システム科（専科）
大阪府立藤井寺工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科（専科） 機械設計科（専科）
		電気系	電気技術科（専科） 電子情報通信科（専科）

		メカトロニクス系	ロボット工学科 (専科) 制御システム科 (専科)
	定時制	総合学科	
大阪府立堺工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科 (専科) 機械制御科 (専科)
		電気系	電気技術科 (専科) 電子制御科 (専科)
		環境化学システム系	化学分析技術科 (専科) 環境システム科 (専科)
	定時制	総合学科	
大阪府立佐野工科高等学校	全日制	機械系	機械技術科 (専科) 機械設計科 (専科)
		電気系	電気技術科 (専科) 電子制御科 (専科)
		産業創造系	製品開発科 (専科) テキスタイルデザイン科 (専科)
	定時制	総合学科	
大阪府立住吉高等学校	全日制	国際文化科 総合科学科	
大阪府立千里高等学校	全日制	国際文化科 総合科学科	
大阪府立泉北高等学校	全日制	国際文化科 総合科学科	
大阪府立北野高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立大手前高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
	定時制 (単位制)	普通科	
大阪府立高津高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立天王寺高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立豊中高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立豊中高等学校能勢分校	全日制	総合学科	
大阪府立茨木高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立四條畷高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立生野高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立三国丘高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
	定時制 (単位制)	普通科	
大阪府立岸和田高等学校	全日制	文理学科文科 (人文社会国際系) 文理学科理科 (理数探究系)	
大阪府立港南造形高等学校	全日制	総合造形科	美術科 造形教養科 工芸科 デザイン科

<全日制の課程総合学科設置校>

学校名	課程	学科
大阪府立柴島高等学校	全日制	総合学科
大阪府立淀川清流高等学校	全日制	総合学科
大阪府立成城高等学校	全日制	総合学科
	定時制	総合学科
大阪府立大正白稜高等学校	全日制	総合学科
大阪府立今宮高等学校	全日制	総合学科
大阪府立西成高等学校	全日制	総合学科
大阪府立長吉高等学校	全日制	総合学科
大阪府立箕面東高等学校	全日制	総合学科
大阪府立千里青雲高等学校	全日制	総合学科
大阪府立福井高等学校	全日制	総合学科
大阪府立枚方なぎさ高等学校	全日制	総合学科
大阪府立芦間高等学校	全日制	総合学科
大阪府立門真なみはや高等学校	全日制	総合学科
大阪府立布施北高等学校	全日制	総合学科
大阪府立枚岡樟風高等学校	全日制	総合学科
大阪府立八尾北高等学校	全日制	総合学科
大阪府立松原高等学校	全日制	総合学科
大阪府立堺東高等学校	全日制	総合学科
大阪府立成美高等学校	全日制	総合学科
大阪府立和泉総合高等学校	全日制	総合学科
	定時制	総合学科
大阪府立伯太高等学校	全日制	総合学科
大阪府立貝塚高等学校	全日制	総合学科
大阪府立岬高等学校	全日制	総合学科
大阪府立東住吉総合高等学校	全日制	総合学科

<多部制単位制普通科設置校>

学校名	課程	学科
大阪府立桃谷高等学校	定時制 (多部制 単位制)	普通科
	通信制 (単位制)	普通科
大阪府立大阪わかば高等学校	定時制 (多部制 単位制)	普通科

(大阪府ホームページより作成)

エ 府立支援学校の一覧

府立支援学校の一覧は、以下のとおりである。

学校名	障がい種	備考
大阪府立大阪北視覚支援学校	視覚障がい	
大阪府立大阪南視覚支援学校	視覚障がい	
大阪府立生野聴覚支援学校	聴覚障がい	

大阪府立堺聴覚支援学校	聴覚障がい	
大阪府立だいせん聴覚高等支援学校	聴覚障がい	
大阪府立中央聴覚支援学校	聴覚障がい	
大阪府立茨木支援学校	肢体不自由	高は知肢併置
大阪府立交野支援学校	肢体不自由	
大阪府立岸和田支援学校	肢体不自由	
大阪府立光陽支援学校	肢体不自由	病弱部門併置
大阪府立堺支援学校	肢体不自由	高は知肢併置
大阪府立堺支援学校大手前分校	肢体不自由	
大阪府立中津支援学校	肢体不自由	
大阪府立西淀川支援学校	肢体不自由	
大阪府立東大阪支援学校	肢体不自由	高は知肢併置
大阪府立東住吉支援学校	肢体不自由	知的障がい部門併置
大阪府立平野支援学校	肢体不自由	
大阪府立藤井寺支援学校	肢体不自由	
大阪府立箕面支援学校	肢体不自由	高は知肢併置
大阪府立生野支援学校	知的障がい	
大阪府立和泉支援学校	知的障がい	
大阪府立交野支援学校四條畷校	知的障がい	
大阪府立佐野支援学校	知的障がい	
大阪府立思斉支援学校	知的障がい	
大阪府立吹田支援学校	知的障がい	
大阪府立住之江支援学校	知的障がい	
大阪府立摂津支援学校	知的障がい	
大阪府立泉北高等支援学校	知的障がい	
大阪府立泉南支援学校	知的障がい	
大阪府立高槻支援学校	知的障がい	
大阪府立豊中支援学校	知的障がい	
大阪府立富田林支援学校	知的障がい	
大阪府立難波支援学校	知的障がい	
大阪府立西浦支援学校	知的障がい	
大阪府立寝屋川支援学校	知的障がい	
大阪府立東淀川支援学校	知的障がい	
大阪府立枚方支援学校	知的障がい	
大阪府立守口支援学校	知的障がい	

大阪府立八尾支援学校	知的障がい	
大阪府立すながわ高等支援学校	知的障がい（高等支援）	
大阪府立たまがわ高等支援学校	知的障がい（高等支援）	
大阪府立とりかい高等支援学校	知的障がい（高等支援）	
大阪府立なにわ高等支援学校	知的障がい（高等支援）	
大阪府立むらの高等支援学校	知的障がい（高等支援）	
大阪府立刀根山支援学校	病弱	
大阪府立羽曳野支援学校	病弱	

（大阪府立学校条例より引用）

オ 府立中学校の一覧

府立中学校の一覧は、以下のとおりである。

学校名
大阪府立富田林中学校

カ 再編整備計画

府内公立中学校の卒業生数が昭和 62 年の 147,907 人をピークとして減少傾向を示していることを踏まえ、平成 25 年 3 月に、平成 25 年度から平成 34 年度（令和 4 年度）の期間の「府立高等学校再編整備方針」（以下「再編整備方針」という。）が策定された。そして、再編整備方針に基づき、生徒数の変動など社会動向の変化を踏まえて、教育内容の充実と府立高等学校の適正配置を内容とする「大阪府立高等学校・大阪市立高等学校再編整備計画」（以下「再編整備計画」という。）が策定された（平成 26 年度～平成 30 年度分及び平成 31 年度～令和 5 年度分）。

平成 31 年度～令和 5 年度分の再編整備計画においては、令和 6 年度選抜における公立高校の総募集定員が 40,560 人となり、平成 21 年度比で 4,440 人の減少が見込まれるとの試算が出されている。これを踏まえ、同計画では、府立高等学校及び市立高等学校合わせて 8 校程度の募集停止を公表することとしている（これに先立ち、平成 26 年度～平成 30 年度分の再編整備計画において、8 校の募集停止と 1 校の新設が公表されている。）。

現在、同計画に基づき、募集停止の対象校の選定、募集停止措置等が進められている。

(2) 教職員の人事制度

ア 法令の定め

府立学校の職員の人事に関する法令は以下のとおりである。これらの法令に基づき、校長・教員等の人事及び人事評価が行われる。

人事評価の主体は教育委員会であり、教育委員会は、校長及び准校長については学校評価に基づいて、校長（准校長）を除く教職員については校長（准校長）の評価に基づ

いて、それぞれ人事評価を行う。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育機関の職員)

第 31 条

1 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の職員の任命)

第 34 条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱い)

第 35 条 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、人事評価、給与、懲戒、服務、退職管理その他の身分取扱いに関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

地方公務員法

第 6 条第 1 項 (任命権者)

地方公共団体の長、議会の議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会、人事委員会及び公平委員会並びに警視総監、道府県警察本部長、市町村の消防長（特別区が連合して維持する消防の消防長を含む。）その他法令又は条例に基づく任命権者は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、この法律並びにこれに基づく条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、それぞれ職員の任命、人事評価（任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。）、休職、免職及び懲戒等を行う権限を有するものとする。

大阪府立学校条例

第一節 校長の人事

(校長の採用等)

第 16 条

1 校長の採用は、原則として公募(職員からの募集を含む。)により行うものとする。この場合において、職員以外の者は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成

十四年法律第四十八号)に基づき、任期を定めて採用するものとする。

2 委員会は、校長の任用に当たり、学校教育に関する熱意、識見並びに組織マネジメント及び人材育成に関する能力その他委員会が必要と認める資質及び能力について、評価しなければならない。

(校長の任用及び人事評価)

第 17 条 委員会は、校長の任用及び人事評価(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第六条第一項に規定する人事評価をいう。以下同じ。)に当たり、当該府立学校の学校評価を踏まえて行うものとする。

(平二五条例一一〇・平二七条例九〇・一部改正)

第二節 教員等の人事

(教員等の研究と修養)

第 18 条 校長、教員(教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師をいう。以下同じ。)、実習助手及び寄宿舍指導員は、教育活動の実施に当たり、保護者等のニーズを踏まえつつ、幼児、児童又は生徒にとって将来にわたって必要な力を育んでいけるよう、絶えず研究と修養に努めなければならない。

(平三〇条例六三・一部改正)

(教員の人事評価)

第 19 条

1 教員の人事評価は、校長による評価に基づき行うものとする。

2 教員のうち授業を行う者に係る前項の校長による評価は、授業に関する評価を含めて行うものとする。

3 前項の授業に関する評価は、生徒又は保護者による評価を踏まえるものとする。

(平二七条例九〇・一部改正)

(校長の人事に関する意見の尊重)

第 20 条

1 委員会は、職員の任免その他の進退について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十六条の規定により校長が申し出た意見を尊重しなければならない。

2 委員会は、次条第一項の規定による申出があったときは、これを尊重しなければならない。

(平三〇条例六三・一部改正)

(指導が不適切な教員に対する措置)

第 21 条

1 校長は、教員の授業その他の教育活動の状況及び当該教育活動に係る保護者からの意見についての学校運営協議会の意見を踏まえ、幼児、児童又は生徒に対する指導が不適切であると認める教員に対し指導を行うとともに、必要に応じ、委員会に対し、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十五条第一項に規定する指導改善研修その他の指導の改善を図るために必要な措置(以下「指導改善研修等」という。)を講ずるよう申し出ることができる。

2 委員会は、前項の規定による申出に係る教員について、必要に応じ、指導改善研修等を講ずるものとする。

3 委員会は、教育公務員特例法第二十五条第四項の認定その他の判定において指導の改善が不十分でなお幼児、児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認める教員に対して、免職その他の必要な措置を厳正に講じなければならない。

イ 大阪府立学校教職員人事基本方針

以上の法令の定めを踏まえ、大阪府では、府立学校の教職員の人事に関し、「大阪府立学校教職員人事基本方針」（平成9年9月26日制定）が策定されている。同基本方針において、府立学校の教職員の人事は、各学校の実情に応じて、校長・准校長の具申をもとに、次のことを重点として計画的に行うものとされている。

- (1) 学校に清新の気風を醸成するとともに、教員の経験を豊かにし、資質の向上を図るため、異動を積極的に推進する。
- (2) 教員配置については、各学校の状況・需要、及び教員の専門性、経験、年齢、担当教科等を考慮して適正な配置を図る。
- (3) 校長・准校長の掲げる学校経営ビジョンの実現のため、人事を通じて校長・准校長のリーダーシップ発揮のための支援を図る。

（令和3年度府立学校教員人事取扱要領より引用）

ウ 大阪府における教職員の人事評価

以上の人事制度に関する法令を踏まえ、大阪府における教職員の人事評価が行われている。その詳細は、後記第3章の第3の「5 人事評価」（89頁以下）において詳述する。

(3) 私費会計

ア 概要

学校教育に必要とされる費用は様々であるが、公費（府費や国費）で賄われるものと、私費（保護者等の負担）により賄われるものに分類することができる。

このうち、私費に関する会計を「私費会計」と呼ぶ。

私費会計について、大阪府は、「学校徴収金等取扱マニュアル」（令和3年4月版。以下「マニュアル」という。）を作成しており、公費と私費の区別や私費の管理、会計処理等について校長又は准校長、教頭及び事務（部）長等のとるべき対応が定められている。また、私費の会計処理に関し必要な事項は、「学校徴収金等の会計処理基準」（令和3年4月1日最終改正のもの。以下「処理基準」という。）を定めている。

イ マニュアルの概要

マニュアルには、主に、処理基準、学校徴収金及びPTA等団体徴収金の項目が設けられており、それぞれの内容は以下のとおりである。

(7) 処理基準

処理基準には、別表として、私費会計の分類が以下のとおり定められている。

<私費会計の分類>

区分	会計名	内容
学校徴収金	預り金	学年費会計 当該年度の教育計画に基づく学校単位の教育活動を実施する上で、幼児、児童及び生徒が負担すべき経費について、予め一括して徴収する費用
	積立金会計	修学旅行積立金、卒業記念アルバム積立金等
	その他実習費会計，学校給食費会計等	実習用材料費等その他の受益者負担会計
	生徒会会計	生徒会の諸活動に要する費用
	部活動後援費会計	部活動の振興を図るために要する費用
団体徴収金	PTA 会計 ※定時制課程の後援会会計を含む。	PTA（定時制課程にあつては後援会、振興会等）の諸活動に要する費用
	その他の団体徴収金	同窓会等の学校関係団体の諸活動に要する費用 ※ただし、校長が当該団体から委任される事務を明確に記載した書面により委任を受けたものに限る。
その他会計		奨学金会計等、校長又は准校長が必要と認める費用

(大阪府提供資料より作成)

(イ) 学校徴収金

公費と私費の区別、学校徴収金会計の事務処理について記載がある。

この項目では、別表として、公費と私費の区別基準が以下のとおり定められている。

<公費と私費の区別基準>

公私の負担区分	経費の内容	具体的な例	事例
公費負担を原則と	学校の管理運営及び教育指導に係る経費		・学校，学部（年），学級単位で共用又は備付けとするものも経費

するもの			・その他管理，指導のための経費
私費負担を原則とするもの	幼児，児童及び生徒の所有物にかかる経費（学校，家庭いずれにおいても使用できる教材，教具）	教材教具費等	個人用図書，補助教材（参考書，辞書類，各種学習ノート，ワークブック，テスト類等）
		学校指定物品	制服，体操服，体育シューズ，カバン，実習服，名札，校章，証明写真等
	教育活動の成果として，その教材，教具そのもの，又そこから生じる直接的利益が，幼児，児童及び生徒個人に還元されるものにかかる経費	実習費	絵画，書道，調理，手芸等実習用材料費
		行事費	修学旅行，遠足，現場実習，映画，観劇の参加費等
		進路指導費	模擬試験代，資格検定料，適性検査代，進路資料代等生徒個人にかかる進路指導関係の経費
	生徒会活動や部活動等幼児，児童及び生徒の活動にかかる経費	生徒会費等	生徒会主催の諸行事に要する経費
		部活動費等	農業，家庭クラブや文化部，体育部における大会参加費等幼児，児童及び生徒の活動に要する経費
	その他	PTA 会費 同窓会費	PTA 等団体の活動，管理運営費

（大阪府提供資料より作成）

（ウ） PTA 等団体徴収金

PTA 等の活動内容と経費の種別や PTA 等の団体徴収金会計の処理方法について記載がある。

この項目では，PTA 等団体の活動経費として以下のとおり分類している。

＜団体活動経費の分類＞

組織内活動経費	事務費・印刷費	PTA 会報，印刷費，通信費等
	会議費・慶弔費	役員会，実行委員会会議費，会員の慶弔費
	負担金	PTA 協議会等分担金
	教育研究費	教科等研究会分担金
学校支援活動経費	生徒活動費	図書館，生徒指導費，進路指導費等
	学校行事補助	社会見学経費補助，卒業式等諸費，体育・文化祭等諸費
	特別事業積立金	記念事業積立金

（大阪府提供資料より作成）

ウ 私費会計を包括外部監査の対象とすることについて

私費会計である学校徴収金等は保護者等から徴収している私費ではあるが、学校の運営や教育活動に密接に関連し、また、保護者等の学校に対する信託に基づいて学校が管理していることから適切な会計管理について一定の公共性を帯びるため、学校における私費会計の重要性に鑑み、今回、公費に準じ、包括外部監査の対象とした。

なお、大阪府自身も、学校徴収金等については、「公費に準じた性格」を有していると明言している。

第3 各種教育機関，所管団体の概要

1 各種教育機関

大阪府では，府立学校をはじめ，図書館等の社会教育施設やスポーツ施設，文化財公開施設等，多数の教育機関を設置している。教育機関の一覧及びその概要は下表のとおりである。

<教育機関一覧>

教育機関	概要
教育センター	以下の事業を実施している。 1 教育関係職員の研修に関する事。 2 教育に関する専門的又は技術的事項の調査及び研究に関する事。 3 教育に関する資料の収集及び提供に関する事。 4 教育相談に関する事。 5 大阪府教育センター附属高等学校との連携及び協力に関する事。 6 これらのほか，教育の振興を図るために必要な事。
中之島図書館	重要文化財に指定された建物で，大阪に関する資料や古典籍，ビジネス支援資料を重点的に収集し，提供しているほか，文化事業や多目的スペースの貸出等を行っている。なお，所蔵資料は約 63 万点である。
中央図書館	府域の図書館ネットワークの核となる図書館として，広域のかつ総合的な視点から資料を収集し，提供している。また，国際児童文学館の運営や視覚障がい者への対面朗読サービス等を実施している。館内には団体向け研修用の DVD 等を提供する視聴覚ライブラリーや，384 席のホール，会議室もある。なお，蔵書数は約 288 万点である。
体育会館 (エディオンアリーナ大阪)	「スポーツとにぎわいの殿堂」として国際的・全国的規模の各種の競技会をはじめ，展示会や物産展などの興業に利用可能なスポーツ施設である。
臨海スポーツセンター	スケートリンクの通年営業をはじめ，各種室内競技の練習に利用可能なスポーツ施設である。
門真スポーツセンター (東和薬品 RACTAB ドーム)	プール・フロア・スケートリンクに転換可能なメインアリーナを持ち，国際的・全国的規模の各種の競技会を開催可能なスポーツ施設である。

漕艇センター	漕艇の B 級 1,000m 及び C 級 2,000m 公認コースを有し、練習・競技会に利用されている。
少年自然の家	キャンプ場や野外炊飯場・バーベキュー場など、自然の中での集団生活、野外活動を体験できる施設である。
弥生文化博物館	日本文化の源流である弥生文化に関する専門博物館である。
近つ飛鳥博物館	「わが国の古代国家の成り立ちと国際交流をさぐる」をテーマとする古墳時代から飛鳥時代の専門博物館である。
近つ飛鳥風土記の丘	わが国の代表的な群集墳である一須賀古墳群を保存した史跡公園である。
各府立学校	中学校 1 校、高等学校 135 校、特別支援学校 46 校を設置している。

(大阪府提供資料より作成)

2 教育庁所管の各種団体の概要

大阪府は、限られた組織・人員と財源のなか、行政目的の効率的かつ効果的な達成を図るため、出資法人等を活用している。また、直接の出資の有無にかかわらず、特定の事業、研究等を育成、助長するために公益上必要があると認めた場合には補助金を支出する等の財政的援助を与えている団体もある。

教育庁所管の団体のうち、補助金等の財政的援助を与えている団体や、資本金、基本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体は下表のとおりである。

<教育庁所管の各種団体一覧>

区分	名称	大阪府の財政的関与の状況
財政的援助団体 (※)	公益財団法人 大阪府育英会	奨学金の貸付事業に関し、貸付及び運営費等への補助金の支出を行っている。
	公益財団法人 大阪府私学総連合会	私立学校退職金給付事業に対して、補助金を支出している
出資団体	公益財団法人 大阪府文化財センター	94.3%を実質的に出捐しているとともに、補助金及び委託料を支出している。
	一般財団法人 大阪国際児童文学振興財団	47.6%を出捐しているとともに、委託料を支出している。

※ 私立高等学校、私立幼稚園、私立専修学校等を除く

(大阪府提供資料より作成)

3 教育庁所管の公の施設と指定管理者制度

(1) 教育庁所管の公の施設

ア 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとされており（地方自治法第 244 条第 1 項）、これにより設けられた施設を「公の施設」という。公の施設の設置及びその管理に関する事項は条例で定めることとされている（同条の 2 第 1 項）。

イ 教育庁所管の公の施設及び担当部局は、下表のとおりである。

<教育庁所管の公の施設及び担当部局>

公の施設の名称	担当部局
弥生文化博物館	文化財保護課
近つ飛鳥博物館	文化財保護課
近つ飛鳥風土記の丘	文化財保護課
体育会館	保健体育課
門真スポーツセンター	保健体育課
臨海スポーツセンター	保健体育課
漕艇センター	保健体育課
少年自然の家	地域教育振興課
中央図書館	地域教育振興課
中之島図書館	地域教育振興課

（大阪府提供資料より作成）

上記各公の施設の設置に当たって、大阪府立博物館条例（弥生文化博物館及び近つ飛鳥博物館を対象）、大阪府立近つ飛鳥風土記の丘条例、大阪府立体育会館条例、大阪府立門真スポーツセンター条例、大阪府立臨海スポーツセンター条例、大阪府立漕艇センター条例、大阪府立少年自然の家条例及び大阪府立図書館条例（中央図書館及び中之島図書館を対象）がそれぞれ定められている。

なお、大阪府においては、平成 29 年度包括外部監査において公の施設を対象とした監査が実施されており、その中で教育庁所管の公の施設も複数監査対象となった。そこで、本年度包括外部監査においては、平成 29 年度包括外部監査によって監査対象となった施設を除外した上で、担当部局毎に 1 施設ずつ往査対象を選定することとし、往査対象として、弥生文化博物館、漕艇センター及び中之島図書館の 3 施設を選定した。

(2) 指定管理者制度の概要

ア 指定管理者制度について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年の地方自治法の改正により導入されたものである。

改正前の管理委託制度の下においては、施設の管理運営主体は公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人等に限定されていたが、指定管理者制度においては、法人その他の団体に広く管理運営を任せることが可能となり、広く民間から指定管理者を募り、民間のノウハウを用いて住民サービスの向上や経費の節減等を図ることができるようになった。

イ 指定管理者制度に関する地方自治法の定め

普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に当該公の施設の管理を行わせることができる（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）。そして、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合には、条例において、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとされている（同第 4 項）。

指定管理者の指定は期間を定めて行うものとされており（同第 5 項）、また、指定管理者を指定するに当たっては、議会の議決を経なければならないとされている（同第 6 項）。

指定管理者は毎年度終了後に事業報告書を普通地方公共団体に提出しなければならない（同第 7 項）。また、普通地方公共団体に適当と認められたときは、あらかじめ普通地方公共団体の承認を受けて定めた公の施設の利用料金を収受することができる（同第 8 項及び第 9 項）。

他方で、普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関して報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる（同第 10 項）、指定管理者がその指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、普通地方公共団体は、その指定を取り消し、又は、期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる（同第 11 項）。

ウ 指定管理者制度に関する条例の定め

教育庁所管の公の施設の設置条例の定めによれば、指定管理者については、概ね下記の規定が定められている。

- ・ 指定管理者により管理させることができること
- ・ 指定管理者の指定は原則として公募によること

- ・指定管理者の指定を受けようとする者は教育委員会に申請しなければならないこと
- ・指定管理者の指定に関する基準
- ・指定管理者の名称及び住所並びに指定期間を公示しなければならないこと
- ・教育委員会は指定管理者が行う業務の実施状況等を評価しなければならないこと
- ・教育委員会は指定管理者が一定の事由に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部又は一部の停止を命じることができること
- ・指定管理者が施設の利用料金を自らの収入として収受することができること

エ 公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル

大阪府においては、公の施設の管理運営について指定管理者制度を導入及び運用する場合の標準的な事務処理について定めるものとして、「公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル」（以下「指定管理者制度運用マニュアル」という。）を策定している。

指定管理者制度運用マニュアルの目的には、「指定管理者制度により、施設の管理運営に多様な民間事業者のノウハウを活用することが可能となることから、あらためて各施設に最も適切な管理手法を検討、選択することにより、より良い施設サービスをより低コストで提供することを目的とするものであることを十分に認識して取り組むものとする」とされ、「各施設における指定管理者制度の導入及び運用については、各部局が説明責任を果たせるよう、事務処理における透明性・公平性の確保に特に留意する必要がある」とされている。

また、指定管理者制度の導入に当たっての考え方として、以下の事項が示されている。

- ① 公の施設については、当該施設を所管する部局において、府として施設を保有する必要性を再点検するとともに、指定管理者制度も活用しながら、府民ニーズに合致した質の高いサービスの提供と効率的な施設運営を一層推進するものである。

そのうえで指定管理者制度の導入を検討するにあたっては、制度の目的を踏まえつつ、当該施設の設置目的、態様、性格等を改めて確認するとともに、導入にあたっては、行政の福祉化や環境問題の取り組みなど府の施策との整合を図る必要がある。

- ② 現在、直営の公の施設については、その管理運営にあたり一層の効率化に努めるとともに、個別法による制約、施設や業務の特性、施策上の役割等を踏まえつつ、指定管理者制度の導入について、引き続き検討を行っていくものとする。
- ③ 新たに整備を行う公の施設については、指定管理者制度の導入に努めるものとする。
- ④ なお公募により指定管理者を指定する場合は、現在の指定管理者と他の申請者との間に同一の競争条件、いわゆるイコール・フッティングが確保されるよう留意する。

第3章 包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）

第1 教育施策に係る監査の結果及び意見

1 学校評価

(1) 概要

ア 目的

学校評価とは、学校の教育活動その他の学校運営の状況についての評価であり、文部科学省の「学校評価ガイドライン（平成28年改訂）」によると、以下の3つをその目的として実施される。

- ① 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価することにより、学校として組織的・継続的な改善を図ること。
- ② 各学校が、自己評価及び保護者など学校関係者等による評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進めること。
- ③ 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の改善措置を講じることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

イ 関係法令

学校評価についての関係法令は、以下のとおりである。

学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第62条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第82条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

前記「文部科学大臣の定めるところ」については、学校教育法施行規則に以下のおとり定められている。

学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第 68 条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第 104 条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、第五十六条の五から第七十一条まで（第六十九条を除く。）及び第七十八条の二の規定は、高等学校に準用する。

(2) 大阪府における学校評価の概要

ア 概要

前記学校教育法及び学校教育法施行規則を受け、大阪府立学校条例に以下のとおり定められている。

大阪府立学校条例

(学校経営計画)

第七条 校長は、毎年、基本計画及び第五条の指針となるべき事項を踏まえ、当該府立学校の特色、その学校が所在する地域の特性その他の事情に応じ、当該府立学校における経営の視点を取り入れた運営の計画（以下「学校経営計画」という。）を定めなければならない。

2 学校経営計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該府立学校の教育目標

二 前号の教育目標を達成するための取組の方策

三 前二号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項

3 校長は、学校経営計画を定めるに当たっては、あらかじめ地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四十七条の五に規定する学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）の意見を聴くものとする。

4 委員会は、校長が学校経営計画を定めるために必要な支援を行うものとする。

(学校評価)

第十条 学校評価（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十二条及び第八十二条において準用する同法第四十二条の評価をいう。以下同じ。）は、当該府立学校の学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価を含めて行わなければならない。

2 校長は、学校評価の実施に当たっては、保護者等による学校運営に関する評価(学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第百四条第一項及び第百三十五条第一項において準用する同令第六十七条の評価をいう。)及び第十九条第二項の授業に関する評価を踏まえるとともに、学校運営協議会の意見を聴いて行うものとする。
(学校運営の改善)
第十一条 校長は、学校評価の結果を次期の学校経営計画に反映させるものとする。

これにより、学校評価にあたっては、①各府立学校が自主的に学校経営計画に定めた教育目標の達成状況の評価を含める、②保護者等による学校運営に関する評価及び授業に関する評価を踏まえる、③学校運営協議会の意見を聴いて行うこと、が求められている。

これ踏まえ、府立学校は、毎年、校長において「学校経営計画」を策定の上大阪府に提出し、翌年、当該学校経営計画の達成状況、保護者等による学校運営に関する評価等及び学校運営協議会の意見を踏まえた「学校経営計画及び学校評価」を大阪府に提出する。

イ 学校教育自己診断

学校教育自己診断は、学校教育活動が児童・生徒の実態や保護者・地域住民の学校教育に対するニーズ等に対応しているかどうかについて、学校自らが診断票に基づいて学校経営計画の達成度を点検し、学校教育活動の改善のための方策を明らかにするものであり、前記ア②の保護者等による学校運営に関する評価はこの学校教育自己診断によって実施される(学校教育自己診断実施要項(令和2年6月23日大阪府教育委員会制定))。

具体的には、「校長・准校長」、「教職員」、「生徒」または「児童・生徒」、「保護者」のそれぞれがアンケート様式の学校教育診断票に回答したうえで、府立学校においてその分析結果及び考察を学校経営計画及び学校評価に記載することとされている。

ウ 学校運営協議会

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5及び学校運営協議会の設置等に関する規則(大阪府教育委員会規則第5号)により設置される機関である。

学校運営協議会は、保護者、地域住民、学校の運営に資する活動を行う者、学識経験者等を構成委員としており、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として設置されている。設置の趣旨は、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や幼児、児童及び生徒の健全育成に取り組むところにあり、そのために学校運営協議会は、職員に採用その他の任用に関する意見をはじめとした、学校運営の全般について意見を述べることができるとされている。

学校評価に関しては、校長が定める学校経営計画のうち「めざす学校像」及び「中期

的目標」については、学校運営協議会の承認を得るものとされている（学校運営協議会の設置等に関する規則第4条及び大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第3条第1項）。また、校長は、学校経営計画の策定及び学校評価の実施に当たっては、学校運営協議会の意見を聴くものとされている（大阪府立学校条例第7条第3項、大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第6条）。

エ 公表

学校教育法施行規則上、高等学校及び特別支援学校は、評価の結果を踏まえた当該各学校の児童及び生徒の保護者その他の当該各学校の関係者による評価の結果を公表するよう努めなければならない（学校教育法施行規則第104条、第67条）。また、学校教育自己診断実施要項上、府立学校は、各学校のホームページ上で学校経営計画及び学校評価を公表するとともに、さまざまな機会をとらえ、保護者等に広く情報提供することが求められている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果1】学校経営計画及び学校評価、学校運営協議会議事録の公表の徹底

大阪府は、各府立学校に対し、学校経営計画及び学校評価及び学校運営協議会議事録の各府立学校のホームページ上への公表を徹底させるべきである。

(理由)

前記のとおり、府立学校は、各府立学校のホームページ上で学校経営計画及び学校評価を公表することが求められており、これは、学校教育法施行規則上評価の結果を公表するよう努めなければならないと定められていることを受けてのことである。

また、学校運営協議会についても、会議自体を原則公開とした上で、議事録を各府立学校のホームページ上で公開することとされている（大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第16条第1項）。これらはいずれも、広く保護者や地域住民に府立学校の経営計画及びその達成状況、改善方策、それらに対する学校運営協議会での協議内容を周知し、今後の取組に向けて保護者や地域の理解や連携を求めていくために重要な情報公開である。

監査人が各府立学校のうち府立高等学校のホームページを確認したところ、学校経営計画及び学校評価又は学校運営協議会議事録の公表に関し、以下のとおりの不備が見受けられた。

- ① 令和2年度の学校経営計画及び学校評価において、「2 中期的目標」の項目のうち「学校教育自己診断の結果と分析」欄及び「学校運営協議会からの意見」欄が空白であったり、「3 本年度の取組内容及び自己評価」の項目のうち「自己評価」欄が空白であるもの。

西野田工科高等学校、市岡高等学校、長尾高等学校、枚方高等学校、北かわち阜が

丘高等学校，門真なみはや高等学校，伯太高等学校，久米田高等学校

- ② リンク切れなどにより令和 2 年度の学校経営計画及び学校評価を見ることができないもの。

平野高等学校，豊中高等学校，芦間高等学校，富田林高等学校

- ③ 学校運営協議会の一部又は全部の議事録が見当たらないもの。

平野高等学校，長尾高等学校

大阪府のホームページ¹は，全ての府立学校の学校経営計画及び学校評価が一覧形式で公開されているが，前記の趣旨及び大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱の趣旨からすると，各府立学校のホームページ上に適切に公開される必要がある。

本監査の過程で，大阪府は，監査人からの指摘を踏まえ，前記各不備の解消を該当の各学校に対し指示し，その後一定の改善が見られたようである。大阪府は，前記の趣旨の重要性に鑑み，今後も，各府立学校に対し，学校経営計画及び学校評価及び学校運営協議会議事録の，各府立学校のホームページ上への適切な公表を徹底させるべきである。

【監査の結果 2】学校運営協議会の年 3 回の開催の徹底

大阪府は，各府立学校に対し，学校運営協議会を大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第 15 条第 1 項に定められているとおり年 3 回開催することを徹底させるべきである。

（理由）

前記のとおり，学校運営協議会は，学校経営計画や学校教育自己診断に関してのみならず学校運営全般について協議をすることを通じて学校と保護者及び地域住民を結び付ける重要な会議である。そして，その趣旨を全うさせるために，大阪府では，大阪府学校運営協議会の運営に関する要綱第 15 条第 1 項において，学校運営協議会を年 3 回開催するものとされている。

監査人が各府立学校の学校経営計画及び学校評価を閲覧したところ，柴島高等学校では令和 2 年度の学校運営協議会が 2 回しか開催されていないことが分かった。

令和 2 年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により対面による学校運営協議会の開催が困難であったため，学校運営協議会の開催ができなかったこともある程度理解できないではない。しかし，対面による開催は難しくとも，書面による持回り方式等の工夫により会議を開催した学校もあった。前記の学校運営協議会の重要性に鑑みると，年 3 回の開催というルールは徹底されるべきであり，今後大阪府において，各府立学校に対し，学校運営協議会を年 3 回開催することを徹底させるべきである。

¹ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kotogakko/hirakaretagakkou/>

第2 府立学校に係る監査の結果及び意見

1 物品管理（危険物管理）

【監査の結果3】府立学校における毒物、劇物等の危険物の管理に関する指導

大阪府は、府立学校において保管されている毒物、劇物等の危険物の管理状況を記録するための統一的な書式を作成し、それによって適切に管理するよう府立学校を指導するとともに、府立学校が適切に管理しているか否かを確認すべきである。

（理由）

府立学校では、化学の実験等に使用する毒物、劇物等が多数保管されている。

毒物、劇物に関しては、毒物及び劇物取締法で、盗難、紛失、飛散、漏洩等を防止するために必要な措置を講じなければならないとされている（同法第11条）。そして、昭和52年3月26日付厚生省薬務局長発出の「毒物及び劇物の保管管理について」（薬発第313号）において、「毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行う」べきこととされている。また、平成12年1月11日付文部省初等中等教育局長発出の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（依頼）」（文初高第501号）において、学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目として、「管理簿等を備えているか」、「管理簿等に品名、数量、取得年月日、使用日時、使用量、使用目的、使用者及び数量が記入されているか」、「定期的に数量と管理簿等の照合を行っているか」等が挙げられている。

複数の府立学校の毒物、劇物の管理状況を記録する書類を確認したところ、学校ごとに様式が異なっており、また、様式自体も取得年月日、使用履歴、残量等の詳細が記入できるようなものではないものがあり、上記通達を踏まえた適切な管理がなされているとはいえない。

大阪府の担当課や府立学校に確認したところ、危険物の管理に関し、大阪府から上記通達等が送付されるなどして文書での注意喚起はあるものの、管理が適切になされているか否かについて、実地検査等の対応はなされていない。

大阪府の担当課によれば、これまで、府立学校から毒物、劇物が盗難される等の被害に遭ったことはないとのことだが、あくまでそれは結果に過ぎず、毒物、劇物の危険性に鑑みると、盗難等が起こる前に適切な対応を講じる必要性が極めて高い。

なお、書式の作成にあたっては、平成12年1月11日付文部省初等中等教育局長発出の「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（依頼）」（文初高第501号）の別紙1「学校における毒物及び劇物の保管管理に関する点検項目」が参考になると思われる。

【意見1】全ての府立学校の危険物の保管、管理状況の確認及び必要な対応

大阪府は、全ての府立学校の危険物の保管、管理状況を確認し、不適切な状況が明らかになった場合には、安全性を確保するなど、必要な対応をすべきである。

(理由)

本監査では、サンプルとして府立学校数校に往査（実地調査又は写真提供）をし、危険物の保管、管理状況を確認したが、他の意見で指摘したとおり、保管、管理が適切とはいえない状況が散見された。

そうすると、他の往査をしていない府立学校においても、程度の差はあるかもしれないが、不適切な保管、管理をしている可能性も十分に考えられる。

危険物の保管、管理が不適切な状態で放置されると、地震等の際に薬品が漏出する危険性や盗難の危険性等がある。

このように、生徒らの安全に直結する事柄であるから、この機会に、全ての府立学校の危険物の保管、管理状況を点検する意義は大きいと思われる。

【意見2】府立学校で使用する実験用薬品等の廃棄，購入費用の抑制

大阪府は、府立学校で使用する実験用薬品等につき、使用の計画を立てるなど、大阪府としての廃棄，購入費用の支出を可能な限り抑制できるようにすべきである。

(理由)

実験用薬品について、学校現場から事情を聴いたところ、以下の状況が判明した。

- ・薬品を用いた実験については、指導要領で義務付けられていないものは、各学校や教員の方針によって実施するか否かが決定されており、学校の種別からして化学の実験の必要性が高くないことや、約3年前に異動してきた化学の教員は薬品を使用した実験を積極的には行なわない方針であることから、直近の約3年間は、実験用薬品を一切使用していない状態が続いている。
- ・約3年前まで使用されていた実験用薬品に残量があり、前任の化学の教員から引き継いだ時点で薬品名のラベルが貼られておらず薬品名が分からないものや、古くなって劣化していると思われるものもある。
- ・薬品名が分からないものや劣化していると思われるものは、予算が確保され次第廃棄する予定である。特に、薬品名が分からないものについては、廃棄する前に薬品名を特定するだけでも費用（数万円ともいわれる）が必要である。
- ・今後、薬品を使用した実験を積極的に実施する方針である教員が赴任した場合には、新たに薬品を購入することになる。

こうした状況は、人事異動がある以上、全ての府立学校に生じ得るものであり、ある学校ではある薬品が不要であるから廃棄をする一方で、またある学校では当該薬品が必要であるから購入する、といった事態が生じ得る。つまり、大阪府としては、廃棄費用と購入費用が支出されることになる。

同じ大阪府の内部で、同じ薬品を廃棄し、購入するという事態は、不必要な予算の支出といえるものであって不適切であり、このような事態を防ぐ必要がある。

そこで、大阪府としては、府立学校に対し、必要な種類、量の実験用薬品等に限って

調達するようにするため、使用の計画を立てるなどの対応を指導すべきである。そうすることで、廃棄する実験用薬品等を極力少なくすることができる。万が一教員の異動等により実験用薬品等が残存した場合においても、廃棄しなければならない事態とならないよう、適正な使用の計画を立てるよう府立学校に対して指導すべきである。

2 私費会計

【意見3】学校給食費の公会計化についての具体的な検討

大阪府は、府立学校の学校給食費の公会計化につき、そのメリット、デメリットを比較検討するなどしてその可否を具体的に検討すべきである。

(理由)

府立学校の学校給食に係る経費については、①学校給食法、②特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律、又は③夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律に基づき、④学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費（人件費等）に関しては学校設置者である大阪府（公費）が、⑤これら以外の経費（食材料費）に関しては保護者等（私費）が負担することとなっている。

大阪府では、学校給食を採用しているのは支援学校、中学校及び定時制の高等学校の一部であるところ、食材料費は私費会計に属することから、府立学校が学校徴収金として徴収、管理業務等を行なっている。

令和2年度末時点において、学校給食費の滞納がある府立学校は27校あり、その総額は1536万6752円にのぼる。これらの催告等の徴収業務は、各府立学校の教職員が行なうことになる。

近時、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日付中央教育審議会）において、「特に学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とであると結論付けられ、それを受け、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（令和元年7月付文部科学省）では、学校給食費の公会計化の進め方が説明されている。

大阪府は、学校給食費の公会計化の予定はないとし、その理由として、以下のデメリットがあると回答した。

- ・システム導入、運用にかかる予算を確保する必要がある。
- ・人員を増員する必要がある。
- ・未納対策が必要となる。
- ・支援学校は各校で独自に献立を作成し、独自に食材調達を行っている。公会計とした場合、支出にあたる食材調達が入札の対象となり、仕様書で鮮度を規定することが困難など、入札事務や購入事務が煩雑となる。

他方、学校給食を採用している府立学校に対し、学校給食費の徴収等の業務負担に関する実情を聴取する等、府立学校の教職員の負担について具体的な調査は行なわれていないようである。なお、監査人が実施した監査対象3校の教職員に対するアンケートによれば、学校給食費の支払催告等の業務は他の私費会計も多数担当している事務職員が担当しているようである。その他、公会計化によるメリット（課題解決）がどの程度見込まれるのかについて、詳細な検討がなされていないように見受けられる。

また、上記デメリットについても次のことがいえる。すなわち、①システム導入、運用にかかる予算がどの程度必要なのかについての検討が必要である（既に学校納付金システムを利用しているが、それとの関連についても検討が必要であろう。）。②人員の増員についても、その人員を増員しないことにより業務負担のしわ寄せが事務職員に生じているのか否かの確認、検討が必要である。③未納対策が必要であることは私費会計であっても同様である。④食材調達については、上記ガイドラインにおいて工夫例が示されている。

以上から、大阪府において、学校給食費について公会計化することのメリットとデメリットを詳細に比較検討しているとはいえない。

【意見4】同窓会等の会計事務を受任している現状に関する立場の明確化

大阪府は、府立学校が同窓会等の会計事務を受託している現状に関し、それをいつまで許容するのかの立場を明確化した上で、府立学校を指導すべきである。

（理由）

団体徴収金として、PTA以外にも、同窓会や後援会等の会計事務を受任している府立学校が存在している。

既に、平成24年度の監査委員による監査において、同窓会や後援会が本来学校とは独立した存在であるにもかかわらず、学校がこれらの団体の会計事務を行なっている現状につき、これらの団体に対して会計事務を自ら行うよう促すべきである旨の意見が出された。ただし、当面、これらの団体の会計事務を学校において実施する状況が生じるのであれば、基準を策定して取扱いを明確化するよう求められた。

これを踏まえ、大阪府は、通知により、府立学校の校長に対し、「団体徴収金は、原則としてPTAを対象としていること。ただし、校長がPTAと同様に、後援会、同窓会など関係団体の会計を取扱う場合は、PTA会計に準じ、『学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準』に基づき適正に処理すること」を指導し（平成25年3月5日教委施財第3689号）、その後も後援会や同窓会等の自立を促すべく、指導を続けている。

たしかに、後援会や同窓会等の自立を促すといっても、会計事務の引受け手がなかなか見つからない。引受け手がない状態で学校が管理を止めてしまうと、管理する者の存在しない財産が生じてしまうことになる。そうした現状から、上記のように監査委員の意見が出され、大阪府が通知を発出してから5年以上経過した現在においても、上記

のとおり会計事務の委任を受けている府立学校が存在しているのが現状である。

しかし、委任を受けていれば、会費の徴収や管理等にかかる事務が発生するのであり、これは、大阪府の教職員が、大阪府の人件費負担により事務作業をしているのであって、大阪府としての問題に他ならず、上記のように非常に困難な事情はあるものの、このままではいつまでたっても同窓会や後援会等の自立は実現できないから、大阪府として、いつまで委任を受け続けるのかの立場を明確にする必要がある。

【意見5】未収金に関する適切な処理に関する指導

大阪府は、府立学校に対し、私費会計における未収金をなくすために自ら適切に処理するよう指導すべきである。

(理由)

「学校徴収金等に係る調査票」によれば、令和2年9月30日時点で学校徴収金等の未収金がある府立学校は以下のとおりである。

＜未収金のある府立学校数 ー累計金額別ー＞

1 円～10 万円	40
10 万円～50 万円	24
50 万円～100 万円	4
100 万円～	12

(学校徴収金等に係る調査票より作成)

＜未収金のある府立学校数 ー未収金のある児童、生徒の卒業、転学時期別ー＞

平成 30 年度以前	74
平成 31 年度／令和 1 年度	37

※複数回集計されている府立学校がある。

(学校徴収金等に係る調査票より作成)

これらよれば、相当前に発生した未収金を回収できていない府立学校や、多額の未収金を抱えている府立学校が多数にのぼることが分かる。

こうした現状について、府立学校が適切に処理できているか疑問がある。具体的を挙げると、茨木支援学校では、令和2年9月30日時点において、以下のとおり未収金がある。

＜茨木支援学校の未収金＞

平成 26 年度以前の卒業、転退学	74,339 円
平成 28 年度の卒業、転退学	52,741 円

平成 29 年度の卒業，転退学	82,099 円
平成 30 年度の卒業，転退学	25,066 円
合計	234,305 円

(学校徴収金等に係る調査票より作成)

令和元年度の施設財務課による査察時に、この未収金が話題になり、相当前に発生した未収金であって回収の見込みのないものについて債権抹消（放棄）の話が挙がったようであるが、学校側の認識では大阪府から具体的な指導がなかった等の理由から、実際に未収金に関して具体的対応ができていない。また、査察報告書を確認しても、未収金についての指摘は見当たらない。つまり、大阪府として未収金に関して対応するよう指導をした証跡がない。

そこで、大阪府は、未収金を抱える府立学校に対し、未収金の回収や整理をするなど、未収金をなくすために自ら適切に処理するよう指導すべきである。

【意見 6】 預り金会計について返還金が発生した場合の速やかな返還手続

大阪府は、府立学校に対し、預り金会計について、返還金が発生した場合には卒業等の後速やかに返還手続をとるよう指導すべきである。

(理由)

学年費等の預り金会計では、精算をして残金があれば保護者等に返還することになる。返還金が生じた場合には、納付金システムに口座が登録されていればそこに送金すれば足りる。学年費等を納付書により現金で納付していた保護者等については、納付金システムに口座が登録されていないため、返還先の口座を所定の用紙に記入してもらい、当該口座に送金する。

納付金システムに登録された口座が卒業と同時に解約されていたり、用紙に記載されている口座情報に誤りがあったりすることにより、返還できない場合がある。その場合には、保護者等に連絡をとって返還先の口座を再度聴き取ることになる。

しかし、本来なら卒業後速やかに精算をして返還すべきところ、返還手続の遅れから（返還手続をするのが卒業から半年先になることもあるようである。）、返還手続をして初めて振込不能が判明することになるため、その時に返還先の口座を聴き取ろうとしても、既に電話番号を変更していたり、転居していたりして、保護者等と連絡がつかないことがあり、それが未返還金の発生につながっている。

令和 2 年 9 月 30 日付で未返還金がある府立学校数は、37 校にのぼる。

返還手続が遅くなればなるほど、保護者等と連絡がつかなくなる可能性が高くなるのであるから、大阪府は、府立学校に対し、預り金会計について、返還金が発生した場合には卒業等の後速やかに返還手続をとるよう指導すべきである。

【意見 7】不適正事案についての情報共有の徹底

大阪府は、私費会計が関係する不適正事案が発生した場合における各関連部署への情報共有を徹底すべきである。

(理由)

大阪府によれば、私費会計が関係する不適正事案について、府立学校において、直近 3 か年度で以下とおり懲戒処分がなされている。

<直近 3 か年度における懲戒処分>

処分年月日	平成 30 年 8 月 31 日
被処分者	府立高等学校 教諭 A 府立高等学校 教諭 B
処分内容	教諭 A：減給 3 月（10 分の 1） 教諭 B：減給 3 月（10 分の 1）
処分事由	教諭 B は、自身が顧問を務める部活動の合宿の付添いの際、平成 28 年度及び平成 29 年度の 2 回にわたり、合宿への付添い実態のなかった教諭 A が、合宿に付き添ったとする虚偽の届出をして、合宿を実施した。 また、教諭 B は、平成 26 年 4 月から平成 30 年 5 月にかけて、公共交通機関による通勤認定を受けながら、年 2 回から 3 回程度、自家用自動車通勤していた。 教諭 A は、平成 28 年度及び平成 29 年度の合宿期間中の計 8 日間、合宿に付き添わず、学校へも出勤しなかった。さらには、平成 28 年度の部合宿付添旅費を不正に受給した。

(大阪府提供資料より作成)

処分年月日	令和 2 年 2 月 21 日
被処分者	府立高等学校 教諭 C 府立高等学校 教諭 D 府立高等学校 教諭 E
処分内容	教諭 C：免職 教諭 D：減給 1 月（10 分の 1） 教諭 E：戒告
処分事由	・教諭 C について 教諭 C は、4 年にわたり、架空の納品書及び請求書を学校に提出し、学校から業者に代金を振り込ませ、業者から自身にキックバックさせるなどの方法により現金を得た。 また、教諭 C は、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己

	の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ 25 回行い、不正に受給した。 ・教諭 D について 教諭 D は、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ 13 回行い、不正に受給した。 ・教諭 E について 教諭 E は、部活動の大会に出張した際、自己の出張旅費について、虚偽申請を延べ 3 回行い、不正に受給した。
--	--

(大阪府提供資料より作成)

大阪府によれば、例えば、懲戒処分に該当すると思われる事案なら、各担当課から教職員人事課に報告がなされ、教職員人事課が処分の可否を検討、判断するが、懲戒処分に該当しないと担当課において判断された事案については、教職員人事課は把握しないとのことであった。

しかし、懲戒処分に該当する事案として教職員人事課に報告される事案以外で、懲戒処分に該当する事案があるかもしれないのに、それらが担当課の判断で教職員人事課に情報共有されないことは、教職員人事課による調査、検討さえなされない、いわば「隠れた懲戒処分該当事案」が生じてしまう可能性があり、妥当でない。

そこで、大阪府は、私費会計が関係する不適正事案が発生した場合における各関連部署への情報共有を徹底すべきである。

3 医療的ケア等

【意見 8】医療的ケア通学支援事業における保護者に対するサポート体制の充実

大阪府は、医療的ケア通学支援事業につき、通学支援を必要とする児童、生徒が介護タクシーや同乗看護師を確保することができるよう、サポート体制を充実させるべきである。

(理由)

大阪府は、登下校中に医療的ケアが必要なために通学バスを利用できないなど、通学が困難な児童、生徒の通学を支援するなどのため、医療的ケア通学支援事業を実施している。具体的には、上記のような児童、生徒が乗車する介護タクシーや、介護タクシーに同乗する看護師にかかる費用を大阪府が援助する仕組みである。令和 2 年度では、本事業につき、当初予算ベースで、5 億 6736 万 9000 円が計上されていた。

ただ、介護タクシーや同乗看護師は、希望する保護者が事業者にお問い合わせ、相談して確保することになっているところ（「医療的ケア通学支援事業を利用される保護者のみなさまへ（ご案内）」参照）、本事業の利用を希望しているにもかかわらず、それらを確保できない保護者もあるようである。ちなみに、令和 2 年度においては、本事業の利

用を希望する児童、生徒が 60 名程度であったのに対し、当該年度内に本事業の利用を開始できたのは 44 名に留まっており、予算についても、1 億 2858 万 4000 円の執行に留まっている。

「大阪府医療的ケア通学支援事業の実施に関する要綱」では、教育委員会の責務として、「児童生徒の学びの意欲を尊重することと安全確保を最優先に、円滑かつ確実に実施するものとする」(4 条)とされ、学校の責務として、「本事業に関する児童生徒及びその保護者の相談等に応じ、又は、適切に対応すること」(5 条 2 号)とされている。

上記の現状や本事業における大阪府の役割を踏まえ、大阪府としては、介護タクシーや同乗看護師を必要とする児童、生徒の保護者がそれらを可能な限り確保することができよう、具体的なサポート体制を充実させるべきである。

【意見 9】医師による巡回指導の頻度の増加を含めた対応の充実化の庁内調整

大阪府は、医師への相談事業につき、現場の教員等による適切な医療的ケアの提供をより一層可能とするよう、医師の支援学校等への巡回の頻度等の充実化の予算の確保に向けて、庁内調整に努めるべきである。

(理由)

大阪府では、医師への相談事業として、医療的ケアの必要な児童、生徒の通学する支援学校等に医師を巡回させ、看護師等からの相談に回答してもらっている。実際の相談としては、緊急事態の場合の対応、体調の安定の把握方法、新型コロナウイルス感染症対策など、多岐にわたる。

府立学校へのヒアリングによれば、学校現場では、そもそも医師の巡回の頻度等が少ないとの意見があり、また、令和 2 年度において、本事業の利用を希望した支援学校 19 校のうち、希望時間数に満たない配当となった支援学校が 11 校にのぼった。

そこで、大阪府としては、医師による巡回の頻度等について必要な水準を確保すべく、庁内の調整に努めるべきである。

【意見 10】福祉・医療関係人材の活用をより一層推進するための庁内調整

大阪府は、府立学校における福祉・医療関係人材の活用をより一層推進するため、福祉・医療関係人材活用事業にかかる予算のさらなる確保に向けて、庁内調整に努めるべきである。

(理由)

大阪府は、福祉・医療関係人材活用事業として、在籍児童、生徒によりきめ細やかな教育を行うため、福祉・医療関係の高い専門性のある人材を配置し、各学校において、専門的見地から指導を行い、児童生徒の個別のニーズに応じた教育の充実を図ることを目的として、外部の臨床心理士や理学療法士 (PT)・作業療法士 (OT)・言語聴覚士 (ST) などの高い専門性のある人材を各学校に配置する事業を実施している。

府立学校へのヒアリングによれば、学校現場では、予算の割当てに関する要望をしているが、割当額が少ないとの意見があり、令和2年度において、本事業の利用を希望した支援学校44校のうち、希望時間数に満たない配当となった支援学校が22校にのぼった。

そこで、大阪府としては、福祉・医療関係人材を必要とする学校にとって必要な程度の活用を可能にするため、庁内の調整に努めるべきである。

【意見11】人工呼吸器等の非常用電源が確保されているか否かの点検及び対応

大阪府は、非常時における人工呼吸器等の医療的ケアに必要な電源が確保されているのかについて点検し、確保されていない場合には早急に対応すべきである。

(理由)

府立学校には、支援学校を中心に、医療的ケアが必要な児童、生徒が在籍しており、中には、人工呼吸器を使用している者や、痰の吸引等が必要な者がおり、生命の直接的な維持に電気が必要である。

特に、非常時における電源の確保が課題であり、学校に設置されている非常用電源や児童、生徒が個人で所有する予備のバッテリーで必要な電源が十分に確保できるか否かを常に確認しておく必要がある。

しかし、府立学校へのヒアリングによれば、学校現場において、設置されている非常用電源や個人で所有する予備のバッテリーが児童、生徒の安全を確保できる程度であるのかについて、停電が長時間化すれば問題となり得るとの見解が示され、確保できている非常用電源等でどの程度の時間の電源が確保できているのかを試算していないとの現状も明らかになった。

非常時とは、例えば、地震等が考えられるが、周囲の援助が得られるまでの時間が比較的短時間なのか、長時間に及ぶのか分からないのであって、最悪の状況を想定して、相当長時間の電源を確保しておくことが求められる。また、個人で所有する予備バッテリーに電源の確保を頼ることは、非常時における現場の混乱（予備バッテリーを他人に使用してもよいか否かの葛藤等）を生じさせることになり適切とはいえない。

そこで、大阪府は、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な児童、生徒が在籍する府立学校において、非常時においても全ての児童、生徒にとって安心して利用できる必要な電源が確保できているか否かについて点検し、確保されていない場合には早急に対応すべきである。そして、この点検及び対応は、児童、生徒が入れ替わることから、特に年度ごとに行なう必要がある。

4 いじめ対策

(1) 府立学校におけるいじめ対策の概要

平成25年6月21日、全国的にいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、「いじ

め防止対策推進法」が成立し、同年 9 月 28 日に施行された。同法は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定められたものである（同法第 1 条）。

「いじめ防止対策推進法」において、地方公共団体は、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとされ（同法第 12 条）、学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとされている（同法第 13 条）。また、学校は、教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとされ（同法第 22 条）、いじめの事実があると思われるときなどに各種の措置を講ずるものとされている（同法第 23 条）。

このような「いじめ防止対策推進法」の定めを受け、平成 26 年 4 月、大阪府においても「大阪府いじめ防止基本方針」が策定された。そして、同方針において、各学校において学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、同方針が学校の実情に即して適切に機能しているか、校内に設置する組織を中心に点検し、PDCA サイクルにより必要に応じて見直すこととされ、また、生徒・保護者に対していじめに対する考え方や取り組みについて説明し、理解を得るとともに、Web ページなどに掲載して周知することとされている。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 12】スクールカウンセラーの増員を含めた対応の充実化の検討

大阪府は、各府立学校におけるスクールカウンセラー等の心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の増員を含め、いじめの防止等の対策の充実化を検討するべきである。

（理由）

現在、大阪府で採用しているスクールカウンセラーは約 50 名程度であり、各スクールカウンセラーに担当校が割り振られ、月 1～8 回程度、担当校に出勤している。スクールカウンセラーの年間出勤回数は 1 校当たり 10 回程度である。

大阪府としては、スクールカウンセラーの役割を教員の生徒へのカウンセリング能力向上と位置付けており、スクールカウンセラーによる児童等の面談も行われるものの、

教員への指導が主たる役割となっている。そのため、緊急対応を要するいじめ事案が発生した場合にスクールカウンセラーが直接児童等のケアをできる状態が確保されているわけではなく、各学校から緊急対応の相談があった場合には、非常勤職員として高等学校課に所属しているスーパーバイザー5名（月～金まで曜日ごとに1名）が各学校を支援している状況である。

この点、文部科学省が平成25年10月11日に策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「文科省いじめ基本方針」という。）においては、スクールカウンセラー等の配置は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備として地方公共団体が実施すべき施策に挙げられており、文部科学省のホームページ²においても、児童生徒に対する相談・助言がスクールカウンセラーの主たる業務として位置付けられている。

いじめ対策においては、緊急対応を要するいじめ事案が発生した場合に児童等の十分なケアができる体制の確保はもとより、日常的に児童等がいじめについて相談しやすい体制の確保が求められるところ、かかる体制確保には教員だけで対応することは難しく、また、児童等が相談しやすい相手が必ずしも普段から接している教員とは限らない。そのため、大阪府においても、スクールカウンセラーの位置付けを教員のカウンセリング能力向上に留まらず、もう一步踏み込んだ形で捉えた上で、財政状況も考慮しつつ、スクールカウンセラーによる児童等の面談が月に数回程度可能な体制を確保するなど、いじめの防止等の対策の充実化を検討すべきである。

【意見13】 いじめ解消の判断事例の蓄積及び府立学校への周知・指導

大阪府は、いじめ解消の判断事例を蓄積し、その結果を各府立学校に周知・指導すべきである。

（理由）

各府立学校において策定されている学校いじめ防止基本方針においては、いじめの解消について定義付けしているものがあり、それによれば、いじめが解消しているといえるためには、少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと、のいずれも満たしている必要があるとされている。

これは文科省いじめ基本方針におけるいじめ解消の定義を参考に定められたものと思われるが、同方針によれば、いじめに係る行為が止んでいることは、「被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること」をいうとされ、「相当な期間」とは少なくとも3か月を目安とすることとされている。そして、かかる期間が経過するまでは、学校の教職員は被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うこととされる。また、被害児童等が心身の苦痛を感じているかどうか

² https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/attach/1369846.htm

かについては、「被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する」こととされ、「学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する」こととされている。

監査対象とした府立学校に当該要件の確認方法を聴取したところ、被害児童等からの聴き取り、あるいは、被害児童等を日常的に注意深く観察することなどを行っているとの回答があり、かかる府立学校の対応は、文科省いじめ基本方針を前提に対処したものと思われる。

しかしながら、いじめ事案が発覚し、学校側が積極的に加害者及び被害児童等から事情の確認を行った場合には、それが原因で加害者から被害児童等への何らかの働きかけが行われ、それによって、被害児童等が実際にはいじめは続いているものの、いじめが解消された旨の説明をするようになるおそれがある。そのため、いじめの解消についての判断は慎重に行われなければならないが、文科省いじめ基本方針には、被害児童等の面談を行うとのみ記載されており、その面談からどういう内容が確認できた場合に、いじめの行為が止んでいる、あるいは、被害児童等が心身の苦痛を感じていないと判断できるか、という点を定めるものではない。文科省いじめ基本方針がこの点を明示的に定めていないのは、いじめの内容や被害児童等への影響は千差万別であり、判断基準を画一的に決定することが困難であるからだと思われる。

そのため、大阪府において各府立学校における事例を集積するとともに、心理、福祉等に関する専門家による分析を行うことにより、いじめ解消の判断事例を蓄積し、その結果を各府立学校に周知・指導すべきである。

5 大阪府立河南高等学校

(1) 概要

河南高校の概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立河南高等学校	
所在地	大阪府富田林市錦ヶ丘町1番15号	
種別	全日制	
学科等	普通科（文系、理数・医療系、エスペランサコース）	
生徒数	954名（令和2年5月1日現在）	
沿革	年	内容
	明治39年	富田林高等小学校付設裁縫女学校を開設
	明治45年	南河内郡実科高等女学校を開校
	大正10年	大阪府立河南高等女学校と改称
	昭和3年	大阪府立富田林高等女学校と改称
	昭和23年	学制改革により大阪府立河南高校と改称

		5 月に男女共学制を開始
	昭和 24 年	普通科，工業科の課程を設置
	昭和 26 年	定時制松原分校を設置
	昭和 40 年	工業科の課程を終了，定時制松原分校を廃止し，全て普通科となる
特色	平成 24 年度から「e（エスペランサ＝希望）コース」を設置した。従来多かった教員志望生徒の進路実現により着実に対応するため，教員になるにふさわしい幅広い知識と高い学力を養成し，体験学習を通じて，教員としての資質，考え方等を養うこと等をねらいとしている。 具体的には，2 年と 3 年でそれぞれ 3 科目 6 単位の合計 12 単位の教育関連の専門科目を履修する。そのうち，「教育基礎」科目では主に体験学習を実施している。 現在，1 学年あたり 40 名弱の生徒が在籍している。	

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果 4】私費会計の委任状の日付，委任期間又は委任の効力発生日の適正化

大阪府は，河南高校の校長が PTA 会計，教育振興基金会計，国際交流基金会計及び後援会会計に関する収入及び支出に関する一切の権限の受任するに当たり受領している委任状について，委任状の日付，委任期間又は委任の効力発生日が適切に設定されるよう同校長に対して指導すべきである。

(理由)

河南高校においては，PTA，教育振興基金，国際交流基金及び後援会から，その会計の収入及び支出に関する一切の権限を委任され，校長において会計事務を処理しているところ，令和 2 年度の当該会計事務の委任を受けるに当たって各団体から受領している委任状は，令和 2 年 6 月 20 日付けで作成されている。そのため，令和 2 年 4 月 1 日から同年 6 月 19 日までは，校長が会計事務に関する権限の委任を受けていない状態で処理している状況となっている。

この点，同窓会から受領している委任状については令和 2 年 4 月 1 日付けで作成されているため，PTA，教育振興基金，国際交流基金及び後援会からの委任状も同様に 4 月 1 日付けで作成することが考えられるが，担当課の説明によれば，PTA からの委任状については，PTA 会長が 6 月の総会で選任される関係でそれ以前に PTA 会長から委任状を取得することは困難であるため，委任期間を総会の翌日から翌年の総会の日までに設定するようマニュアルを用いて各府立学校に指導しているとのことであった。しかし，河南高校ではかかる指導に従った処理がなされていなかったのである。

そのため，河南高校においては，原則として 4 月 1 日付で委任状を取得すべきである

が、何らかの理由によりそれが困難な場合には、上記のように委任期間を調整して委任状に記載するか、4月1日時点のPTA会長から委任状を取得するか、あるいは、委任の効力発生日を4月1日に設定して委任状に記載するなど、全ての期間において委任の効力が生じるような対応をすべきである。それにより、権限なく会計事務を処理している状態を回避することが可能となる。

【意見14】同窓会費の徴収方法の改善

大阪府は、河南高校の校長が同窓会から委任を受けている同窓会費の徴収に際して、徴収前に、同窓会から生徒又は保護者に対して同窓会への加入が強制ではない旨説明させる機会を設けるよう指導すべきである。

(理由)

河南高校においては、同窓会費の徴収事務について校長が受任しているところ、当該徴収については、その他の学校徴収金とともに8月に徴収している。他方で、同窓会について生徒又は保護者に説明がなされるのは卒業前であるため、生徒又は保護者としては、同窓会についての十分な説明（特に強制加入なのか、任意加入なのか）を受けないまま、同窓会費の徴収を受ける状況となっており、しかも、8月に入金がなければ生徒及び保護者に督促をしているとのことである。そのため、同窓会費の徴収に先立って同窓会から生徒又は保護者に対する説明がなされる機会を確保するよう指導すべきである。

なお、学校側からは、実際には同窓会に加入しない生徒はいないとの説明があったものの（むしろ、事前の説明がないことによってそうなっている可能性もある）、大分部の生徒が加入すると見込まれ、また、実際に加入しているとの実態があるとしても、説明を受ければ生徒及び保護者が加入しないとの判断をする可能性がある以上、事前の説明を省略しなくてよい理由にはならないため、加入の実態はどうあれ現在の徴収方法が不適切であることに変わりはない。

【監査の結果5】毒物劇物の管理簿の早期改善と引継ぎの徹底

大阪府は、河南高校における毒物劇物の管理に関し、早期に管理簿を作成するとともに、管理簿が適切に後任の担当者へ引き継がれる体制を構築すべきである。

(理由)

「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知）（以下「厚生局長通知」という。）においては、毒物劇物の保管管理に関して、在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量を把握することとされており、かかる要請を実現するためには、毒物劇物の名称や数量を記載した管理簿等を作成し、定期的に在庫確認を行うことが肝要である。それを受けて、「学校における毒

物及び劇物の適性な管理について」(平成12年1月11日付け文初高第501号文部省初等中等教育局長通知)においては、毒物劇物の保管管理に関する点検項目として、定期的な在庫量と管理記録簿等の照合を行っているかを確認するよう求めている。

河南高校においては、現在、令和2年度から配属された担当者によって毒物劇物の管理が行われているところ、同担当者が配属された時点で、前任者以前の管理簿(電子データを含む。)が引き継がれておらず、管理簿の引継体制が適切ではなかった。それにより、使用後の毒物劇物で小瓶に小分けされたものについては内容量が把握できておらず、保管場所も適切に整理されていない状態であった。

したがって、大阪府は、早期に管理簿を作成するとともに、同管理簿による後任への引継ぎが徹底されるよう体制を構築すべきである。

なお、現在の担当者が配属されて以降、新たに毒物劇物の管理の現状に対応した管理簿の作成を順次行っているところである。現在作成している管理簿は、一覧表と個票に分けられており、個票には確認年月日、残量等がその都度追記できる様式となっているため、かかる管理簿が完成し、今後適切に引き継がれていけば、毒物劇物について適切な管理が可能となると見込まれる。

【監査の結果6】毒物劇物の管理方法の改善

大阪府は、河南高校における毒物劇物の管理に関し、新たに保管庫を購入して、毒物劇物を適切に保管させるべきである。

(理由)

毒物及び劇物を取り扱うに当たっては、盗難又は紛失を防止するのに必要な措置を講じること(毒物及び劇物取締法第11条第1項)、飛散、漏洩、流出、浸出等を防止するのに必要な措置を講じること(同上第2項)が求められている。それを受けて、厚生局長通知においては、毒物劇物を保管する場所は盗難又は紛失を防ぐため、その他の物品を保管する場所と明確に区分し、特に保管庫については毒物劇物専用のもとし、施錠施設等のある堅固な設備とすることとされている。さらに、大阪府においても毒物劇物取扱手引を策定し、毒物劇物は他の物と区分して貯蔵・陳列しなければならないこと、毒物劇物が所外へ飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は施設の地下へしみ込むことのないよう措置を講ずることが定められている。

河南高校においては、現在の担当者が令和2年度に配属されるまでは、毒物劇物の保管場所が1か所に集約されていないばかりか、毒物劇物が一般の薬物等と同じ棚に保管されているものもあった。また、毒物劇物保管用の部屋は、複数の施錠が可能な部屋ではあるものの、保管場所としては壁面に簡易な木製の棚が設置されているに過ぎず、棚には扉も設置されていないため、仮に地震等の災害により棚が破損等した場合には、容器が落下して破損し、毒物劇物が室内に飛散しかねない状態となっていた。

そこで、現在の担当者が配属されて以降、保管場所を1か所(毒物劇物管理用の部屋)

に集約したものの、未だ毒物劇物が室内に飛散しかねない状況が続いているため、毒物劇物保管用の保管庫の購入を府に要請しているところである。

したがって、大阪府は、河南高校において新たに毒物劇物保管用の保管庫を購入し、毒物劇物を適切に保管させるべきである。

【意見 15】アンケートに基づくいじめ認知件数といじめの実態の把握方法についての検討

大阪府は、河南高校の令和2年度のいじめ認知件数が0件だったことを踏まえ、同校がいじめの事実を看過している可能性を踏まえ、積極的にいじめの実態を把握する施策の実施を検討すべきである。

(理由)

河南高校の令和2年度のいじめ認知件数は0件という状況であるが、当該認知件数といじめの実態については別途検討を要するものと思われる。この点、河南高校においては、いじめアンケートの回収率は100%であり、アンケート以外はいじめ認知方法として、保健室や教育相談での生徒からの悩み相談への対応という形で、いじめを把握するよう努めているとのことであった。

しかしながら、いじめには多様な態様があり、いじめられていても被害生徒がそれを否定する場合もあるため、現在行われているような、被害生徒からのアプローチを必要とするいじめ把握方法のみでは、いじめの事実を看過する可能性があると言わざるを得ない。そのため、いじめ認知件数が0件となった場合には、いじめの事実を看過している可能性を念頭に置き、他の府立学校で行われているいじめ把握方法の実例等も参考にして、生徒からの聴き取りを行う場を設けるなど、積極的にいじめの実態に関して把握する施策の実施を検討すべきである。

6 大阪府立淀川工科高等学校

(1) 概要

淀川工科高校の概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立淀川工科高等学校	
所在地	大阪市旭区太子橋 3-1-32	
種別	全日制	
学科等	工業科（2年から機械系、電気系、メカトロニクス系に分化）、大学進学専科	
生徒数	822名（令和2年5月1日現在）	
沿革	年	内容
	昭和12年	大阪府立第6職工学校(工作機械科、原動機械科、電気機械科)として設立

		大阪府立城東職工学校内で開校 第2部設置（機械科，電気科）
	昭和16年	第2部廃止 大阪府立淀川工業学校と改称
	昭和18年	学科を統合して機械科・電気科とする。大阪府立淀川第2工業学校併設
	昭和23年	学制改革によって淀川工業学校と淀川第2工業学校を一体として，大阪府立淀川工業高等学校と改称
	平成3年	電気科を情報技術科に改編
	平成5年	機械科を電子機械科に改編
	平成17年	大阪府立淀川工科高等学校（機械系，電気系，メカトロニクス系）開校
	平成26年	工学系大学進学専科 設置
特色	「府立工科高等学校におけるものづくり教育の充実に関する提言」（平成24年12月，ものづくり教育コンソーシアム大阪作成）で示された提言を踏まえ，「工科高校における人材育成の重点化について」（平成25年4月，大阪府作成）において，「高大連携重点型」の対象校とされ，工業技術の理論を学ぶ工学系大学進学を視野に入れ，技術と理論を兼ね備えた「将来の高度技術者」の育成に重点を置いており，平成26年度に工学系大学進学専科が設置された。 工学系大学進学専科では，理工系大学進学を見据えたカリキュラムが組まれており，特に，英語，数学については普通科高校理系進学コースと同等の時間数を確保している。また，大学での授業聴講等も行なっている。 現在，1学年あたり40名弱の生徒が在籍している。	

（2） 監査の結果及び意見

【監査の結果7】 実験用薬品の適正管理の徹底

大阪府は，淀川工科高校において，実験用薬品を適正に管理すべきである。

（理由）

淀川工科高校には，実験用の薬品は多数保管されているところ，薬品を保管している容器に薬品名の記載がなく，保管している薬品名が不明であるものがあった。また，管理職（校長や教頭）が定期的に巡回して，薬品の状況を確認しているが，確認履歴を記録していないし，確認自体も，簡単に目視で確認するだけで，薬品が前回の確認から減少していないかを確認していない。

そこで，大阪府は，淀川工科高校における実験用薬品を適正に管理すべきである。

【意見 16】特色を伸ばす取組みの実施

大阪府は、淀川工科高校が高大連携重点型の対象校となっているという同校の特色を伸ばす取組みを実施すべきである。

(理由)

「工科高校における人材育成の重点化について」では、「高大連携重点型」の対象校となった工科高校における指標例として、以下のものが挙げられている。

<指標例一覧>

取組指標例	特色ある学科・科目の設定
	先端分野の学習に係る大学等との学外連携
成果指標例	工学系大学進学者の増加
	指定校推薦卒の増加

(大阪府ホームページより作成)

まず、取組指標例で大学等との連携が謳われているところ、現在、大阪工業大学、摂南大学、大阪電気通信大学、大阪国際大学、福井工業大学、大阪産業大学、京都産業大学、近畿大学、大阪教育大学及び大阪府立工業高等専門学校との10大学等と連携しているが、より幅広い連携を進めていくという観点で、他の大学等とも連携するべきである。

次に、高大連携重点型の対象となった平成26年度から大和大学及び摂南大学との指定校推薦卒が増加しているということであるが、対象大学や卒のさらなる増加を目指してより一層取組を強化すべきである。

【意見 17】いじめアンケートの方法の工夫

大阪府は、淀川工科高校におけるいじめアンケートの方法につき、生徒らが周囲に極力影響されずに回答することが出来るよう、工夫すべきである。

(理由)

淀川工科高校では、いじめアンケートの方法は、アンケートについての説明をクラス担任から受けた後、回答用紙に記入し、回収時は用紙を中表に二つ折りにして、回収用の大きな封筒を担任が持って生徒の座席を回って回収している。

しかし、これでは、生徒の周囲に他の生徒がいる状態で回答を記入することになり、万が一、いじめの被害者と加害者が同じクラスである場合に、被害者が回答を記入しづらい状況になっていることが危惧され、そうであれば、アンケートによっていじめの実態が明らかにならないことになってしまう。

そこで、大阪府は、淀川工科高校におけるいじめアンケートについて、回答用紙を自宅に持ち帰って記入して封筒に入れて持参して提出するよう指導する等、生徒らが周囲に極力影響されずに回答することが出来るよう、実施方法を工夫すべきである。

なお、大阪府は、淀川工科高校以外の府立学校においても同様の問題がある場合には、当該学校を指導すべきである。

7 大阪府立茨木支援学校

(1) 概要

茨木支援学校の概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立茨木支援学校	
所在地	大阪府茨木市西福井4丁目5-5	
種別	小学部，中学部，高等部（普通課程，生活課程）	
学科等	－	
児童生徒数	238名（令和2年5月1日現在）	
沿革	年	内容
	昭和45年	大阪府立肢体不自由養護学校(小学部，中学部)として開校
	昭和46年	高等部設置
	昭和47年	国立療養所刀根山病院内に刀根山分校を併設
	昭和54年	小学部に訪問学級設置
	昭和59年	刀根山分校独立，大阪府立刀根山養護学校となる 中学部に訪問学級設置
	平成元年	高等部に生活課程を設置
	平成10年	高等部に訪問学級設置
	平成14年	高等部に情報コース設置
	平成20年	大阪府立茨木支援学校となる
特色	平成29年度から平成31年度／令和元年度までの3年間実施された文部科学省委託事業である「学校における医療的ケア実施体制構築事業」の重点校4校の一つとなり，人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を受け入れるための校内支援体制に関する研究が実施された。	

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果8】実験用薬品の適正管理の徹底

大阪府は、茨木支援学校において、実験用薬品を適正に管理すべきである。

（理由）

茨木支援学校には、実験用の薬品が多数保管されているところ、薬品を保管している容器に薬品名の記載がなく、保管している薬品名が不明であるものがあつた。また、定期的に薬品の数量を確認しているようだが、提供を受けた薬品リストには薬品名、容量、容器の記載欄しかなく、確認履歴や使用履歴（年月日や使用量）を記録する様式にはなっていない。

そこで、大阪府は、茨木支援学校における実験用薬品を適正に管理すべきである。

【意見 18】私費会計における残存債権に関する適切な対応

大阪府は、茨木支援学校において、私費会計で残存している債権について、同校が自ら消滅時効の完成の有無や回収の見込み等を総合的に検討し、放棄などの整理又は具体的な回収のための対応を進めていくべきである。

(理由)

状況については意見 5 のとおりであるところ、茨木支援学校における私費会計の残存債権が長期に渡って未収となっていることから、大阪府は、同校において、同校自らが消滅時効の完成の有無や回収の見込み等を総合的に検討し、放棄などの整理又は具体的な回収のための対応を進めていくべきである。

第3 労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見

1 労働時間管理

(1) 概要

ア 関係法令

大阪府においては、府の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する一般的法令として、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」が定められている。

府立学校の職員については、この条例に基づき制定された「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」が適用される。

府立学校の教育職員の勤務時間については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）に基づき大阪府において制定された「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」が適用される。これらの規則及び要綱は、教育職員の勤務時間の上限を定めているほか、服務監督者（大阪府教育委員会又は各府立学校の校長若しくは准校長をいう。以下においても同様である。）が長時間勤務の是正等のために講ずべき措置を定めている。

イ 教育職員の労働時間管理における「在校等時間」の概念

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」における教育職員の勤務時間の上限は、「在校等時間」という概念を用いて定められている。

この「在校等時間」という概念は、給特法第7条に基づき文部科学大臣により制定された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「文科省指針」という。）に定められたものである。

文科省指針は、「在校等時間」とは「教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間」を意味するとした上、その具体的な定義を以下のように定めている（なお、以下における「超勤4項目」とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」において、公立学校の教育職員に時間外勤務を命じることができるとされている場合として規定されている項目を指す。）。

＜文科省指針における「在校等時間」の定義＞

具体的には、正規の勤務時間外において超勤 4 項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、以下に掲げるイ及びロの時間を加え、ハ及びニの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ハについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

イ 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として服務監督教育委員会が外形的に把握する時間

ロ 各地方公共団体が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ハ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

ニ 休憩時間

（文科省指針「第 3 業務を行う時間の上限」の「(1)本指針における「勤務時間」の考え方」より引用）

文科省指針は、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」と呼称し（以下、本稿においても、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」という。）、教育職員の長時間労働是正のため、時間外在校等時間を一定の上限の範囲内とすべきことを定めている。

大阪府の「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」も、文科省指針の定める在校等時間及び時間外在校等時間の概念を用いて、教育職員の勤務時間の上限の範囲を定めている。

ウ 在校等時間集計にかかる総務事務システム

大阪府においては、教職員の労働時間の把握は「在校等時間集計にかかる総務事務システム」（「SSC」と略称される。以下、同システムを「SSC」という。）という電子システムによって行われている。

労働時間の発生源たる府立学校の各教職員は、IC カードを専用機器にかざして読み取らせることで、オンラインタイムレコーダー（「OTR」と略称される。以下「OTR」という。）による出勤及び退勤時刻の記録を行い、これが SSC に反映されるほか、校外活動等、OTR で把握できない業務時間については、各人が当該業務の開始・終了の時刻や内容を SSC 上の所定のフォームに入力する。

管理職職員は、必要に応じて、各教職員が入力した情報に明らかな誤り等がないかの点検や、情報の修正、データ抽出等、SSC 管理に関する業務を行う。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 19】教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する仕組みの導入

大阪府は、府立学校の管理職に対し、面接等での各教育職員からの持ち帰り業務発生状況の定期的な聴き取りを要請する、一定時間以上の持ち帰り業務が発生した場合には SSC への入力を求めるなど、教育職員の持ち帰り業務の発生状況を把握することが可能となる仕組みの導入を検討すべきである。

(理由)

文科省指針は、「本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。」と定めている（文科省指針「第 5 留意事項」の「(3) 持ち帰り業務について」）。文科省指針は、公立学校の教員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになったことを踏まえて、「正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりはなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。」との考え方に基づいて、学校における働き方改革を進めるために定められたものである（文科省指針「第 1 趣旨」）。

したがって、持ち帰り業務が発生している実態がある場合には、教育委員会は、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進める必要がある。本監査によって、以下のとおり、府立学校において、教員の持ち帰り業務が一定程度発生しており、その時間数も少ないとはいえないことが明らかとなった。

監査対象 3 校の教員（3 校合計で計 149 名）を対象に行ったアンケートの結果、「あなたは、自宅に持ち帰って業務を行うことがありますか。」という質問（なお、同質問については、事務職員は除き、教員にのみ回答を求めた。）に対して、「ある」と回答した教員は、いずれの学校でも 5 割を超え、3 校中 2 校で約 6 割であった。

また、上記の質問で「ある」と回答した教員全 88 名に対する「あなたが自宅に持ち帰って業務を行う時間（休日を含み、テレワークの時間や、自らの判断で行う自己研鑽の時間を除きます。）は次のうちどれですか。最も近いものを選択してください。」という質問（回答の選択肢は、「ア：1 か月当たり 60 時間以上」、「イ：1 か月あたり 30 時間以上 60 時間未満」、「ウ：1 か月あたり 15 時間以上 30 時間未満」、「エ：1 か月あたり 15 時間未満」の 4 つ。なお、同質問については、教員にのみ回答を求めた。）については、3 校全体でみると、「エ：1 か月あたり 15 時間未満」との回答が約 5 割と最多であったものの、「ウ：1 か月あたり 15 時間以上 30 時間未満」との回答は約 4 割、「イ：1 か月あたり 30 時間以上 60 時間未満」との回答は約 1 割存在し、「1 か月当

り 60 時間以上」と回答した教員も 3 名存在した（下記の表中の割合は、小数点以下を四捨五入している。なお、上記 88 名のうち 1 名は本設問について無回答であった。）。

＜持ち帰り業務に関するアンケート結果＞

選択肢	回答者	割合
ア 1 か月当たり 60 時間以上	3 名	約 3%
イ 1 か月あたり 30 時間以上 60 時間未満	10 名	約 11%
ウ 1 か月あたり 15 時間以上 30 時間未満	33 名	約 38%
エ 1 か月あたり 15 時間未満	41 名	約 47%

（監査人による集計）

しかしながら、大阪府において、府立学校の教員の持ち帰り業務時間数が把握されるのは、「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」に基づき面接指導の対象となる者についてのみであり、その他に教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する制度的な契機は存在していない。

すなわち、同要綱によって、「勤務の状態等から、疲労の蓄積があると思われる職員で面接指導の申出があった職員」、「面接指導の申出はないが、安全衛生管理者が必要と認める職員」及び「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱に定める時間外在校等時間が 1 月あたり 80 時間を超えた職員」に該当する者については、面接指導の対象となるため、「時間外在校等時間等及びその他自宅での業務時間数記録票」を安全衛生管理者たる校長に提出し、同記録票に自宅での業務時間数が記載されることとなるが、これ以外に、府立学校が各教員の持ち帰り業務の発生の有無を把握する制度的な契機は存在しない。

これらの要件に該当しない者の持ち帰り業務の発生状況の把握は、各府立学校の管理職が勤務時間が多いと見込まれる教員に個別に声を掛けて持ち帰り業務の発生状況を尋ねるなど、現場での裁量に委ねられている状況である。また、大阪府から各府立学校に対しても、特段、持ち帰り業務の実態把握に努めるようにとの指示や要請はなされていない。

以上のとおり、府立学校の教員の持ち帰り業務の発生状況を把握する制度的な契機は限定的である一方で、現実には少なくない持ち帰り業務が発生している実態が認められるのであるから、大阪府は、各学校の管理職に対し、面接等での各教員からの持ち帰り業務発生状況の定期的な聴き取りを要請する、一定時間以上の持ち帰り業務が発生した場合には SSC への入力を求めるなど、教員の持ち帰り業務の発生状況を把握することが可能となる仕組みの導入を検討することが望ましいと考える。

**【意見 20】「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第 4 条
の上限時間の超過状況を把握する制度の導入**

大阪府は、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」の定める原則的な上限時間の超過に関する実態を把握する制度を導入すべきである。

(理由)

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第 4 条は、以下のとおり、時間外在校等時間の上限を定め、時間外在校等時間を原則としてこの上限の範囲内にするよう管理することとしている。

＜府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱＞

(上限時間の原則)

第 4 条 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1 日の在校等時間から「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（以下「条例」という。）で定められた勤務時間を除いた時間の 1 箇月の合計時間（以下「1 箇月時間外在校等時間」という。） 45 時間

ロ 1 日の在校等時間から条例で定められた勤務時間を除いた時間の 1 年間の合計時間（以下「1 年間時間外在校等時間」という。） 360 時間

本監査において、ヒアリングを行った河南高校、淀川工科高校及び茨木支援学校については、いずれも、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第 4 条の原則的な上限時間を超えている例があるとのことであった。

上記要綱第 4 条と同様の上限時間の原則を定める文科省指針に関する国会答弁においても、「指針を踏まえ、在校等時間が上限の目安時間を超えている場合には、学校の管理運営に係る責任を有する校長や教育委員会は業務削減等の取組を積極的に果たす必要があり、業務削減等に向けた努力を行わないまま、引き続き在校等時間が上限の目安を大幅に超えるような場合には、校長、教育委員会はこうした学校の管理運営に係る責任を果たしているとは言えないと考えられます。」とされている（令和元年 12 月 3 日参・文教科学委員会萩生田文部科学大臣）。

また、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第 7 条第 2 号も、以下のとおり、時間外在校等時間が同要綱に定める上限の範囲を超える場合には、服務監督者は事後的な検証を行うべきことを定めている。

＜府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱＞

(服務監督者が講ずべき措置)

第7条 服務監督者は以下の各号の措置を行うものとする。

- (1) 本要綱の実施にあたり、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づき、休憩時間や週休日・休日の確保等を行うこと。
- (2) 「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」に基づき、在校等時間を適正に把握し、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に教育職員の時間外在校等時間が本要綱に定める上限の範囲を超えた場合には、該当する学校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこと。
- (3) 平成30年3月に策定した「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」に基づき、教育職員の長時間勤務の是正と負担軽減に努めること。
- (4) 「府立学校における長時間労働者への医師による面接指導実施要綱」に基づき、健康管理対策として産業医による面接指導を実施すること。

このように、時間外在校等時間が上限の範囲を超えている場合には、事後的な検証や業務削減等の積極的な取組みが求められるのであるから、その前提として、時間外在校等時間が上限を超えているか否か、またその程度を把握することは不可欠である。

しかしながら、全府立学校における上記要綱第4条の上限時間の超過状況を大阪府が把握するシステムや手続は設けられていない。

実際に府立学校において上記要綱第4条の上限時間を超過している実態が存在する以上、大阪府は、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」の定める原則的な上限時間の超過に関する実態を把握する制度を導入すべきである。

【意見21】「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第5条及び第6条の適用があった事例の把握

大阪府は、「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第5条及び第6条の例外的な上限時間が適用された事例の有無や件数を把握する制度を整備すべきである。

(理由)

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」第5条及び第6条は、以下のとおり、同要綱第4条の上限時間を一定の場合には例外的に引き上げることができる旨を定めている。

＜府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱＞

（児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間）

第 5 条 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、第 4 条の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、以下に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

イ 1 箇月時間外在校等時間 80 時間

ロ 1 年間時間外在校等時間 720 時間

ハ 1 年のうち 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間を超える月数 6 月

（非常災害の場合等やむを得ない場合の上限時間）

第 6 条 非常災害の場合、その他やむを得ない場合に必要な業務を含む 1 箇月時間外在校等時間は、第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず、原則月 100 時間未満を目標として、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

大阪府においては、これらの例外的な上限時間が実際に各府立学校に適用された実例があるか否かを把握しておらず、各府立学校にて管理している。

しかしながら、前記のとおり、文科省指針において、上記要綱が定める上限時間を超えている場合には、学校の管理運営に係る責任を有する校長や教育委員会は業務削減等の取組を積極的に果たす必要があるとされているのであるから、上記要綱第 5 条及び第 6 条の例外的な上限時間が適用された実例の有無や件数についても、SSC を通じて抽出するなどの効率的な方法により、大阪府において把握する制度を整備することが望ましいと解される。

【意見 22】SSC の利便性に関する定期的な各府立学校からの意見の聴取

大阪府は、SSC の利便性について、不定期の調査ではなく、定期的に各府立学校の管理職職員から聴き取りを行うなどしてその実際の利便性を把握し、システムの改善に反映することが望ましい。

（理由）

大阪府は、平成 26 年頃に、SSC のシステムの利用のしやすさや利用上の不便について、府立学校から意見を聴取したことがあるものの、その後はそのような意見聴取は実施されていない。

本監査における河南高校、淀川工科高校及び茨木支援学校からのヒアリングにおいても、「SSC の利便性については年々改善がなされ、システム導入当初に比して非常に円滑な利用が可能になった」という所感が聞かれた一方で、一定の学校からは、「SSC の機能のアップデートが、必ずしも現場の教職員のニーズと一致していない場合もある。」

旨の意見も聞かれた。

SSC のシステムに関する具体的な改善点を検討するにあたっては、日々これ进行操作する現場の管理職職員の声を聴取することが非常に効果的かつ効率的であると考えられる。また、ヒアリングによれば、監査対象 3 校において、管理職職員が SSC の管理にかける時間は平均して月 25 時間程度であり、その業務時間に占める割合は少ない。このように、SSC の利便性は管理職職員の業務時間の増減に相当程度影響し得るものであることにも鑑みれば、SSC の利便性についての現場の管理職職員の気づきを把握し、これを SSC システムの利便性向上に繋げていくことは、同システムの改善を効率的に行うことに資するものであり、府立学校の教職員の働き方改革を進める観点からも重要であると考えられる。

したがって、大阪府は、SSC の利便性について、不定期の調査ではなく、定期的に各府立学校の管理職職員から聴き取りを行うなどしてその実際の利便性を把握し、システムの改善に反映していくことが望ましい。

2 部活動指導員

(1) 概要

学校教育法施行規則の第 78 条の 2、第 104 条及び第 135 条において、部活動指導員は、中学校及び高等学校並びに特別支援学校中学部及び同高等部において、スポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事するものとされている。

大阪府は、上記規則に基づき、教員の働き方改革の一環として、対象顧問教員の時間外在校時間を削減し、心理的負担を軽減すること、また学校全体の時間外在校時間削減の一助となることを目的として、部活動指導員配置事業を実施している。

大阪府は、部活動指導員配置事業の実施に必要な事項を「大阪府立学校部活動指導員配置事業実施要綱」に定めており、同要綱及び大阪府提供資料によれば、部活動指導員の配置を行う際の手続の流れは、以下のように定められている。

- ① 指導員の配置を希望する府立学校の校長は、年度ごとに、大阪府教育委員会に対し、申請書を提出する。
- ② 大阪府教育委員会は、提出された申請書の内容を勘案の上、当該年度の部活動指導員配置校を決定する。
- ③ 部活動指導員配置校は、「大阪府立学校部活動指導員バンク」から人材を選考する。

上記③の「大阪府立学校部活動指導員バンク」（以下「部活動指導員バンク」という。）とは、大阪府教育委員会が作成する部活動指導員として稼働する資格のある者のリストであり、各指導員の指導可能種目・時間・地域等の情報が登録されている。

大阪府は、大阪府ホームページにおいて、部活動指導員として稼働することを希望する者を募集しており、以下の資格要件を全て満たす者は、所定の書式による大阪府教育

委員会への申請を行うことで、部活動指導員バンクへの登録を受けることができる。

- ① 20 歳以上である者
- ② 地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない者
- ③ 当該部活動の実技指導に高い技術と指導力を有する者
- ④ 当該学校の部活動方針を理解し、指導に対して熱意を有する者であり、以下の㉔から㉗のいずれかを満たす者
- ㉔ 教員の経験がある者
- ㉕ 学校での部活動の指導経験がある者（外部指導者等）
- ㉖ 運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある者
- ㉗ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある者

部活動指導員として登録を受けた者の登録期間は、登録日の属する年度を含む 2 年間（2 年度目の 3 月 31 日まで）であり、この期間内に部活動指導員としての勤務実績があれば自動的に登録機関が更新され、実績がない場合は再度、更新の手続きが必要となる。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 23】「大阪府立学校部活動指導員バンク」の電子データベース化実行による業務円滑化

大阪府は、部活動指導員バンクに係る業務の円滑化のため、速やかに部活動指導員バンクの電子データベース化を進めるべきである。

（理由）

「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」の第 13 項には、「部活動指導員登録内容については、電子情報化し、部活動指導員を配置している府内市町村教育委員会の担当者、府立学校長および准校長が、必要に応じて参照します。」とある。また、大阪府ホームページに掲載されている「部活動指導員バンク 応募から任用まで」においても、「府立学校は、リストから人材を検索」とある。

これらからも明らかなおとおり、制度創設当初においては、部活動指導員バンクについては、電子上で検索可能なデータベースを作成し、かつ、府立学校長や准校長が直接に人材を検索することが想定されていた。

しかし、現在は、部活動指導員バンクの登録内容は、年度ごとに、申請年月日順に登録申込書や指導実績証明書の現物をファイルに綴ることによって管理されており、府立学校長や准校長が直接に人材を検索できる仕組みにはなっておらず、大阪府教育委員会の職員において、各府立学校の希望に合致する人材を上記のファイルから検索している。また、登録者の指導可能種目、指導可能日、指導可能地域等を一覧にした「部活動指導

員バンク登録状況」という一覧表データは作成されており、これが一定程度索引的な役割を果たしていると解されるものの、各府立学校から部活動指導員の配置申請があった場合、申請を満たす部活動指導員を探すために上記ファイルに綴じられた登録申込書の紙面を確認していくことは不可欠であり、検索業務には少くない時間を要する状況である。

当初のシステム導入には一定の費用と時間を要するとしても、一度、電子データベース化を行い、府立学校長や准校長が直接に人材を検索できる仕組みを構築すれば、以降、大阪府教育委員会の職員において府立学校の申請を満たす部活動指導員の検索に要する時間は縮減され、部活動指導員に係る業務の効率化に資するものと解される。今後、働き方改革推進の一環として部活動指導員バンク制度を拡充していくという観点からも、府立学校にとっての部活動指導員配置事業の利便性を高めるため、早期に電子データベース化を実行することが望ましい。

したがって、大阪府は、部活動指導員バンクに係る業務の円滑化のため、当初の制度設計のとおり、速やかに部活動指導員バンクの電子データベース化を進めるべきである。

【意見 24】指導実績証明書の記載方法についてのルールの方定

大阪府は、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導実績証明書に記載した実績については、登録申込書の指導歴・職歴にもこれに対応する実績を記載すべきことを定めるなど、指導実績証明書の記載方法についてのルールの方定を行うべきである。

(理由)

「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」の第 5 項では、部活動指導員バンクへの登録申請に際して、①登録申込書、②指導実績証明書又はそれに代わり証明できるもの（教員免許状の写し等）の提出が必要とされている。

<登録申込書>

様式第1号

登録番号	※ —
------	--------

大阪府立学校部活動指導員バンク登録申込書

☐ 新規 ☐ 更新	登録年月日※ 年 月 日		
	申請年月日 年 月 日		
フリガナ			
名前			
現住所	〒 — 過去3ヶ月以内に撮影したもの		
生年月日	年 月 日 歳	性別	男 ・ 女
電話番号	() —	職業	
携帯電話番号	() —	自宅最寄駅	線 駅
E-mail	@		

該当要件	☐ ① 教員の経験がある
	☐ ② 学校での部活動の指導経験がある（外部指導者等）
※あてはまるものに ☑してください	☐ ③ 運動部活動については、スポーツリーダーなどの資格を有する者で、地域のスポーツ活動（スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等）において指導経験がある
	☐ ④ 文化部活動については、地域の文化教室等において指導経験がある

指導可能種目等 ※希望する順にお書きください	1		2		3				
指導可能時間帯 ※可能な時間帯に○をしてください	午前	月	火	水	木	金	土	日	指導希望地域 (複数選択可) ※希望する地域に☑してください
	午後								☐ 大阪府内全域
	備考								☐ 大阪市 ☐ 中河内地区
									☐ 豊能地区 ☐ 南河内地区
									☐ 三島地区 ☐ 泉北地区
									☐ 北河内地区 ☐ 泉南地区
☐ 中学校における部活動指導員も希望する。（その場合、資格や勤務条件は異なります。）									
※希望する場合☑してください。市町村教育委員会（大阪市・堺市を除く）から問い合わせがあった時には、情報を提供いたします。									

学 歴 職 歴 ※最終学歴から記入ください	年	月	履歴事項	
競技・種目等の活動歴指導歴	年/月～年/月		所属団体・学校 種目等	指導内容・関わり方 等
	年	月～		
	年	月		
	年	月～		
志望動機	年	月～		
	年	月		
	年	月～		
	年	月		
資格指導歴等 ※各校への公表資料となります				

私は「大阪府立学校部活動指導員バンク」に登録いたします。なお、私は所定の要件を満たしており、申込書の記載事項は事実と相違ありません。
また、提出した個人情報を当該事業において利用することに同意します。

年 月 日

(自署) 名前 _____

【登録に際しての留意事項】 ・部活動指導員バンクに登録された方すべてが、部活動指導員として配置されるとは限りません。 ・営利目的の登録は認めません。 ・政治的、宗教的中立性を保ち活動に従事すること。 ・法令や府教育庁の定める服務規定等を遵守し、活動に従事すること。 ・学校教育に対し、理解と熱意を持って活動に従事すること。 ・一度、部活動指導員として勤務を始めた場合でも、部活動指導員としてふさわしくないと府教育庁が判断した場合、活動の中止または登録の抹消をすることがあります。

<指導実績証明書>

様式第 2 号	
年 月 日	
大阪府教育委員会 様	
指導実績証明書（大阪府立学校部活動指導員バンク登録申込）	
申請者名	
指導期間	年 月 ～ 年 月
団 体 名	
活動場所	
指導内容	
備 考	
上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 団体名 代表者職・名前 印	

監査人において、部活動指導員バンク登録者が提出した指導実績証明書を閲覧したところ、指導実績証明書に記載された指導実績が登録申込書記載の指導歴・職歴のうちに

現れていないために、登録申込書及び指導実績証明書の記載のみからは、その指導内容の実態が明確でない場合があった。

大阪府立学校部活動指導員バンクの登録手続は申請書類の書類審査のみによって行われるのであるから、指導実績証明書を提出させることによる部活指導員の質の確保の実現を担保できるよう、登録申込書及び指導実績証明書の記載のみから、指導内容の概要や指導を行った場所・団体が明らかになることを確保することが重要と考えられる。

したがって、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導実績証明書に記載した実績については、登録申込書の指導歴・職歴にもこれに対応する実績を記載すべきことを定めるなど、指導実績証明書の記載方法についてのルールの方策を行うことが望ましい。

【意見 25】指導実績証明書の作成者についてのルールの方策

大阪府は、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導を委託した団体の名義で作成すべきことを定めるなど、指導実績証明書の作成者についてのルールの方策を行うべきである。

(理由)

監査人において、部活動指導員バンク登録者が提出した指導実績証明書を閲覧したところ、「学校での指導経験あり」の要件に該当するものとして申請している者について、指導実績証明書における「活動場所」には学校の名称が記載されているものの、指導実績証明書の作成者は学校以外の団体となっており、その団体の実態も提出書類からは把握できない場合があった（おそらく登録者自身が所属していた団体であろうと推察されたものの、そうであるか否かは、指導実績証明書の記載上明らかでなかった。）。また、これとは逆に、過去の特定の団体における指導実績証明書について、当該部活動指導員が現在配置されている府立学校の学校長が作成者となっている場合があった。

このように、指導実績証明書をどの立場の者が作成するかが統一されておらず、様々な事例が存在している原因は、同証明書の作成者とすべき者の基準について明確にルール化されていないことにありと考えられる。

しかしながら、指導実績証明書を提出させることによる部活指導員の質の確保の実現のためには、指導実績証明書の記載内容の正確性及び真実性を担保するため、指導が行われた実態を正確に把握している者の名義でこれを提出させることが必要である。そして、登録者によって指導が行われた実態を正確に把握しているのは、例えば学校での部活動の指導なら当該学校、スポーツチームでの指導なら当該スポーツチームなど、当該登録者に自団体での指導を委託した団体であると解される。

したがって、「『大阪府立学校部活動指導員バンク』登録者募集要項」において、指導を委託した団体の名義で作成すべきことを定めるなど、指導実績証明書の作成者についてのルールの方策を行うことが望ましい。

3 スクールソーシャルワーカー

(1) 概要

大阪府は、大阪府立学校一般職非常勤職員就業等規則に基づき非常勤嘱託員を任用しており、非常勤嘱託員の一種として、府立学校にスクールソーシャルワーカーという職員を設置している。

府立学校におけるスクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として、心身の健康や家庭での問題等、様々な課題を抱える生徒に対する助言や支援を行うことを職務としており、具体的には、生徒との面談や、適切な福祉関係機関の紹介、公的機関での手続きへの同行などを行っている。

スクールソーシャルワーカーの設置及びその取扱いは、「大阪府立学校・府立中学校スクールソーシャルワーカーの職の設置に関する要綱」に定められており、同要綱では、スクールソーシャルワーカーは、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有し、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者のうちから、選考により教育委員会が任用するものとされている。

大阪府の府立学校におけるスクールソーシャルワーカー関連事業は平成 26 年より開始され、その需要の高まりに応じて、配置校数は増加傾向にある。平成 30 年度以降令和 2 年度までの府立学校におけるスクールソーシャルワーカーの配置校数は、以下のとおりである。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
全府立学校数	186 校	184 校	182 校
配置校数	26 校	35 校	37 校

(大阪府提供情報より作成)

令和 2 年度のスクールソーシャルワーカー関連事業に係る予算は 2933 万 7000 円であり、大阪府教育委員会は、予算内で効果的なスクールソーシャルワーカーの配置を行うため、毎年度、各府立学校の奨学金受給者数、中退率、不登校生徒数等の客観的なデータを総合的に考慮して、配置校の選定を行っている。

特に、大阪府が行っている「課題を抱える生徒フォローアップ事業」の事業実施校として選定された府立学校には、スクールソーシャルワーカーが集中的に配置されている。「課題を抱える生徒フォローアップ事業」は、様々な課題を抱える生徒が多く在籍する府立学校から、大阪府教育委員会教育長が事業実施校を選定し、当該実施校において、課題を早期に発見し、福祉、医療等の社会資源へとつなげることで生徒を支援して学校への定着を図り、もって、中途退学の防止や不登校者数を減少させることを目的とする事業であり、大阪府の定める「課題を抱える生徒フォローアップ事業実施要綱」においては、当該事業の一環として、事業実施校へのスクールソーシャルワーカーの集中的配

置を実施することが定められている。

このような「課題を抱える生徒フォローアップ事業」の実施方針やその他の各種事業方針に基づき、現在、大阪府は、定時制高等学校、通信制高等学校及びエンパワメントスクールについては、特に課題を抱える生徒が多いとして、それぞれ全校にスクールソーシャルワーカーを配置している。

また、大阪府は、スクールソーシャルワーカー未配置の府立学校にもスクールソーシャルワーカーから助言を受ける機会を確保するため、令和2年度には、スクールソーシャルワーカー未配置校の教員のうち希望者を対象として、スクールソーシャルワーカーとの相談会を計2日間にわたり実施した。なお、令和3年度には、こうした機会をより拡充するため、スクールソーシャルワーカー未配置校の教員を対象としたスクールソーシャルワーカーとの相談会を月1回、定期的実施している。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 26】スクールソーシャルワーカー未配置校の実情及び意見の定期的な把握

大阪府は、スクールソーシャルワーカー未配置の府立学校の実情及び意見を定期的に把握する機会を設け、その実情及び意見をスクールソーシャルワーカー関連事業の実施方針や配置校の決定にあたって考慮することが望ましい。

(理由)

本監査においてヒアリングを行った監査対象3校では、いずれも、スクールソーシャルワーカーは配置されていなかった。

監査対象3校にスクールソーシャルワーカーの配置の必要性や有効性を認識しているかを聴き取ったところ、いずれの学校からも、様々な事情を抱える生徒へのきめ細やかな支援を行うためには、スクールソーシャルワーカーとの定期相談会のみでは十分とはいえないため、スクールソーシャルワーカーの配置を受けて、専門的な知識を有する職員からの助言及び支援を日常的に受けられることができる環境を整備したいと考えているということであった。

スクールソーシャルワーカー未配置の府立学校においても、校内予算の範囲内で採用・給与支払い等を行って自校にこれを配置することは可能であるものの、現実的には、校内予算をもってこうした配置費用の全てを賄うことは困難であるため、未配置校は、大阪府教育委員会が事業として行うスクールソーシャルワーカーの配置を待っている状況である。そのため、監査対象3校を含め、府立学校の校長らは、校長会（府立学校の校長らと大阪府教育委員会との間で定期的に行われる会議である。）等において、従前より大阪府教育委員会に対し、スクールソーシャルワーカーの配置拡充を求める意見を述べているとのことである。

本監査においてヒアリングを行った監査対象3校のみからも上記のような意見が聞

かれていることからすれば、スクールソーシャルワーカー未配置校のうち、配置を受ける必要性を感じている府立学校は少なくない数で存在しているものと思料される。

大阪府教育委員会は、年に6回、スクールソーシャルワーカー関連事業全体の実施方針や事業の課題について福祉分野の専門家の意見を聞く機会を設けているほか、スクールソーシャルワーカー配置校に対しては、定期的な訪問を実施してスクールソーシャルワーカーの効果的な活用のための助言を行うなど、事業の改善・向上のため細やかに取り組んでいることがうかがえる。

一方で、スクールソーシャルワーカー未配置校に対しては、年に1度行われる人事に関するヒアリングに際して、併せて不登校生徒数や中退生徒数等のデータを入手したり、生徒指導に関して困難を感じている具体的事案を聴き取ったりすることはあるものの、スクールソーシャルワーカー関連事業自体に焦点を当てて、スクールソーシャルワーカーが未配置であることによりどのような困難を感じているか、また、スクールソーシャルワーカーの配置についてどのような希望や考えを持っているかといった実情や意見を聴取する機会が設けられているわけではないということであった。

スクールソーシャルワーカー関連事業の実施方針や配置校を検討するにあたって、専門家の意見を聴取することや客観的数値を検証することが肝要であることはもちろんであり、大阪府がそうした取組みを実施していることは評価できるが、それらに加えて、スクールソーシャルワーカー未配置校が配置の必要性を感じているか、配置されないことによりどのような困難が生じているかといった、未配置校の現場における具体的な事情を把握し、これを考慮に入れることで、スクールソーシャルワーカー関連事業全体の実施方針や配置校の決定に係る議論をより効果的に実施する余地があると考えられる。

以上より、大阪府は、スクールソーシャルワーカー未配置の府立学校の実情及び意見を定期的に把握する機会を設け、その実情及び意見をスクールソーシャルワーカー関連事業の実施方針や配置校の決定にあたって考慮することが望ましい。

4 研修制度

(1) 法令の定め

教員等の研修に関しては、教育公務員特例法において、以下の事項が定められている。

ア 文部科学大臣は、公立の小学校等の校長及び教員の計画的かつ効果的な資質の向上を図るための指針³を定めること（教育公務員特例法第22条の2）。

イ 公立の小学校等の校長及び教員の任命権者は、

(ア) 前記指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標を定めること（教育公務員特例法第22条の3）。

³ これにより、文部科学大臣は、「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（文部科学省告示第55号）」を定めている。

- (イ) 前記指標を踏まえ、当該校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための教員研修計画を定めること（教育公務員特例法第 22 条の 4）。
- (ウ) 前記指標の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うための協議会を組織するものとする（教育公務員特例法第 22 条の 5）。

(2) 大阪府における運用

ア 大阪府は、前記の教育公務員特例法第 22 条の 5 に定めに基づき、以下の各機関からの代表者を構成員とする大阪府教育育成協議会を設置している。

＜大阪府教育育成協議会の構成員＞

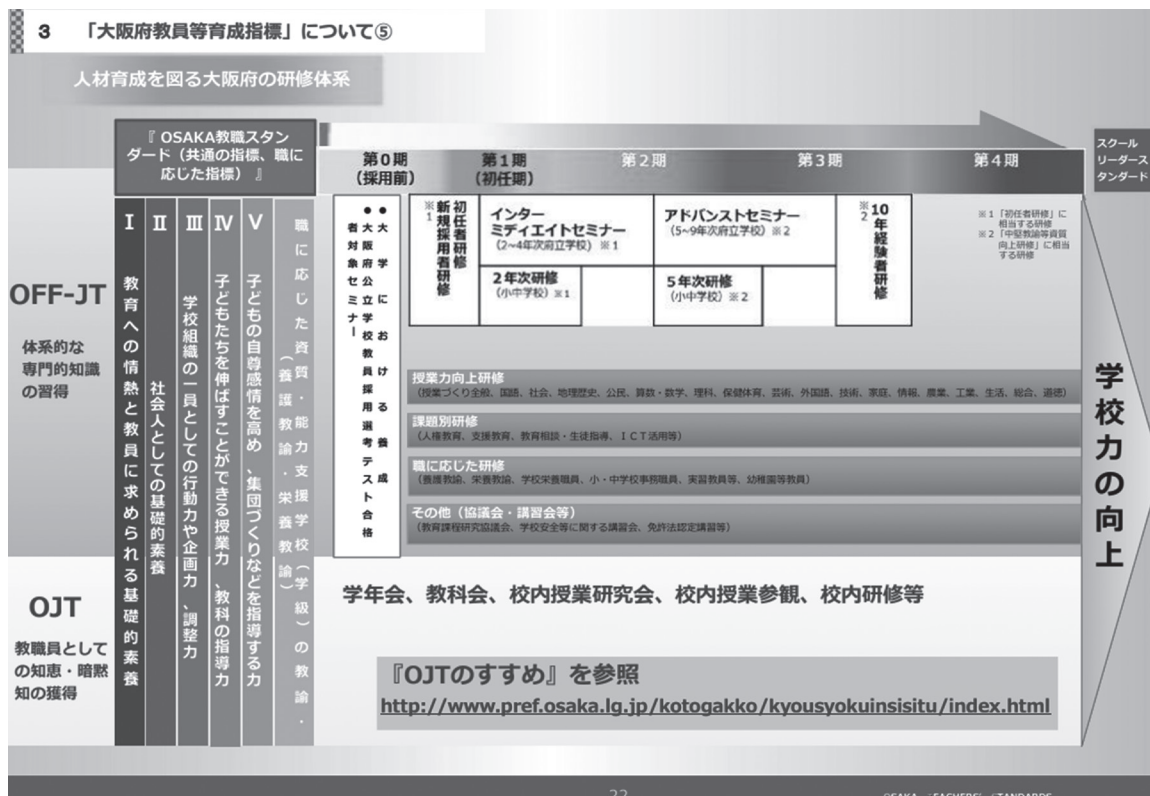
【大阪府教育庁】
【市町村教育委員会等】 大阪府都市教育長協議会 大阪府町村教育長会 豊能地区 3 市 2 町代表
【大学】 大阪教育大学 関西大学 近畿大学 四天王寺大学 大阪大谷大学
【校長会】 大阪府小学校長会 大阪府公立中学校長会 大阪府立学校長協会

(大阪府教員等研修計画より作成)

大阪府教育育成協議会において、教育公務員特例法第 22 条の 4 の定める教員研修計画として「大阪府教員等研修計画」が策定され、同計画内において同法第 22 条の 3 の定める指標として「大阪府教員等育成指標」が定められている。

大阪府教員等研修計画において大阪府の研修体系は以下のとおりである。

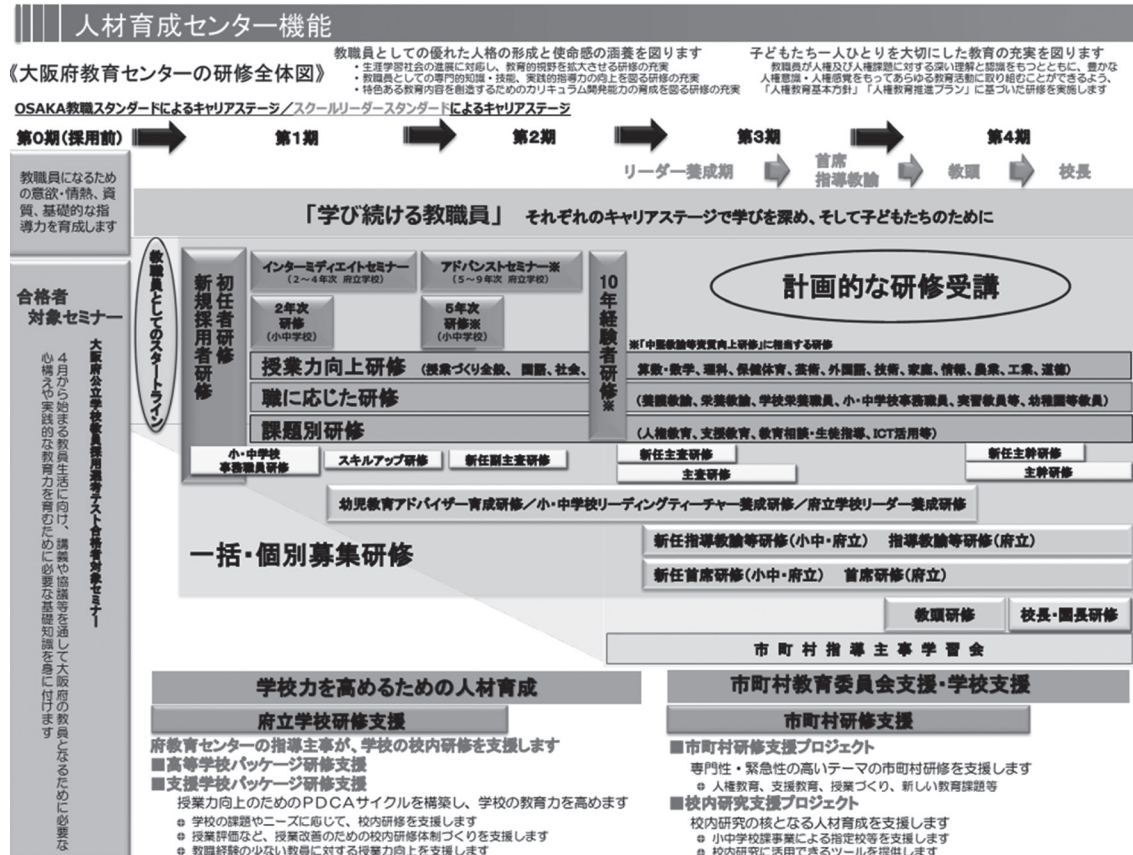
＜人材育成を図る大阪府の研修体系＞



（大阪府教員等研修計画より引用）

イ 前記の大阪府教員等研修計画における研修は、教育センターが所管課として実施・提供している。教育センターが実施・提供する研修の全体図は以下のとおりである。

《大阪府教育センターの研修全体図》



(令和3年度 大阪府教育センター研修案内より引用)

(3) 監査の結果及び意見

【意見27】受講義務がない研修の受講率の向上

大阪府は、教育センター主催の研修のうち、受講義務がない研修（総合研修のうち受講義務がないもの、課題別研修及び授業力向上研修）について受講率を向上させる方策を検討するべきである。

(理由)

教育センター主催の研修は、①総合研修、②課題別研修及び③授業力向上研修に分類される。このうち①総合研修については、初任者研修等の受講義務がある研修と受講義務がない研修に分類される。②課題別研修及び③授業力研修は、いずれも受講義務がない研修である。

このとおり、教育センター主催の研修には、受講義務がある研修とない研修が含まれるが、これは、前記のとおり、各教員の関心・課題に沿った形で各教員自身が受講すべき研修を選択し、課題の解決・授業力の向上等を図ることが目的であることから、必ずしも受講義務がない研修すべてを受講することが望ましいわけではない。

しかし、本監査において監査対象３校の教員に対し実施した以下のアンケートの結果は、以下のとおりであった（人数は３校の回答者の合計人数。表中の割合は、小数点以下を四捨五入している。）。

＜教育センター主催の教員向け研修の受講状況に関するアンケート結果＞

選択肢	回答者（人）	割合（％）
ア 受講義務があるとされている研修のみ受講している。	72	約 57％
イ 総合研修（初任者研修や年次，職に応じた研修）を中心に受講している。	43	約 34％
ウ 総合研修に限らず，課題別研修や授業力向上研修についても積極的に受講している。	12	約 9％

（監査人による集計）

＜課題別研修及び授業力向上研修を受講しない理由に関するアンケート結果＞

選択肢	回答者（人）	割合（％）
ア 業務多忙のため時間が取れない。	79	約 57％
イ 特に受講を希望する研修がない。	45	約 32％
ウ 受講したくても定員の関係で受講できなかった。	3	約 2％
エ その他	12	約 9％

（監査人による集計）

以上のアンケート結果によると、総合研修に限らず課題別研修や授業力向上研修を積極的に受講している教員は回答した教員の約 9％にとどまっており、課題別研修や授業力向上研修が活用されているとはいえない状況にある。

そして、課題別研修や授業力向上研修を受講しない理由については、回答した教員の約 57％が業務多忙のため時間が取れないとの理由を、約 32％が特に受講を希望する研修がないとの理由をそれぞれ挙げている。よって、これらの理由の解消により、課題別研修及び授業力向上研修の受講率を向上させることができ、ひいては教員としての専門的知識・技能的指導力の向上等の教職員研修の目的を果たすことが可能になる。

受講しない理由としての回答で最多であった「業務多忙のため時間が取れない。」との理由については、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面方式による研修だけでなくオンラインによる研修が増加しているとのことなので、これをさらに推し進め、サービス時間内のより受講しやすい時間に動画を見ることで研修を受講できるオンデマンド方式の導入をより進めるなど、教員がより容易に研修を受講できる体制をさらに整備するべきである。

また、「特に受講を希望する研修がない。」との理由については、大阪府によると、

教職員に対するアンケート等の活用により研修内容の希望等を吸い上げているとのことである。しかし、前記の監査対象３校に対するアンケート結果を踏まえると、研修内容の希望等の反映をさらに進める必要がある。その上で、研修内容をより効果的に周知する、研修受講者による研修の効果に関する感想を広報するなどの教職員がより研修に関心を示す措置を取る、などにより、さらに教職員の研修に対する関心を高めるべきである。

以上を踏まえ、大阪府としては、研修の受講率を向上させることを目標とした措置を検討すべきである。

５ 人事評価

(1) 教職員の評価・育成システム

ア 概要

府立学校の教職員の人事評価の具体的な手順は、地方公務員法第６条第１項に基づき制定された「大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則」（平成１６年大阪府教育委員会規則第１２号）に定められた「教職員の評価・育成システム」（以下「評価・育成システム」という。）によって実施されている。評価・育成システムに関する規則及び要綱は以下のとおりである。

大阪府立学校の職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成１６年大阪府教育委員会規則第１２号）

府費負担教職員の評価・育成システムの実施に関する規則（平成１６年大阪府教育委員会規則第１３号）

評価・育成システム実施要領（平成１６年４月１６日制定）

評価結果に対する苦情の申出及びその取扱いに関する要綱（平成１７年１月１日制定）

イ 評価者等

評価・育成システムにおける評価者等は、次の表のとおりである。

職種等	面談者	育成（評価）者 （評価・育成シート作成者）
校長・准校長	教育監 教育振興室副理事	教育監・教育振興室副理事 （一次評価） 教育長（二次評価）
教頭	校長・准校長	校長・准校長
事務（部）長	校長	校長
教諭（教諭，首席，指導教諭），講師〔実習担当〕， 養護教諭（養護教諭，首席，指導養護教	校長・准校長 （又は教頭）	教頭（一次評価） 校長・准校長（二次評価）

諭）， 栄養教諭（栄養教諭，首席，指導栄養教諭）， 実習教員（実習教員，総括実習教員）， 寄宿舎指導員（寄宿舎指導員，総括寄宿舎指導員）		
事務職員（主事，副主査，主査，課長補佐）， 技術職員（技師，副主査，主査）	校長・准校長 （又は事務（部）長）	事務（部）長（一次評価） 校長・准校長（二次評価）
栄養職員（技師，副主査，主査）	校長	校長

（教職員の評価・育成システム手引きより引用）

ウ 評価の流れ・方法

評価は，教職員自身による個人目標の設定を踏まえ，①業績評価（教職員自身による個人目標の達成状況の評価を含む。）及び②能力評価の２つの評価に基づく総合評価によって行われる。それぞれの概要は以下のとおりである。

① 業績評価

設定された個人目標の達成状況を対象とする絶対評価であり，評価基準は以下のとおりである。

SS：目標を大きく上回る，著しく高い業績である

S：目標を十分上回っている

A：目標を達成している

B：目標に達していない

C：目標を大きく下回り，著しく低い業績である

② 能力評価

日常の業務の遂行を通じて発揮された能力に関する評価であり，職務全般の取組みが評価の対象となる絶対評価である。授業を行う教員の評価要素のうち，「授業力」については，生徒又は保護者による授業アンケートの回答を踏まえ評価する。評価基準は，SS，S，A，B，Cの５段階である。

③ 総合評価

以上の業績評価及び能力評価をもとに，以下の評価基準に基づき５段階の絶対評価が行われる。

SS：業績評価と能力評価を総合すると，非常に高い評価である

S：業績評価と能力評価を総合すると，高い評価である

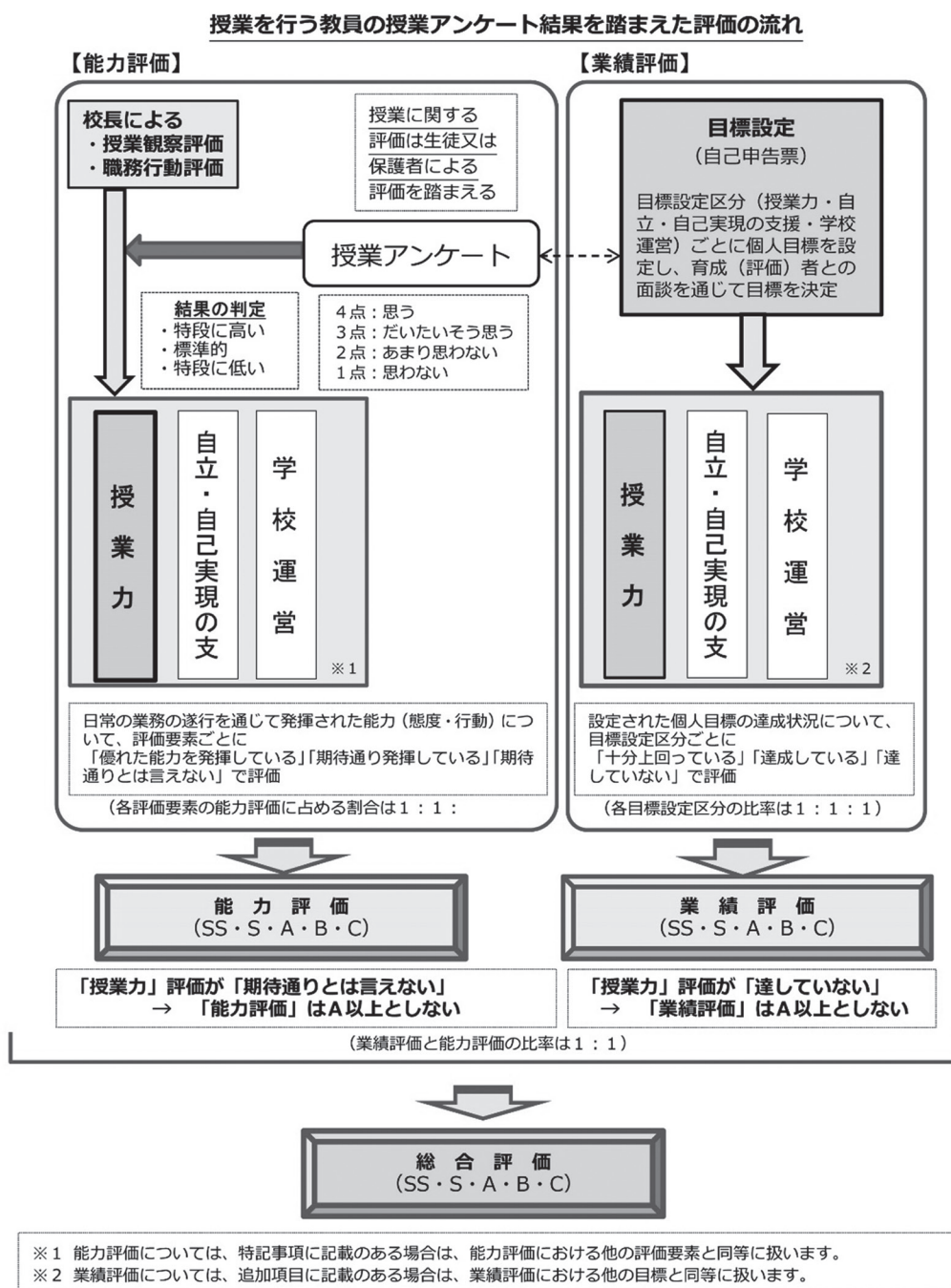
A：業績評価と能力評価を総合すると，標準的な評価である

B：業績評価と能力評価を総合すると，低い評価である

C：業績評価と能力評価を総合すると、非常に低い評価である

授業を行う教員に関し、以上の評価の流れを図示すると以下のとおりとなる。

＜授業を行う教員の授業アンケート結果を踏まえた評価の流れ＞



(教職員の評価・育成システム手引きより引用)

エ 苦情申出

以上の評価の結果については、評価者が対象者と面談して開示する。これにより、今後の活動内容の改善、次年度の意欲的な取組みや積極的な目標設定に活かすことが目的である。

評価結果について評価者と見解の相違があり、その解決が見込まれない場合、当該教職員は大阪府教育委員会に設置された苦情審査会の会長に対して苦情申出をすることができる。

申出のあった苦情は、苦情審査会において、審査される。審査にあたっては、苦情申出者及び評価者の双方から聴取の上審査され、最終的に審査結果が双方通知され終了する。

(2) 監査の結果及び意見

【意見 28】授業アンケートの実施状況の把握

大阪府は、各府立学校における授業アンケートの実施状況を把握するよう努めるべきである。

(理由)

大阪府立学校の教職員の人事評価は、前記のとおり、設定された個人目標の達成状況を対象とする業績評価と、日常の業務の遂行を通じて発揮された能力を対象とする能力評価の総合評価によって行われる。そして、授業を行う教員の能力評価の評価要素のうち、教員の授業の能力（評価・育成システムでは「授業力」と呼ばれる。）については、生徒又は保護者による授業アンケートの回答内容を踏まえて評価される。

「授業力」は、校長及び准校長が授業アンケート及び授業観察等によって把握し、最終的に「評価・育成シート」にその評価が記載される。この過程で、授業アンケートは、能力評価において一つの要素にすぎないものの大きな比重を有しており、『授業アンケートの手引き』（令和2年3月教育委員会制定）において詳細な実施方法等も定められているところである。授業アンケートの結果は、各教員の「授業力」評価票に記入されるが、これらの資料は教育委員会に提出されるわけではなく、校長及び准校長において保管されることとなっている（なお、評価者による授業観察の結果、改善が必要であるとみなされた教員については、授業改善シートが作成される。）。他方で、校長及び准校長が教育委員会に提出する評価・育成シートには授業アンケートの実施状況に関する独立した項目は立てられておらず、同じく校長及び准校長が教育委員会に提出する校長及び准校長の自己申告票並びに校長・准校長の学校運営に関するシートにも、授業アンケートの実施状況に関する項目はない。

これらのことから、大阪府は、各府立学校における授業アンケートの実施状況を把握する契機がなく、現に大阪府はこれを把握していない。

しかし、前記のとおり授業アンケートは評価・育成システムにおける能力評価上重要

評価・育成シートの様式は、目標設定区分、評価要素及び評価者がそれぞれの職種に対応しています。目標設定区分や評価要素については手引き（P32～P52）を参照してください。

一次評價者（事務部長）氏名 _____（ 月 日記入） 二次評價者（校長・副校長）氏名 _____（ 月 日記入）

6 教職員による不祥事への対応

【意見 29】不祥事に対する再発防止策検討体制の整備

大阪府は、各府立学校において不祥事が発生した場合には、不祥事発生の原因を究明し、再発防止策を検討できる各課横断的な体制を整えるべきである。

(理由)

各府立学校において不祥事が発生した場合、かかる不祥事の内容に応じて各学校から各担当課に報告がなされ、各担当課において懲戒処分等を検討すべきと判断した場合には、教職員人事課に報告することとされている。教職員人事課はかかる報告を受けた場合、懲戒処分等対象者を含む関係者から事情聴取するなどの調査を実施し、懲戒処分の可否を検討することとなる。教職員人事課が懲戒処分を行った場合には、事実認定及び懲戒処分の内容を各担当課と共有する。

しかしながら、各担当課において上記のように懲戒処分等を検討すべきと判断されなかった案件については、教職員人事課の調査を経ることなく、各担当課において個別に当該不祥事への対応がなされることとなるし、教職員人事課の調査を経て懲戒処分がなされたとしても、全庁的に情報共有がなされているわけではない。そのため、各府立学校において発生した不祥事に対しては、各課横断的にかかる不祥事の原因究明を行い、再発防止策が検討される体制が整っているとは言い難い状況である。

実際、担当課へのヒアリングの際、私費会計に関する懲戒処分事案（教員が業者からキックバックを受け取っていた事案）について、どのような再発防止策を検討したのかとの質問に対して、業者との癒着がない限り不適正な支出はできないと認識しているとの回答がなされており、どのようにして業者と教員との癒着を防止するのかについては十分に検討されていないことがうかがわれた。

なお、担当課としては、再発防止策として不祥事事案等を集約した冊子を作成し、各府立学校に配布しているとのことであったが、かかる冊子の内容は不祥事事案等を解説し、各職員の不祥事への理解を深めるものに過ぎず、より積極的に不祥事が生じないような体制の構築（例えば、不適切な支出がなされないよう、定期的に担当者を変えたり、複数担当制にしたりするなどの体制の構築）を検討するようなものにはなっていない。不祥事を根絶するためには、各職員の意識改善などの抽象論に終始することなく、より具体的な再発防止策を検討できる体制を整備することが不可欠である。

第4 入札・契約事務に係る監査の結果及び意見

1 入札・契約事務に係る主な法令等

地方公共団体の入札、契約事務に関して、地方自治法では第 234 条から第 234 条の 3 までにおいて、契約の方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約及びせり売り）、それらの要件及び契約の相手方の決定方法等が規定されている。また、同法の委任を受けた地方自治法施行令では、第 167 条から第 167 条の 17 までにおいて、各契約方法を採用できる要件の詳細、入札参加資格や入札手続等が規定されている。

これらを受け、大阪府では、大阪府財務規則の第 53 条の 3 から第 71 条までにおいて、契約の手続等の詳細を定めている。上記規則の運用に関しては、規則に対応する形で、大阪府財務規則の運用の第 53 条の 3 関係から第 71 条関係までを定めている。

契約の方法のうち、随意契約については、大阪府は、大阪府随意契約ガイドライン等により、随意契約の方法によることができる場合等を、上記運用の解釈を示す形で、具体例も交えつつ詳しく説明している。

2 入札・契約事務に係る全般的事項

【監査の結果 9】 契約関係書類の保管方法に関する規則等の周知及び徹底

大阪府は、教育庁の所管する大阪府立図書館情報システム運用管理業務、大阪府立図書館管理運営業務、SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務、大阪府立中央図書館 ESCO 事業、大阪府立寝屋川高等学校外 4 校経年埋設内管改修工事に係る契約関係書類の保管方法について、行政文書管理規則等が定める内容を周知し、これに従った運用を徹底すべきである。

（理由）

入札・契約案件に係る契約関係書類は、行政文書として取り扱われ、その保管・保存の方法については、行政文書に関する定めが適用される。

大阪府行政文書管理規則第 13 条は、「事務及び事業を行うに当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書（電磁的記録にあつては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成するものとする。」と定め、同規則第 16 条 1 項は「第 16 条 文書管理者は、適正に行政文書の保管又は保存をしなければならない。」と定めるところ、大阪府が定める同規則の運用解釈においては、同規則第 16 条の運用解釈として、「第 13 条第 1 項に基づき作成した文書については、事後に意思決定の経緯・過程並びに事務及び事業の実績を検証できるように、事務及び事業の案件ごとに同一の簿冊に保存する（第 17 条第 1 項ただし書きに該当する文書を除く。）」とされている（なお、大阪府行政文書管理規則第 17 条第 1 項ただし書きに該当する文書とは、保存期間の定めを要しない文書であり、入札・契約案件に係る契約関係書類はこれに該当しない。）。

また、大阪府が行政文書に関する全庁的なマニュアルとして作成している「文書事務

の手引」の「第 10 節 文書の保管及び保存」にも、「事後に意思決定の経緯・過程並びに事務及び事業の実績を検証できるように、事務及び事業の案件ごとに同一の簿冊に保存します。」との記載があり、これは、上記の行政文書管理規則の定め趣旨を受けたものと解される。

本監査において、監査人が往査によって教育庁の所管する入札・契約案件ののうち監査対象としたものに係る簿冊を閲覧したところ、契約書原本が簿冊に綴じられている場合もある一方で、契約書の一部の頁の写しのみが簿冊に綴じられており、簿冊のみからは契約書の全頁が確認できない場合もあった（大阪府立図書館情報システム運用管理業務、大阪府立図書館管理運営業務）。また、契約書に基づいて徴求される各種の書面（「業務責任者通知書」、「個人情報取扱作業責任者届」、「誓約書」、「請負代金内訳書」、「工程表」等）が当該契約書の年度に係る簿冊に綴じられている場合もある一方で、当該簿冊には綴じられていない場合もあった（SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務、大阪府立中央図書館 ESCO 事業、大阪府立寝屋川高等学校外 4 校経年埋設内管改修工事）。

上記のような保管状況となっていた理由を各所管課に確認したところ、①契約締結までの手続や支払いの手続きを担う「契約担当者」と仕様書の作成・契約後の事業者との委託内容の打合せ・委託業務の確認を担う「実務担当者」がおり、本来、契約書原本や契約書に基づき徴求される書類は全て契約担当が保管することになっていたものの、実際にはその一部を実務担当者が保管していたために、これらが別々に保管されていた（SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務、大阪府立寝屋川高等学校外 4 校経年埋設内管改修工事）、②契約書に基づく徴求書類が、契約相手方から提出された設計・施工に関する書類一式と一緒に保管されていたため、契約書と同じ簿冊に綴じられていなかった（大阪府立中央図書館 ESCO 事業、）、③契約書に基づく支払いや委託業務の管理運営を行う際に契約書の内容を確認する必要性が生じたことから、一時的に令和 3 年度の簿冊に移動していた（大阪府立図書館情報システム運用管理業務、大阪府立図書館管理運営業務）、といった理由が挙げられた。

しかしながら、本来は、上記の大阪府行政文書管理規則や文書事務の手引に従って、同一の入札・契約案件に係る契約関係書類は、同一の簿冊によって保管されるべきものである。大阪府行政文書管理規則の定めに従った契約関係書類の保管が徹底されない場合、書類の所在が不明になるなどして、事後的に当該案件の成立に至る過程や内容を検証することが困難になるおそれがある。意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することを可能にするという大阪府行政文書管理規則の趣旨を実現するため、同規則に従った保管を徹底することは、大阪府における適正な事務執行のために不可欠であると解される。

以上より、大阪府は、教育庁の所管する大阪府立図書館情報システム運用管理業務、

大阪府立図書館管理運営業務，SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務，大阪府立中央図書館 ESCO 事業，大阪府立寝屋川高等学校外 4 校経年埋設内管改修工事に係る契約関係書類の保管方法について，行政文書管理規則等が定める内容を周知し，これに従った運用を徹底すべきである。

【意見 30】 契約内容を構成する仕様書を効率的に特定できる方法での契約書作成の検討

大阪府は，教育庁の所管する令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷及び大阪府立図書館情報システム運用管理業務に係る契約書につき，当該仕様書を契約書とともに袋綴じにするなどして，契約内容を構成する仕様書の特定を効率的に行えるような作成方法を検討すべきである。

（理由）

大阪府の各入札・契約案件については，入札公告の段階又は契約締結前の段階で，大阪府によって，当該契約に基づき契約相手方が履行することが想定されている債務の内容が記載された「仕様書」が作成される。この仕様書自体は契約の一方当事者によって作成された書面に過ぎず，これを実際に契約の内容とするのであれば，契約締結時にその旨を合意する必要がある。そして，契約の内容を一義的に特定できなければ事後的に契約解釈に関する紛争に繋がり得ることから，この合意においては，契約内容として組み入れる「仕様書」とはいずれの書面であるかが一義的に特定されている必要がある。

監査人が往査によって教育庁の所管する入札・契約案件のうち監査対象としたものに係る簿冊を閲覧し，各契約書の原本を確認したところ，多くの契約書では，仕様書が契約内容を構成している場合には，仕様書を契約書とともに袋綴じして契印することで，契約書と仕様書の一体性が客観的に明らかとなっており，契約内容となる仕様書を一見して特定できた（一例として，「大阪府立中央図書館図書搬送業務」に係る令和 2 年 8 月 24 日付契約書，「SNS を活用した相談体制の構築事業における相談業務」に係る令和 2 年 6 月 18 日付契約書など）。

一方で，①契約書表紙の「規格」欄に「仕様書のとおり」と記載されており，かつ，契約書中に仕様書に従って履行すべきことが記載されている場合や，②契約書中に「仕様書で定める各事項について遵守」しなければならないとの条項がある場合において，契約書に仕様書が袋綴じされておらず，また，契約書中で当該仕様書を作成年月日等によって特定されていないため，これらの指す仕様書がいずれの書面であるかを直ちに判別できないものが見受けられた（「令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷」に係る令和 3 年 1 月 15 日付契約書，「大阪府立図書館情報システム運用管理業務」に係る令和 2 年 4 月 1 日付契約書）。また，仕様書に契約相手方から一定の届出書を徴求すべきことが記載されており，これに基づいて当該届出書が実際に徴求されているものの，契約書への袋綴じや契約書中での作成年月日等による仕様書の特定がな

されていないため、当該書類を徴求した根拠となる仕様書がいずれの書面であるかを直ちに判別できない場合があった（「令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷」に係る「作業場所、原稿等の保管方法及び業務従事者等届」）。

契約内容として引用される仕様書を袋綴じするか否かについて、大阪府における統一的な要領や指針は存在しないとのことである。したがって、契約書の作成方法は、教育庁や教育機関、外郭団体の各担当者の判断に委ねられている。

大阪府によれば、仕様書を袋綴じにしたり、契約書中で当該仕様書を作成年月日等によって特定したりしていない場合でも、当該契約書を締結した際の大阪府内における決裁文書上、当該契約書とともに特定の仕様書が決裁されていることが明らかとなっており、かつ、実際の契約書は決裁された内容に従って作成されること、また、決裁を受けた仕様書のデータを契約相手方に送付した際のメールも保管されていることから、契約内容を構成する仕様書がいずれであるかは、これらの資料により一義的に特定されるとのことであった。

確かに、決裁文書上は、契約書と仕様書が一体となって決裁されるため、これを参照すれば、いずれの内容の仕様書について決裁が行われたかを確認することは可能であるし、関連するメールが保管されている限りにおいては、当該契約の仕様書であるとして契約相手方に交付された書面の内容を特定することは可能である。

しかし、仕様書には、当該契約に基づき債務者が履行すべき債務の具体的内容が記載されており、これは当該契約の本質的な内容であるから、その内容を速やかに確認できる状態としておく必要がある。

契約内容につき当事者間で疑義が生じない限りにおいては問題が顕在化することはないとしても、仮に、契約相手方が事後的に、当該仕様書に記載された内容の全部又は一部が契約内容となっていないとして争った場合、仕様書の袋綴じ及び契印がなされていないときは、決裁文書やメールの履歴等の事実の積み重ねによってこれが契約内容となったことを立証するほかない。しかし、決裁文書はあくまでも大阪府内での手続書類であり、この書類によって契約相手方との間で合意した内容までが直ちに明らかとなるわけではない。また、メールの履歴は、紛争化した時点で引き続き保管されているとは限らないうえ、当該メールのやり取りの時点で必ずしも後日紛争化することを念頭においているとは限らないから、事後的にその文面を参照したときに、契約相手方が当該仕様書を契約内容とすることに同意していることを明確に読み取ることができない可能性もある。

したがって、事後的に契約相手方との間で合意された内容を特定する作業が必要になった場合を想定すれば、少なくとも、紙面によって作成される契約書であり、かつ、仕様書の分量が合理的に袋綴じにできる程度のものであるときは、端的に仕様書を契約書に袋綴じにして契印を行うことが最も効率的であると解される。

以上より、大阪府は、令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷

及び大阪府立図書館情報システム運用管理業務に係る契約書につき、当該仕様書を契約書とともに袋綴じにするなどして、契約内容を構成する仕様書の特定を効率的に行えるような作成方法を検討すべきである。

3 令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷

(1) 概要

契約の内容	令和3年度の大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の問題用紙の印刷業務に係る請負契約である。
所管部署	高等学校課
契約の相手方	—
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 【事由】 入学者選抜に係る問題の印刷については、通常の印刷物とは性質を異にしており、問題の内容が入学者選抜の実施前に外部に漏えいした場合は、入学者選抜の実施が不可能になることはもちろんのこと、社会的にも大きな問題になることから、問題の印刷は秘密裏に行うことが必要である。このため、本件を本来の契約方法である競争入札にした場合、問題の内容を多くの業者が事前に知り得ることとなり、漏えいの危険性が十分あるため、危険性を回避するためにも、競争入札により締結することは不可能である。
契約締結日	令和3年1月15日
納入期限	令和3年3月9日
契約金額	13,033,559円（当初契約）

(2) 監査の結果及び意見

【意見31】随意契約理由書の記載における随意契約理由の正確な反映

大阪府は、令和3年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷に係る随意契約について、随意契約締結を決定した際に実際に検討された具体的な理由を、随意契約理由書の記載に正確に反映すべきである。

（理由）

本件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」）により随意契約が締結されている。

本件に係る「随意契約及び比較見積書を省略する理由書」のうち随意契約理由に関する部分（本件については、随意契約理由及び比較見積省略理由が「随意契約及び比較見積書を省略する理由書」という表題の1通の書面に記載されているが、以下、本意見において便宜上、同書面のうち随意契約理由に関する部分を「随意契約理由書」という。）には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当する理由として、「入学者選抜に係る問題の印刷については、通常の印刷物とは性質を異にしており、問題の内容が入学者選抜の実施前に外部に漏えいした場合は、入学者選抜の実施が不可能になることはもちろんのこと、社会的にも大きな問題になることから、問題の印刷は秘密裏に行うことが必要である。このため、本件を本来の契約方法である競争入札にした場合、問題の内容を多くの業者が事前に知り得ることとなり、漏えいの危険性が十分あるため、危険性を回避するためにも、競争入札により締結することは不可能である。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規程により随意契約するものである。」と記載されている。

しかしながら、入札時には印刷部数・印刷紙面の大きさや種類・図表の挿入の有無等、印刷業者において当該業務を受注することができるか否かを判断するに足る情報を開示することで十分であり、入札に際して問題の内容まで公開する必要はないと考えられる。実際に、本件に係る仕様書には、各教科の名称と数、印刷紙面の大きさや種類、印刷部数のみが記載されている。

この点につき、入札業者に問題まで開示することになる理由を大阪府に問い合わせたところ、大阪府からは、「入学者選抜の実施前に印刷を受注している業者を入札により決定することとなれば、受注業者が公知となり、そのことにより、入学者選抜実施前に、第三者の印刷業者建物への侵入等によって、問題の内容が外部に漏えいするなど、入学者選抜の実施が不可能になるような事態が生じることが懸念されるため、安心かつ安全に入学者選抜を実施するという観点から、入札による業者決定にはなじまない案件であると考えている」旨の回答があった。

公立高等学校の入学者選抜が円滑に実施されることについては多数の受験者が重要な利益を有するから、これを安全かつ確実に実施するため、想定されるリスクを最大限に排斥するという対応は相当なものと考えられ、大阪府が入札による業者決定にはなじまないとする理由については理解できるところである。

しかしながら、随意契約理由書は、「競争入札にした場合、問題の内容を多くの業者が事前に知り得ること」をもって漏えいの危険があるとし、これを競争入札に付すことができない理由としているから、随意契約省略理由書に記載された理由と、上記の大阪府からの回答において述べられている随意契約理由とは、それぞれ、想定する漏えいの危険の内容を異にしている。随意契約理由書の記載から、大阪府の回答にあるような理由を読み取ることはできず、大阪府の回答にある理由が真の随意契約理由なのだとすれば、随意契約理由書の記載はこれと合致していないといわざるを得ない。

随意契約理由書は行政文書に該当するところ、大阪府行政文書管理規則第 13 条 1 項は、「事務及び事業を行うに当たっては、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書（電磁的記録にあっては、電子文書に限る。以下この条において同じ。）を作成するものとする。」と定めている。

随意契約理由書の記載と実際の意思決定に至る過程とが異なっている場合には、その合理的な跡付けが行われていないこととなる。また、事後的に当該契約について随意契約が締結された経緯や理由を検証する必要性が生じた場合には、まず随意契約理由書の記載が参照されるのであり、その時点で当時の担当者が在籍しているとは限らないのであるから、仮に随意契約理由書に実態とは異なる理由が記載されていると、真の随意契約理由を特定することができず、事後的な検証は困難となる。したがって、本件のような随意契約理由書の作成事務は、行政文書管理規則の趣旨に適合していない。

以上より、大阪府は、随意契約締結を決定した際に実際に検討された具体的な理由を、随意契約理由書の記載に正確に反映すべきである。

【意見 32】比較見積書省略理由の論理的整合性の検証

大阪府は、令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷の随意契約に係る比較見積書省略理由の論理的整合性を今一度検証すべきである。

（理由）

随意契約の場合、原則として 2 名以上の者からの見積書（契約相手方以外の者から徴求される見積書は、一般に「比較見積書」と呼称されるため、以下においてもこの語を用いる。）の徴求が求められるが（大阪府財務規則第 62 条）、「特定の者でなければ履行できないもの」については、契約相手方からの見積書の価額が適正であると認められる場合であれば、比較見積書の徴求を省略することができる（大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号）。

令和 3 年度大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題の印刷については、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号に該当するとして、比較見積書の徴求が省略されている。

本件における具体的な比較見積書省略理由について、「随意契約及び比較見積書を省略する理由書」（以下、本意見において便宜上、同書面のうち比較見積省略理由に関する部分を「比較見積書省略理由書」という。）には以下のとおり記載されている。

「大阪府財務規則第 62 条において、見積書を徴収する場合は 2 人以上の者から徴収することとされているが、見積書を徴収する業者の選定にあたっては、問題の印刷原稿渡しから納品までの間の損紙の処分を含めた印刷物の保管・管理及び職員の守秘義務の徹底など、細部にわたって対応しうることが必須条件となる。更に今回、入学者選抜に係

る問題の印刷という業務の特殊性から見積書を徴収する業者については、以下の条件を満たす業者とした。

- (1) 入学者選抜の問題の印刷と同程度の機密性を要する印刷業務を適切に実施した実績を有する。
- (2) 事業所内の他部門から離れた場所において、原稿の版下作成から印刷、製本に至るまで一連の業務が遂行できる。また、作成した版や印刷物等を長期間保管するための適切な場所が提供できる。」

そして、上記(1)及び(2)の条件を満たすのは本件の契約相手方たる業者のみであることから、本件に係る業務は契約相手方の他になく、したがって、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の「特定の者でなければ履行できないもの」に該当するとして、契約相手方のみから見積書が徴求されている。

大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の「特定の者でなければ履行できないもの」とは、特定の商品やサービスを販売・提供している業者が1社しか存在しないような場合や、独自の技術、機器等を必要とするため、特定の者と契約しなければ目的を達成できない場合など、当該業務自体に固有性が認められる場合を指す趣旨であると解される。しかし、本件の業務は、固有の商品を目的とし、又は独自の技術等を必要とするために履行可能な者が必然的に1社に限られるという性質のものとは異なり、債務の内容自体が機密性を保持して印刷業務を履行することであるがゆえに、そうした業務を履行するに足る一定の能力や設備等を有することが要求されるという性質のものであると解される。実際に、上記(1)及び(2)の条件は、固有の業者でなければ満たし得ない性質のものではなく、履行可能な者が必然的に1社に限られるとはいえないから、これらの条件を満たす業者が真に唯一、契約相手方しか存在しないといえるかどうかについては疑問がある。

監査人としても、最終的に、本件に係る業務を履行する者が、機密性の高い業務を遂行するに足る一定の能力や設備等を有しているべきこと自体に異論を述べるものではない。しかし、比較見積書の徴求が原則とされている趣旨は、公正な価格による随意契約締結を担保することにあると解され、大阪府随意契約ガイドラインにおいても、「比較見積りの省略を行う場合は、必要性や妥当性について十分検討し、伺書に省略理由の明記、もしくは見積書省略理由書を附すること。」(同ガイドライン「5 見積りの依頼(3)比較見積について」)と定められているから、比較見積書省略理由の必要性和妥当性の検討過程は、これを第三者に提示したときにも十分な説得性を有する内容となっていくべきである。現在、本件の比較見積書省略理由書に記載されている比較見積書省略理由には上記のような疑問が生じるから、十分な説得性が確保されるよう、その論理的整合性を今一度検証することが望ましい。

また、比較見積書省略理由書においては、「見積書を徴収する業者の選定にあたって

は、問題の印刷原稿渡しから納品までの間の損紙の処分を含めた印刷物の保管・管理及び職員の守秘義務の徹底など、細部にわたって対応しうることが必須条件となる。」として、見積書徴求先とすべき業者に一定の条件を設定した上で、これに該当する業者は契約相手方しかいないことを理由として、「特定の者でなければ履行できないもの」に当たるとの理由が記載されている。仮に、当該案件における債務の内容を示した上で、これを履行しうる業者は契約相手方しか存在しないと認定して、「特定の者でなければ履行できないもの」に該当する、との検討過程がとられるのであれば理解できるが、見積書徴求段階で別途、徴求先について設定した条件を満たさないことを理由として、「特定の者でなければ履行できないもの」に該当するとの結論に至る検討過程の論理的整合性には、不明瞭さが残る。

実際には論理的整合性のある理由が検討されているとしても、これが書面上明らかにされていないければ、意思決定の過程を合理的に跡付けるべきであるとする大阪府行政文書管理規則第13条1項の趣旨を満たさないから、比較見積書省略理由書の記載上も、大阪府財務規則の定める比較見積書省略要件に該当するという結論に至る検討過程を、その論理性を明確にして反映しておく必要がある。

以上より、大阪府は、本件に係る比較見積書省略理由の論理的整合性を今一度検証すべきである。

【意見33】 契約に基づく徴求書類の記載事項に遺漏がないか否かの確認の徹底

大阪府は、受注者から契約に基づく徴求書類が提出された場合、その記載事項に遺漏がないか否かの確認をより徹底して行うべきである。

(理由)

監査人が本件に係る簿冊を閲覧した際、契約に基づき受注者から徴求された「作業場所、原稿等の保管方法及び業務従事者等届」において、「令和3年 月 日付けで契約を締結した下記の契約について（ママ）作業場所、原稿等の保管方法及び業務従事者等を定めたのでお届けします。」との記載があり、上記の空欄部分に契約締結日を記入することによって徴求の根拠となった契約が特定される形となっているところ、同欄は空欄のままの状態であった。

また、同じく本件に係る契約に基づき受注者から徴求された大阪府暴力団排除条例に基づく誓約書においては、代表者の生年月日の記載欄が設けられているところ、同欄が空欄のままの状態であった。

本件では、「作業場所、原稿等の保管方法及び業務従事者等届」には本件の契約名称も記載されていたため、これによって徴求の根拠となった契約を特定することは可能であったため、実害は生じていないものの、所定の記載欄に記載がない状態で提出された書類を訂正することなくそのまま保管している場合、事後的にいずれの契約を根拠として徴求した書類であるかが特定できなくなる事態や、当該書類の徴求によって本来大阪

府が把握すべきであった事項を把握しないまま契約の履行が進められるという事態が生じるおそれがある。

したがって、大阪府は、受注者から契約に基づく徴求書類が提出された場合、その記載事項に遺漏がないか否かの確認をより徹底して行うべきである。

4 大阪府立図書館情報システム運用管理業務

(1) 概要

契約の内容	大阪府立図書館情報システムのオペレーション（開館前のシステム動作確認、帳票出力、開館中のサーバー・ネットワーク状況監視、端末・プリンター管理など）及び障害発生時の復旧作業・補助作業に係る委託契約である。
所管部署	中央図書館
契約の相手方	日本システムウェア株式会社
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【根拠条文】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号 【事由】 令和元年 9 月に本業務に係る一般競争入札を行ったところ、全者予定価格超過のため入札不調となった。そこで、入札参加事業者等 5 者に地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号及び第 6 号による随意契約を打診したところ、4 者は辞退したが、日本システムウェア株式会社 1 者から第 6 号による随意契約であれば本業務を受注できる旨の回答があった。 そのため、再入札で新たな事業者が決定し、本業務を開始するまでの間、同社と第 6 号による随意契約を締結することとなった。
契約期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日
契約金額	3,498,000 円（当初契約）

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果 10】契約上必要な書類の徴求の徹底

大阪府は、従前締結していた契約と同一内容の契約を引き続き同一当事者との間で締結した場合においても、改めて契約上必要な書類の徴求を行うよう徹底すべきである。

（理由）

本件の契約書において、受注者は、業務に従事する者の氏名や業務内容を届け出る「統括責任者等届」、及び、大阪府個人情報保護条例を遵守する旨の「誓約書」を提出すべきことが定められている。

監査人が往査にて本件の簿冊を閲覧した際、上記の書類が簿冊に綴じられていなかったため、大阪府に確認したところ、「大阪府立図書館情報システム運用管理業務については、入札不調となったため、再入札による受注者決定までの間、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき随意契約を締結することになったところ、当該随意契約の期間中に年度が変わることから、年度の切り替わる4月1日を基準として、1月1日～3月末日、4月1日～6月末日に分割して契約を締結した。本件は、そのうちの後期分（4月～6月分）の契約である。そして、前期分（1～3月分）については、受注者から「統括責任者等届」及び「誓約書」の提出を受けていたところ、本件は、前期分（1月～3月分）と同一当事者との間での同一内容の契約であったことから、受注者に改めてこれらの書類を提出させることを失念していた。」とのことであった。

大阪府は、監査人の指摘を受けて、契約上の履行期間自体は過ぎているものの、簿冊の保存期間が令和8年5月までであることから、当該受注者に対し遡ってこれらの書類の作成を求め、提出を受けたとのことである。

直近の契約と同一の当事者との間で、同一内容の契約を締結した契約であっても、契約自体は別個であり、直近の契約は既に終了しているのであるから、改めて新たに締結した契約に基づき必要な書類を徴求する必要がある。契約上要求される書類が提出されない場合、当該書類によって本来大阪府が把握すべき事項が把握されないまま契約が履行されていたこととなり、このような事態は、受注者による契約の本旨に従った履行の確保を揺るがせるものであるから、厳に避けるべきである。本件のように、同一当事者との間での同一内容の契約を年度の切り替わる時点で分割して締結する場合には、分割された後期分の契約に基づき改めて書類を徴求することを失念する事態が生じやすいものと解されるから、特に留意が必要である。

したがって、大阪府は、従前締結していた契約と同一内容の契約を引き続き同一当事者との間で締結した場合においても、改めて契約上必要な書類の徴求を行うよう徹底すべきである。

5 大阪府立中学校・高等学校におけるネットワーク構築に関する委託契約

① 校内ネットワーク設計・設定作業業務委託契約

契約の内容	大阪府立中学校・高等学校 校内ネットワーク設計・設定作業業務
所管部署	高等学校課
契約の相手方	西日本電信電話株式会社
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第2号

	【事由】 既に調達をした業務（大阪府立中学校・高等学校校内ネットワーク機器）に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に契約した業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため
契約期間	令和2年10月16日～令和3年3月31日
契約金額	105,380,000円

② 既設ネットワーク機器構成変更委託契約

契約の内容	大阪府中学校・高等学校既設ネットワーク機器構成変更
所管部署	高等学校課
契約の相手方	西日本電信電話株式会社
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第2号 【事由】 既に調達をした業務（大阪府立中学校・高等学校校内ネットワーク機器）に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に契約した業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため
契約期間	令和2年10月16日～令和3年3月31日
契約金額	48,400,000円

【意見34】 随意契約を選択した際の根拠資料の保管

大阪府は、随意契約の方法により契約を締結するに当たっては、法令適用の根拠となる資料を事後的検証が可能な形で保管するべきである。

（理由）

上記①・②の契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第2号に基づき、既に調達した業務に接続して行う調達で、既に契約した相手方以外の者から調達したならば、既に契約した業務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあることから、随意契約の方法により締結されている。

地方自治法が一般競争入札を原則とし、随意契約その他の方法を一定の要件の下で例外的に許容している趣旨は、契約の経済性（価格の有利性）、公正性（機会均等）、透明性を確保することにある。随意契約その他の方法を選択できるのは、経済性・公正性・

透明性の確保を犠牲にする結果になるとしても、当該方法を利用する方が地方公共団体の利益の増進につながると合理的に認められる場合であると考えられる。

この点、大阪府が策定している「特定調達契約ガイド」によれば、同号に該当する場合として想定されるのは、「現在提供を受けている電器通信サービスの内容の拡充・充実にあたり、現在の通信方式との互換性が必須条件である場合など」とされており、かかる場合においても「現サービスの効用を受けることに著しい支障が生じることが条件であり、関連サービスを他社が提供したとしても、サービス全体として運用が可能な場合は、競争入札に付さなければなりません。」とされている。そして、同ガイドによれば、特定調達における「随意契約の要件は一般の契約より制限されている」と解されている。

他方で、大阪府は、特定調達ではない一般の契約における随意契約に関して「大阪府随意契約ガイドライン」を策定しており、同ガイドラインによれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「性質又は目的が競争入札に適しないものとするとき。」とは、「特殊な、あるいは独自の技術、機器、設備又は技法等を必要とする業務で、特定の者と契約しなければ、契約の目的を達することができない場合や競争入札に付することが不可能又は著しく困難な場合である。」とされ、「したがって・・・その唯一性について十分に検討すること。」とされている。さらに、一般的事例を示した上で、「可能性のある事案を記載したものであり、該当するものは直ちに適用すべきものとする趣旨ではないこと。よって個々の事案に即して、技術の特殊性などをふまえ客観的に判断すること。」とされている。

上記の「特定調達契約ガイド」及び「大阪府随意契約ガイドライン」の内容に鑑みれば、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第2号の該当性を判断するに当たっても、その相手方の「唯一性」を十分に検討することや、個々の事案に即して、技術の特殊性などをふまえ「客観的」に判断することが求められると考えるのが合理的である。

上記①・②の契約の内容は、ネットワークの設計・設定及びネットワーク機器の構成変更であり、かかる業務の専門性の高さに鑑みれば、「唯一性」を十分に検討し、「客観的」な判断を行うためには、他の専門事業者から意見を求めることが必須となると考えられる。この点を担当課に質問したところ、担当課において当該契約事業者以外の事業者に見解を確認したとのことであるが、かかる確認の内容については書面で記録していないとのことであった。そのため、担当課において当該判断において「唯一性」を十分に検討し、「客観的」な判断を行ったか否かを事後的に検証することができない状態となっている。

地方自治法が随意契約を例外的な契約締結方法と位置付け、一定の要件の下で例外的に許容しているに過ぎないことを踏まえれば、様々な場面で要件該当性判断の事後的検証が求められる可能性があるため、かかる判断の根拠資料については事後的検証が可能

な形で保存しておく必要がある。そのため、大阪府は、随意契約の方法により契約を締結するに当たっては、法令適用の根拠となる資料を事後的検証が可能な形で保管するべきである。

6 令和2年度府立学校教職員ストレスチェック制度に関する業務（単価契約）

(1) 概要

契約の内容	労働安全衛生法第66条の10及び「府立学校におけるストレスチェック制度実施要綱」に基づき、心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）、ストレスチェック結果に基づく医師による面接指導及び集団ごとの集計・分析を行う業務についての委託契約。
所管部署	教職員室福利課
契約の相手方	法人
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 【事由】 本件ストレスチェック業務は、その性質上、府立学校職員定期健診実施事業者が適しているところ、同定期健診実施事業者のうち本件ストレスチェック業務の受託を受ける意向を示したのが相手方のみであったため。
契約期間	令和2年6月24日～令和3年3月31日
契約金額	単価契約

(2) 監査の結果及び意見

【意見35】契約単価の検証

大阪府は、本件ストレスチェック業務の委託契約にあたり、契約単価の妥当性・合理性・適正性について十分に検証するべきである。

（理由）

本件ストレスチェック業務の委託契約は単価契約であり、ストレスチェック業務を構成する個々の業務（ストレスチェック、医師面接指導など）毎の単価を設定し、当該業務の発注数によって委託金額が最終的に定まる形式の契約である。

本件ストレスチェック業務の委託契約については、平成30年度から令和2年度まで同じ法人が相手方となっており、いずれも随意契約である。監査人が契約資料を閲覧したところ、いずれの年度についても契約単価が同一であることが分かった。大阪府によると、大阪府財務規則第62条及び財務規則の運用第62条関係第2項に基づき比較見積書の徴取を省略した上で、相手方提示の見積書の金額が予算の範囲内であるため当該見

積書の金額を採用しているとのことである。本件契約の仕様書には実施予定数が記載されており、契約総額についてはおおよその範囲に確定させることができるため、現時点で契約総額が予想外に高額になり実際に予算を超えるという問題は生じてはいないようである。しかし、随意契約は価格の競争性が働かないことから、積算の妥当性・合理性・適正性を確保できるよう十分な検討が必要である（そのため「大阪府随意契約ガイドライン」にもその旨の記載がある。）。そのため、今後はより経済効率的に本件ストレスチェック業務の委託契約にあたり、契約単価の妥当性・合理性・適正性を十分に検証するべきである。

7 大阪府立園芸高等学校他2校 常駐警備業務

(1) 概要

契約の内容	第一学区（大阪市西淀川区・東淀川区・淀川区・北区，豊中市，池田市，吹田市，高槻市，茨木市，箕面市，摂津市，豊能郡，三島郡）を5つのエリアに分け（その1～その5），それぞれについて，機械警備業務や巡回警備業務が入札によって受託業者が決定されている。 本契約は，それらのうち，その2及びその5において常駐警備業務が必要な学校が3校ある（大阪府立園芸高等学校（以下「園芸高校」という。），大阪府立豊中高等学校能勢分校及び大阪府立槻の木高等学校（以下「槻の木高校」という。））ところ，その常駐警備業務に関するものである。
所管部署	施設財務課
契約の相手方	法人
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方自法施行令第167条の2第1項6号 【事由】 機械警備業務を受託する事業者と，常駐警備業務を受託する事業者が異なると，円滑な警備業務の遂行が出来ず，業務を行なう上で支障をきたすことが思慮されることから，既に機械警備業務を受託している事業者に常駐警備業務をも受託させる必要があるため。
契約期間	平成30年～令和5年
契約金額	273,498,760円（当初契約）

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果 11】 槻の木高校において機械警備を実施しない根拠の精査

大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務に関し、槻の木高校において機械警備を実施しない根拠を精査すべきである。

(理由)

大阪府の説明等によると、槻の木高校には本館と別館の 2 棟あるところ、自動火災報知装置受信盤（以下「受信盤」という。）は別館のみに設置されており、本館には設置されていない。契約前において消防等関係部局から本館にも受信盤を設置してほしい旨の要望は受けていたものの、校舎建替の候補校となっており、建替前に受信盤を設置してもすぐに撤去しなければならないという理由から、受信盤を設置しないこととした。しかし、施設の安全面から建替工事を実施するまでの期間も受信盤の設置が必要である旨、消防等関係部局から指摘があり、受信盤を本館にも設置することとなった。そのため、本契約の期間満了後は機械警備を実施することとし、常駐警備を実施しない、ということである。

機械警備等の仕様書には、学校が設置する自動火災報知装置受信盤等の異常についての信号を送信する機器を設置することが定められているところ、受信盤が設置されていない本館には上記のような信号を送信する機器を設置することができないことから、異常の有無を機械によって常に監視することができないため、常駐警備が必要という結論となったと思われる。

しかし、消防法等によれば、延べ面積が 500 m²以上の学校には自動火災報知設備を含む警報設備等の消防用設備等を設置しなければならない（消防法第 17 条第 1 項、消防法施行令第 7 条第 1 項、同条第 3 項、同施行令第 21 条第 1 項 4 号、同施行令別表第 1）。そして、自動火災報知設備とは、一般に、火災の発生を防火対象物の関係者に自動的に報知する設備であって、感知器、発信機、音響装置、中継器及び受信機で構成されたものである。

そうすると、槻の木高校の本館に受信盤が設置されていないことは、消防法等の関係法令に違反する可能性がある。

よって、そもそも槻の木高校の本館に受信盤を設置すべきであるということになり、そうであれば機械警備で常時監視が可能となることから、常駐警備は必要ないということになり、常駐警備に関する支出は必要なかったことになる。なお、前述のとおり是正されるということだが、今後は、不必要な支出が無いよう、細心の注意を払われたい。

【監査の結果 12】 警報装置設置状況図の徴求

大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務のうち、槻の木高校にかかる警報装置設置状況図を徴求すべきである。

(理由)

本契約の仕様書には、警備実施時間中における侵入者の捕捉、その他の異常の確認を行なうため重要警備室にセンサー等の警報装置を設置し、機械警備を行なうものとされ、受託者は、設置完了後は遅滞なく、警報装置設置状況図を作成して提出しなければならないと定められている。

しかし、大阪府からは、槻の木高校については、警報装置設置状況図が無いとの回答があった。

したがって、大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務のうち、槻の木高校にかかる警報装置設置状況図を徴求すべきである。

【意見 36】園芸高校における常駐警備業務の委託の妥当性の精査

大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務に関し、園芸高校において、常駐警備業務を委託することの妥当性を精査すべきである。

(理由)

大阪府の説明等によると、園芸高校は、約 11 万㎡という広大な敷地を持ち、校舎だけではなく、野菜や果樹等の実習場や温室を抱え、また、牛や豚等の動物も飼育しているため、機械警備のみでは十分な警備体制を敷くことができないことから、常駐警備が必要である、ということである。

しかし、例えば敷地への侵入者を察知するということであれば、敷地にセンサーを取り付ける等の機械警備により目的は達せられると思われる。

もちろん、上記のような機械の設置等のコスト等と常駐警備のコスト等を比較して検討する必要があるが、いずれを採用するにせよ、最少の経費で十分な効果を得られるようにするという観点では、比較、検討すること自体は必要であると思われるが、大阪府の説明では、機械警備が校舎のみを対象とすることが前提となっているようであり、敷地における機械警備が不可能あるいは不適切であるとの理由を見出すことができなかった。

【意見 37】適切な委託業務の範囲の妥当性についての庁内の調整等

大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務に関し、機械警備業務等と常駐警備業務とのいずれもを委託する場合においては、大阪府にとってより有利となるような委託範囲となるよう、庁内での調整の必要性も含めて検討すべきである。

(理由)

本契約の対象校については、既に機械警備業務や巡回警備業務の委託契約を入札により事業者を選定して委託契約を締結済みであったところ、機械警備業務を受託する事業者と、常駐警備業務を受託する事業者が異なると、円滑な警備業務の遂行が出来ず、業務を行なう上で支障をきたすことが思慮されることから、既に機械警備業務を受託して

いる事業者が常駐警備業務をも受託させる必要があるため、常駐警備業務についても、機械警備業務等で委託契約を締結している法人と随意契約により委託契約を締結している。

大阪府の説明によれば、従来、機械警備業務等と常駐警備業務を一括で入札を実施していたところ、機械警備業務等では最低制限価格（地方自治法施行令第 167 条の 10 第 2 項）が撤廃されたため、最低制限価格を設けている常駐警備業務と分けて入札を行なうよう契約局から指示があった。ただ、上記の理由から、分けて入札をすることにより異なる事業者が委託契約を締結することによる弊害を防止するため、常駐警備業務について随意契約としたということである。

しかし、最低制限価格を設けている業務と設けていない業務とで分けて入札を行なわなければならない根拠は明確ではないと思われる。他方、機械警備業務等だけでは入札に参加しないと判断した事業者が、常駐警備業務と合わせてであれば入札に参加する可能性や、機械警備業務等では低価格を提示できない事業者が常駐警備業務では低価格の金額を提示する可能性があるなど、機械警備業務等と常駐警備業務を合わせて入札することにより、より競争性が働いたり、より低価格で委託できたりする可能性がある。

入札に関する一般的な制度については契約局が所管しているとしても、各契約の所管課が現状をより把握できると思われることから、大阪府にとってより有利となる委託範囲について、庁内での調整の必要性を含めて検討すべきである。

【意見 38】設計内訳書と見積書の乖離にかかる問題意識の庁内共有

大阪府は、大阪府立園芸高等学校他 2 校 常駐警備業務において、設計内訳書の金額と見積書の金額が大きく乖離していることに鑑み、大阪府が過大な設計をしていないか、事業者の提出する見積書の金額で適正な委託業務が可能なのかについて、問題意識を庁内で共有すべきである。

（理由）

本契約の締結にあたり、大阪府が警備設計内訳書を作成したところ、総額が 7 億 6240 万 3387 円となった。他方、委託契約を締結する事業者からの見積書では、2 億 5323 万 9600 円であった。

約 5 億円もの乖離となっており、単なる誤差の範囲とはいえないところ、大阪府が作成する設計書の様式が現状の市場における調達価格と乖離している、事業者が仕様書どおりの業務に満たない業務を前提として見積書を作成しているなどの理由が考えられる。

これらはあくまでも可能性に過ぎないが、これだけの乖離が生じるのは何らかの原因があるはずであり、所管課としては、設計書の様式の根拠の妥当性や見積額の妥当性について、少なくとも、庁内で問題意識を共有すべきである。

8 府立学校（第四学区）警備業務 その1

(1) 概要

契約の内容	本契約は、府立学校の第四学区（堺市堺区・北区・西区・中区・南区・東区、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、泉北郡、泉南郡）のうち、「その1」と称する以下の府立学校について、機械警備業務や巡回警備業務を事業者委託するものである。 （対象校）※いずれも大阪府立 泉陽高等学校、三国丘高等学校、堺工科高等学校、金岡高等学校、東百舌鳥高等学校、だいせん聴覚高等支援学校、堺聴覚支援学校、堺支援学校
所管部署	施設財務課
契約の相手方	法人
契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方地自法施行令第167条の2第1項6号 【事由】 平成27年6月17日に一般競争入札を実施し、3事業者が申し込んだところ、1者は最低制限価格を下回り失格となった。残る2者は予定価格を超過したため、同月24日、当該2者を対象として再度入札を実施したところ、1者は辞退し、残る1者は再度予定価格を超過した。 そこで、地方自治法施行令第167条の2第8号に基づく随意契約ができる場合であることから、残った1者との随意契約に向けて見積りを依頼したが、見積りを辞退するとの回答があったため、同号に基づく随意契約もできないこととなった。 通年運営する府立学校を適正に管理するためには警備業務に空白期間をおくことができないところ、再入札を前提とした現受注者への短期間の随意契約（いわゆる「つなぎ随契」）等を検討したが、現行の警備業務積算方法が警備機器を全契約期間で減価償却する前提なので、短期間での契約は高コスト化を招くので不適切であることから、契約期間は当初どおりとすべきである。 そこで、最初の入札で失格となった業者に見積りを依頼したところ、予定価格の範囲内であった。 以上から、競争入札に付することが不利と認められる場合に当たるため。
契約期間	平成27年～令和3年
契約金額	37,324,800円（当初契約）

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果 13】暴力団排除に関する誓約書の日付の記載

大阪府は、府立学校（第四学区）警備業務 その 1 について、暴力団排除に関する誓約書に日付を記載させるべきである。

（理由）

大阪府暴力団排除条例には、公共工事等の元請負人及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出させることができると定められている（同条例 11 条 2 項）。そして、本契約に際しても、大阪府は当該誓約書の提出を義務付けている。

実際に誓約書が受託事業者から提出されているものの、日付が空欄になっている。これでは、いつの時点での誓約なのかが不明であり、暴力団排除の趣旨が十分発揮されないおそれがある。

したがって、大阪府は受託事業者に対して、暴力団排除に関する誓約書に日付を記載させるべきである。

【監査の結果 14】業務実施計画書の提出義務について適用除外とする場合の明示

大阪府は、府立学校（第四学区）警備業務 その 1 について、業務実施計画書の提出義務を適用除外とする場合には、契約書等で明示すべきである。

（理由）

本契約では、受託事業者は、仕様書に基づき、この契約締結時に業務実施計画書を作成して大阪府に提出し、大阪府の承認を受けなければならない（本契約 10 条）。

大阪府によれば、本契約においては仕様書の内容と重複するため、適用除外条項に本契約 10 条を定めて、業務実施計画書の提出を求めないこととしているとのことであった。

しかし、本契約書の「適用除外条項」欄には「なし」と記載されているため、本契約 10 条の適用は除外されていない。

したがって、大阪府は、府立学校（第四学区）警備業務 その 1 について、業務実施計画書の提出義務を適用除外とする場合には、契約書等で明示すべきである。

9 大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務

(1) 概要

契約の内容	本契約は、大阪府立農芸高等学校の水禽舎、消毒槽及び鶏舎についての基本設計、実施設計及び撤去設計を委託するものである。
所管部署	施設財務課
契約の相手方	法人

契約の相手方の決定方法	随意契約
随意契約の場合その根拠条文及び事由	【条文】 地方地自法施行令第 167 条の 2 第 1 項 2 号 【事由】 当初の計画では、令和 2 年 4 月初旬から設計に着手し、令和 3 年 2 月には完工事を完了させる予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の拡大によりその対策に注力し、また、農芸高等学校においては厳格な防疫体制を講じることとなったことから、年度前半は、設計業務に必要な現地調査の実施が困難となった。年度の残存期間が少なくなる中で、迅速に設計業務を完了させる必要がある。 また、学校における水禽舎等の建替工事は全国的に例が少なく、設計コンサルタント事業者約 20 社に見積作成を依頼するも、施設設備の内容及び教育活動で使用するという特殊性から見積りに応じたのは 1 社しかなかった。そのことから、基本計画の策定も随意契約で対応した。 上記のような高い特殊性があるため、基本計画の策定と密接不可分の関係にあり、基本計画の策定の受託事業者以外に適切な事業者がない。
契約期間	令和 2 年～令和 3 年
契約金額	20,350,000 円（当初契約）

(2) 監査の結果及び意見

【監査の結果 15】随意契約一覧表の契約金額の記載誤り等

大阪府は、大阪府立農芸高等学校水禽舎新築その他工事設計業務について、「令和 2 年度 随意契約結果一覧表【委託料・役務費・使用料及び賃借料】」に記載している契約金額を訂正すべきである。

（理由）

本契約の当初契約金額は 2035 万円であったが、予算の支出元の内訳は以下のとおりである。

<本契約の予算の支出元の内訳>

項	目	節	金額（円）
高等学校費	学校管理費	委託料（繰越明許費）	19,098,000
同上	同上	委託料（現年予算）	1,167,000
保健体育費	保健体育総務費	委託料（現年予算）	85,000

（大阪府提供資料より監査人作成）

大阪府は、ホームページにおいて、「委託役務等随意契約実績状況」として、委託料（予定価格 100 万円超）、使用料及び賃借料（予定価格 80 万円超）並びに役務費等（予定価格 100 万円超）の随意契約情報のエクセルデータ⁴を掲載している。

このエクセルデータにおいて、本契約の契約金額として合計額（2035 万円）が記載されているのではなく、上述の支出元の内訳ごとに分割されて記載されている。また、保健体育費の 8 万 5000 円は記載さえされていない。

これでは上記エクセルデータの閲覧者に本契約の契約金額について誤解を与えかねない。

したがって、上記のエクセルデータにおいては、予算の支出元ごとの分割した金額ではなく、契約金額全額をまとめて記載すべきである。

⁴ https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/itakuekimuzuikei.html

第5 債権管理に係る監査の結果及び意見

1 高等学校等使用料（入学料）

(1) 概要

債権の内容・発生原因		高等学校等の使用料（入学料）				
根拠となる要綱等		大阪府立学校条例 大阪府立学校の授業料等に関する規則 大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領 授業料等の納入指導事務の流れ				
所管部署		施設財務課				
債務者		個人				
令和	目標処理額(円)	回収対象	28,300	整理対象	-	
2年度	実績処理額(円)	債権	6,300	債権	11,000	
収入未済等の状況		収入未済	令和2年度			収入未済
		R2.6.1	調定	収入	不納欠損等	R3.5.31
	金額(千円)	28	0	6	11	11
	件数(件)	7	0	3	2	2

(2) 債権の内容

高等学校に入学を許可された者が納付しなければならない入学料である。入学料の額は大阪府立学校条例第23条第2項に定められている。

入学料の徴収の具体的な手順は、大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領に定められているが、その詳細な内容は次項の「高等学校等使用料（授業料）」と同様であるから、次項の説明に譲ることとする。

(3) 監査の結果及び意見

【意見39】時効管理の徹底及び徴収停止の検討

大阪府は、本債権について消滅時効の完成を防止するために時効管理を徹底すべきである。

（理由）

令和2年度の債権回収・整理計画によると、2件の本債権（債権額合計11,000円）が消滅時効完成により不納欠損処理されている。本債権の時効管理を徹底し、消滅時効が完成しないよう努めるべきである。なお、個別の本債権の額は最も大きい金額でも5,650円であることから（大阪府立学校条例第23条第2項）、消滅時効が完成する以前に、徴収停止の要件（債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。地方自治法施行令171条の5の3号）に該当する可能性があることから、徴収停止をして債権管理コストを軽減させることも合わせて検討するべきである。

2 高等学校等使用料（授業料）

(1) 概要

債権の内容・発生原因		高等学校等の使用料（授業料）					
根拠となる要綱等		大阪府立学校条例 大阪府立学校の授業料等に関する規則 大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領 授業料等の納入指導事務の流れ					
所管部署		施設財務課					
債務者		個人					
令和	目標処理額(円)	回収対象	10, 298, 420	整理対象	-		
2 年度	実績処理額(円)	債権	17, 492, 609	債権	11, 445, 159		
収入未済等の状況		収入未済	令和 2 年度			収入未済	
		R2. 6. 1	調定	収入	不納欠損等	R3. 5. 31	
		金額(千円)	51, 492	0	17, 492	11, 445	33, 999
		件数(件)	797	0	303	138	494

(2) 債権の内容

高等学校に入学を許可された者が納付しなければならない授業料である。授業料の額は大阪府立学校条例第23条第2項に定められている。

未納の授業料の徴収の具体的な手順については、大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領の別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」において、以下のとおり定められている。

納付指導事務の大きな流れとしては、まずは各府立学校において滞納の早期把握・督促状の発行・納入指導（催告状発行含む）・分納誓約・最終催告書の送付などを行い、最終催告書の交付から半年以上滞納が続く場合は、徴収事務が教育長に引き継がれるという流れになっている。

<授業料等の納入指導事務の流れ（概略図）>

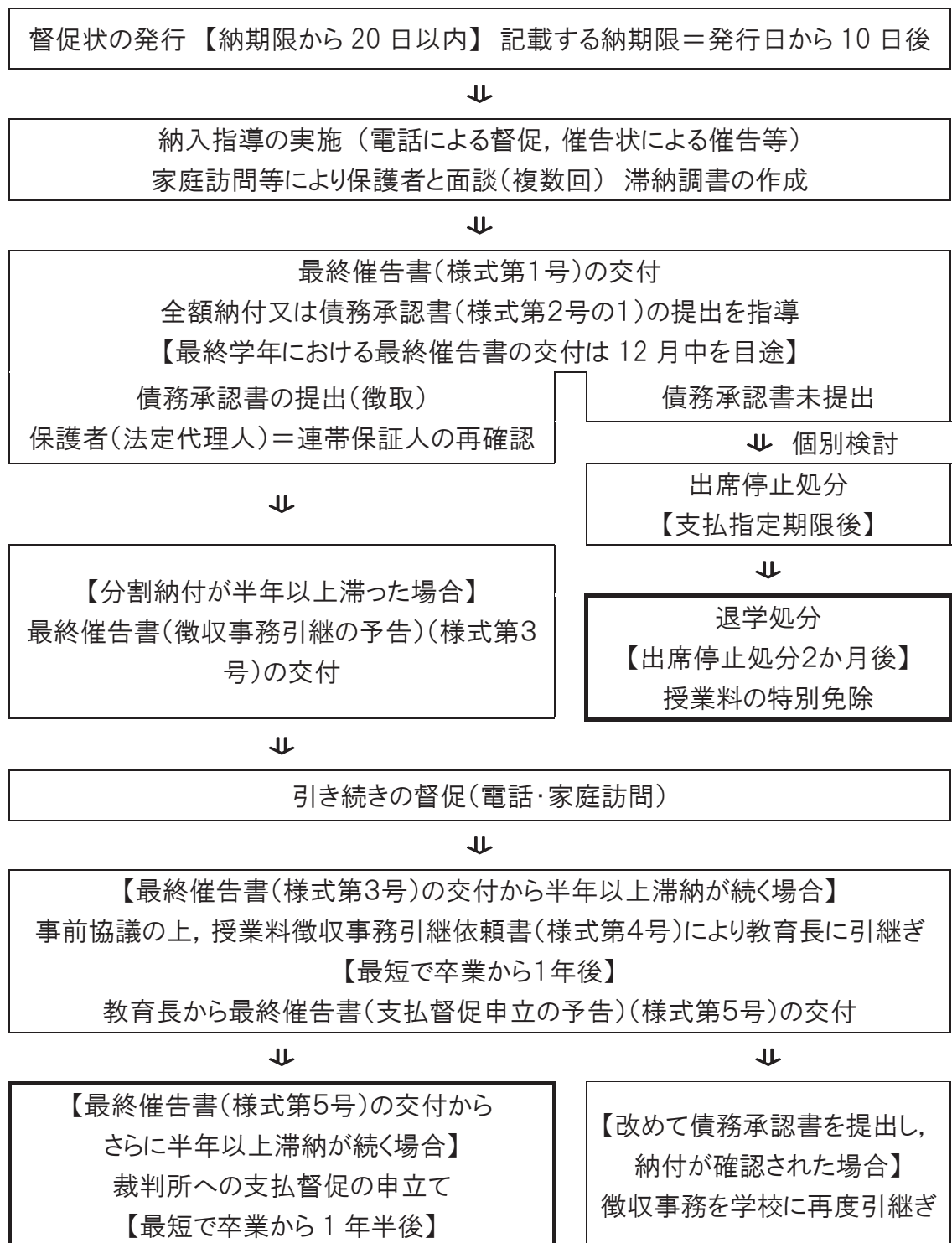
授業料等の納入指導事務の流れ(概略図)

滞納の未然防止（就学支援金・奨学のための給付金制度の周知等）



滞納の早期把握・早期納入を口頭又は文書で依頼
面談などの機会を捉えて家庭の経済状況等を確認
就学支援金及び奨学のための給付金制度、分割納付、延滞金発生等について説明





（大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領別紙「授業料等の納入指導事務の流れ」より引用）

令和 2 年度の債権回収・整理計画によると，令和 3 年 5 月 31 日時点での未済の調定数は 494 件，総額は 33,999,493 円である。

また，授業料については，おおよそ年収 910 万円程度未満の世帯について国が生徒に

代わって授業料を負担する高等学校等就学支援金制度、家計急変による授業料免除制度、令和2年7月豪雨に係る授業料等の免除制度などの、授業料負担の緩和を目的とした制度がある。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 16】債務名義取得済みの本債権についての財産調査・強制執行

大阪府は、債務名義を取得済みの本債権について財産調査・強制執行を検討するべきである。

(理由)

監査人において債権管理台帳を閲覧したところ、大部分の債権については、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に沿って支払督促を申し立て、債務名義の取得に至っている。しかし、納入指導状況等の欄によると、大部分の債権については平成31年頃から納入指導や催告書の送付について記載がなく、分納も停止している。

債権管理にあたっては、回収を目指すのが原則であり、債務名義の取得はそのための有力な手段であることから、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領において支払督促の申立て及び強制執行について記載されているし、債権回収・整理マニュアルにおいてもその方法が解説されている。債務名義を取得することの効果としては、債務名義を取得していることを背景として債務者に対してより有利な状況で納付交渉を行えるという点もあるが、直接的な効果はやはり強制執行を行えるという点にある。

よって、速やかに債権回収・整理マニュアル及び債権回収・整理に関する相談事例と考え方(Q&A)に沿って債務者の財産調査を行い、強制執行の可能性を検討するべきである。

【意見 40】債権管理回収事務に関する人員体制の強化

大阪府は、未納の授業料債権の管理回収事務が十分に遂行できるよう施設財務課の人員体制を強化するべきである。

(理由)

前記のとおり、大部分の債権については、平成31年頃から納入指導や催告書の送付が行われておらず、分納の停止した状態である。かかる状況に至っている原因について担当課からヒアリングしたところ、平成26年以降、新制度として始まった就学支援金制度及び奨学のための給付金制度の申請受付及び処理手続事務に、それまで債権管理回収事務に従事していた人員(6名程度)の全員が割かれる状況になっているとのことであった。債権管理回収事務に従事する人員の不足は、債権の回収だけでなく不納欠損等の整理にも支障をきたす。現に、多くの授業料債権が時効完成によって不納欠損処理されている。

よって、授業料債権の管理回収事務を十分に遂行できるよう施設財務課の人員体制を

強化すべきである。

【意見 41】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への支払督促以外の法的手段の記載

大阪府は、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に、支払督促以外の法的手段の手順を定めるべきである。

(理由)

非強制徴収公債権に関しては、支払督促の申立てを受け付けない簡易裁判所が存在する。そのため、債務者の住所地を管轄する簡易裁判所が非強制徴収公債権の支払督促を受け付けない場合は、支払督促以外の法的手段（少額訴訟及び通常訴訟）によらざるを得ない。

大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領には、法的手段として支払督促の申立てのみが記載されている。支払督促の申立てを受け付けない簡易裁判所が存在することもありうるため、支払督促以外の法的手段（少額訴訟及び通常訴訟）についても大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に記載し、それらの手続の利用も検討するべきである。

【意見 42】大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領への徴収困難案件の扱いの記載

大阪府は、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に、徴収困難案件についての徴収停止等の徴収緩和の手順を定めるべきである。

(理由)

教育長移管分の債権管理簿の記載によると、本債権のうちかなりの件数が、最終催告書あるいは分納納付書の送付や、債務者及びその両親などとの分納協議をした以降の履行監視がなされているといい難い状況にある。

大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領には、法的措置等の対応として、支払督促の申立てまでの手順は示されているが、徴収困難案件について徴収停止するなどの徴収緩和の手順は定められていない。徴収停止等については、債権回収・整理マニュアル等に委ねられているのかもしれないが、同要領にもそれらの記載をしておくことが、授業料の徴収事務担当者の債権管理の便宜に資するというべきである（もちろん、徴収緩和の手順を定めることによって、各学校における債権管理担当者が、安易に徴収緩和を行わないように、徴収緩和の要件該当性を厳格にチェックする必要がある。）。

よって、授業料の徴収に関する同要領にも徴収緩和の手順を定めるべきである。

【意見 43】債権管理台帳への消滅時効の起算日と完成日の欄の設置

大阪府は、本債権に関する債権管理台帳に、本債権の消滅時効の起算日と完成日の欄を設置するべきである。

(理由)

監査人が債権管理台帳を閲覧したところ、本債権の債権管理台帳の様式が、債権回収・整理マニュアル添付の債権管理簿（様式第 48 号（その 1））ではないことが判明した。本債権の債権管理台帳には本債権の消滅時効の起算日と完成日の欄が設けられていないが、前記債権回収・整理マニュアル添付の債権管理簿（様式第 48 号（その 1））にはそれらの欄が設けられている。

消滅時効の起算日と完成日は、債権管理における重要事項であるため、本来であれば、本債権についても、債権回収・整理マニュアルの制定の際に、同マニュアル添付の債権管理簿（様式第 48 号（その 1））へ切り替えることが望ましかったといえる。この点については、同マニュアル制定の際に、税務局税政課から従前の様式をそのまま使用してよいとの説明があったため切り替えなかったとのことである。しかし、前記の消滅時効の起算日と完成日の重要性に鑑みると、少なくとも本債権の債権管理台帳に消滅時効の起算日と完成日の欄を設置し、一目瞭然に時効管理ができるようにするべきである。

3 高等学校等使用料（授業料に係る延滞金）

(1) 概要

債権の内容・発生原因		高等学校等の使用料（授業料）の履行が遅滞となったことにより発生する延滞金				
根拠となる要綱等		大阪府立学校条例 大阪府立学校の授業料等に関する規則 大阪府税外収入延滞金徴収条例 大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領 授業料等の納入指導事務の流れ				
所管部署		施設財務課				
債務者		個人				
令和	目標処理額(円)	回収対象	733,800	整理対象	-	
2年度	実績処理額(円)	債権	19,100	債権	6,300	
収入未済等の状況		収入未済	令和2年度			収入未済
		R2.6.1	調定	収入	不納欠損等	R3.5.31
	金額(千円)	733	0	19	6	708
	件数(件)	259	0	9	3	247

(2) 債権の内容

前項の高等学校の使用料（授業料）の支払の遅滞により発生する延滞金の債権である。本債権の徴収の具体的な手順は、大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領に定められているが、その詳細な内容は前項の「高等学校等使用料（授業料）」と同様であるから、前

項の説明に譲ることとする。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 44】時効管理の徹底

大阪府は、本債権について消滅時効の完成を防止するために時効管理を徹底すべきである。

(理由)

令和 2 年度の債権回収・整理計画によると、3 件の本債権（債権額合計 6,300 円）が消滅時効完成により不納欠損処理されている。本債権の時効管理を徹底し、消滅時効が完成しないよう努めるべきである。

4 高等学校等使用料（空調使用料）

(1) 概要

債権の内容・発生原因		高等学校等の空気調整設備の使用にかかる料金					
根拠となる要綱等		旧大阪府立高等学校等条例 大阪府立高等学校における空気調節設備の使用に係る料金の額を定める規則 大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領 授業料等の納入指導事務の流れ					
所管部署		施設財務課					
債務者		個人					
令和 2 年度	目標処理額(円)	回収対象	525, 074	整理対象	-		
	実績処理額(円)	債権	10, 800	債権	175, 006		
収入未済等の状況		収入未済	令和 2 年度			収入未済	
		R2. 6. 1	調定	収入	不納欠損等	R3. 5. 31	
		金額(千円)	525	0	10	175	344
		件数(件)	110	0	2	36	72

(2) 債権の内容

高等学校の空気調節設備の使用料債権であり、平成 22 年 4 月 1 日改正前の旧大阪府立高等学校等条例（昭和 23 年大阪府条例第 98 号）第 4 条第 2 項の表備考及び平成 21 年度末で廃止された大阪府立高等学校における空気調節設備の使用に係る料金の額を定める規則を根拠とするものである。上記年月日の同条例の改正及び同規則の廃止以後は発生していない。なお、具体的な空調使用料の額は、大阪府立高等学校における空気調節設備の使用に係る料金の額を定める規則によって定められている。

空調使用料については、同条例第 8 条に定められている減免の対象となっておらず、

授業料について減免措置がされた債務者についても本債権は減免されていない。

本債権の徴収の具体的な手順は、大阪府学校授業料等徴収事務取扱要領に定められているが、その詳細な内容は第 2 項の「高等学校等使用料（授業料）」と同様であるから、同項の説明に譲ることとする。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 17】債務名義取得済みの本債権についての財産調査・強制執行

大阪府は、債務名義を取得済みの本債権について財産調査・強制執行を検討すべきである。

(理由)

監査人において債権管理台帳を閲覧したところ、大部分の債権については、授業料等とあわせて、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領に沿って支払督促を申し立て、債務名義の取得に至っている。しかし、納入指導状況等の欄によると、大部分の債権については平成 31 年頃から納入指導や催告書の送付について記載がなく、分納も停止していることは授業料債権と同様である。

債権管理にあたっては、回収を目指すのが原則であり、債務名義の取得はそのための有力な手段であることから、大阪府立学校授業料等徴収事務取扱要領において支払督促の申立て及び強制執行について記載されているし、債権回収・整理マニュアルにおいてもその方法が解説されている。債務名義を取得することの効果としては、債務名義を取得していることを背景として債務者に対してより有利な状況で納付交渉を行えるという点もあるが、直接的な効果はやはり強制執行を行えるという点にある。

よって、速やかに債権回収・整理マニュアル及び債権回収・整理に関する相談事例と考え方（Q&A）に沿って債務者の財産調査を行い、強制執行の可能性を検討すべきである。

【意見 45】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理

大阪府は、債権残額が少額である債務者について、債権回収・整理計画の作成にあたって、回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し、速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

(理由)

本債権の額は、いずれも 1,100 円から 5,400 円という少額である。また、前記のとおり、本債権は平成 24 年に廃止された旧大阪府立高等学校等条例（昭和 23 年大阪府条例第 98 号）に基づく債権であり、発生年度は最も新しいもので平成 21 年である。授業料とあわせて支払督促によって債務名義を取得されているものがあるが、前記の授業料と同様に、債権回収・整理計画の作成にあたって、具体的に回収を目指す債権について回収対象債権に区分するべきであり、他方で、回収が見込めない債権については整理対象債

権に区分し、不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

5 給与等過誤払金返納金

(1) 概要

債権の内容・発生原因		減給・退職・免職等によって給与等が過誤払いになったことによる給与等の返納を請求する債権					
根拠となる要綱等		職員の給与に関する条例					
所管部署		学校総務サービス課					
債務者		個人（退職者 A～F）					
令和	目標処理額(円)	回収対象	1, 290, 368	整理対象	-		
2 年度	実績処理額(円)	債権	23, 317	債権	-		
収入未済等の状況		収入未済	令和 2 年度			収入未済	
		R2. 6. 1	調定	収入	不納欠損	R3. 5. 31	
		金額(千円)	1, 290	0	23	0	1, 267
		件数(件)	19	0	4	0	15

(2) 債権の内容

懲戒免職又は退職等となった元職員について、職員の給与に関する条例に基づき算定された給与以上に支払われていたことを理由とする、給与等の過誤払金の返納請求権である。令和2年度の債権回収・整理計画によると、令和3年5月31日時点での未済の調定数は19件であるが、債務者数は6名である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見46】債権回収・整理計画における分類及び速やかな整理

大阪府は、債権残額が3,942円である債務者について、債権回収・整理計画の作成にあたって、回収が見込めない債権については整理対象債権に区分し、速やかに不納欠損処理に向けた整理を行うべきである。

(理由)

本債権について、令和2年度の債権回収・整理計画に、その全額が回収対象債権に分類されている。

債権残額が3,942円の債務者は、減給処分により給与等の過誤払いが発生した債務者であるが、同債務者は当該減給処分を訴訟で争い、平成29年3月に上告棄却（当該減給処分は有効と判断）で当該訴訟は終了している。債権管理簿によると、大阪府から債務者に対し継続的に連絡が取られているが、当該債務者は返済に応じていない。

給与等過誤払返納金の発生原因が減給処分であるということから、回収のための措置を継続することにも相当の理由があると思われる。しかし、当該債権額が少額である

ことから、債権の管理コストも踏まえ、徴収停止措置を取ることを検討するべきである。

【意見 47】 早期の法的措置の検討

大阪府は、債権残額が 120,000 円である債務者について、早期の法的措置を検討するべきである。

(理由)

債権管理簿によると、債権残額が 120,000 円の債務者については、当該債務者が自己破産した後、連帯保証人の父による分割納付が行われていたが程なくして納付がなされなくなった。その後、債権回収・整理マニュアルに沿って支払督促の申立てが検討され、平成 28 年 12 月には支払督促申立書の文案が債権回収グループのアドバイザー弁護士に確認されている。しかし、結局支払督促の申立てはされずに現在に至っている。

学校総務サービス課に対するヒアリングによると、他の債務者に対する同種債権に関し、簡易裁判所から公債権であることを理由に支払督促が却下された事例があったため、本債権についても支払督促の申立てを見送ったとのことである。しかし、分納誓約に従った納付が無い以上、早期の法的措置を検討するべきである。

6 退職手当金返納金

(1) 概要

債権の内容・発生原因							
根拠となる要綱等		職員の退職手当に関する条例					
所管部署		学校総務サービス課					
債務者		個人（元職員）					
令和	目標処理額(円)	回収対象	250,000	整理対象	-		
2年度	実績処理額(円)	債権	174,298	債権	-		
収入未済等の状況		収入未済	令和2年度			収入未済	
		R2.6.1	調定	収入	不納欠損	R3.5.31	
		金額(千円)	24,617	0	174	0	24,443
		件数(件)	1	0	0	0	1

(2) 債権の内容

大阪府を退職した A に対して退職手当が支給されたところ、その後、A につき在職期間中の行為に係る刑事事件に関し懲役刑が確定したことから、大阪府は、職員の退職手当に関する条例に基づき、A に対し、既に支給された退職手当全額の返納を命じた。

これに対し返納がなかったため、大阪府は債務者に対し訴訟提起し、債務名義を取得した。その後、財産調査・強制執行を経て、ある程度の債権を回収できたが、大部分が未収となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 48】より効率的な債権回収計画の策定の検討

大阪府は、本債権についてより効率のよい回収計画の策定を検討すべきである。

(理由)

債権管理簿によれば、本債権については、訴訟による債務名義の取得、財産調査、判明した財産に対する差押えが相当程度積極的に実施されている。しかし、元本額が大きいことから、24,000,000 円以上の未収分が残っている。

現在、債務者が月額 25,000 円ずつの分納を誓約し、そのとおり弁済されているようであるが、月額弁済額が非常に少額であり、完済はほぼ不可能といえる。

より効率的な債権回収計画の策定の検討をするべきである。

7 高等学校雑入（授業料等法的措置裁判費用）

(1) 概要

債権の内容・発生原因		未納の授業料等の仮執行宣言付支払督促の手續費用					
根拠となる要綱等		民事訴訟法					
所管部署		施設財務課					
債務者		個人					
令和	目標処理額(円)	回収対象 債権	4,570		整理対象 債権	-	
2 年度	実績処理額(円)		0			-	
収入未済等の状況		収入未済 R2. 6. 1	令和 2 年度			収入未済 R3. 5. 31	
			調定	収入	不納欠損		
		金額(千円)	4	0	0	0	4
		件数(件)	1	0	0	0	1

(2) 債権の内容

未納の授業料等につき債務者に対し平成 23 年に債務者に対し支払督促を申し立て、債務名義の取得に至った。債務名義の対象債権のうち未納の授業料等の元本は平成 30 年に完済となったが、同じく債務名義の対象債権のうち訴訟費用（4,570 円）については未納が継続している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 49】債権整理の方針の検討

大阪府は、本債権について回収に向けた措置をとるか徴収停止にするかの方針を検討・選択し、債権の整理を行うべきである。

(理由)

債権管理簿によると、本債権は平成 31 年 2 月に調定され、同年 3 月に督促状が発送

されたものの、その後の催告書の送付など回収に向けた行動について全く記載がない。

「令和3年度債権回収・整理計画（個票）」においては「年度内の納付を目指す。」との重点目標が記載されているため、早急に回収に向けた催告書の発送や納入指導に取り組むべきである。また、本債権は債権額が4,570円と少額であることから、徴収停止の要件（債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。地方自治法施行令171条の5の3号）に該当する可能性があることから、徴収停止をして債権管理コストを軽減させることを検討するべきである。

第6 教育機関に係る監査の結果及び意見

1 大阪府教育センター



(1) 概要

教育センターは、大阪府教育振興基本計画において定めた基本方針のもと、主として学校教育、教職員に関わる教育施策の立案・実行の中核的な役割を担う教育機関であり、その概要は以下のとおりである。

名称	大阪府教育センター	
所在地	大阪市住吉区荻田4丁目13番23号	
施設概要	敷地面積約 10,226.98 m ² 建物延床面積 18,830.23 m ² 本館：地上7階（一部8階） 地下1階 別館：地上5階 地下1階	
管理運営形態	大阪府の教職員で構成された教育機関	
主な事業	・教育関係職員の研修に関する事 ・教育に関する専門的又は技術的事項の調査及び研究に関する事 ・教育に関する資料の収集及び提供に関する事 ・教育相談に関する事 ・大阪府教育センター附属高等学校との連携及び協力に関する事	
沿革	年月	内容
	平成5年	大阪府教育センターの設置
	平成19年	カリキュラム NAVi プラザを設置
	平成23年	大阪府教育センター附属高等学校の設置

	平成 30 年	大阪府幼児教育センターを設置
	平成 31 年	大阪府高等学校教育支援センターを教育センター内に移設

(2) 主たる事業内容

令和 2 年度大阪府教育センター基本方針によれば、教育センターには①カリキュラムマネジメント機能，②人材育成機能，③教育研究開発機能の 3 つの機能があり，この充実・発展を図っていくことを重点方策としている。

①については、カリキュラム NAVi プラザ（以下「カリナビ」という。）がその機能を担っている。カリナビは、教育センター本館 2 階にある図書室の一角に設けられ、小・中・高等学校で使用されている教科書等の教材や学習指導案集などの資料を備えており、利用者は閲覧だけでなく、資料によっては持ち帰りも可能である。このような、学習指導要領を踏まえた教材・教育方法・学習指導案等に関する情報提供に加え、カリキュラムに関する相談を受け付けるなどしている。また、大阪府内の府立学校、市町村立の小中学校・幼稚園に対し、校内研修等のための講師派遣という支援を行うことも業務の一つである。

②については、教育センターの主催する教員向けの研修を実施している。府立学校の職員だけでなく、幼稚園、小・中学校の教員向けの研修もある。研修内容についての詳細は「第 3 労務管理・人事制度に係る監査の結果及び意見」の「4 研修制度」（84 頁以下）に記述したとおりである。

③については、教育センター内の各室が、毎年 1 つテーマを設定して、教育に関わる調査・研究を行い、その成果物を教育センターのホームページにアップするなどして情報発信している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 50】施設の有効利用

大阪府は、教育センター施設の有効利用を図るべきである。

（理由）

教育センターには、本館と別館があり、職員の執務スペースとして合わせて 4 フロア程度利用しているが、残りは講義室型の研修室（13 室）や実験室型の研修室、カリナビ・図書室やカウンセリングルームなど、外部者の利用に供されるフロアである。このうち、講義室型の研修室については平成 31 年度で年間 160 日程度の利用（教育センターのみならず、教育庁各課への貸出を含む）があったが、実験系の研修室については関係科目の研修での利用にとどまるため、年間数日程度しか利用されていない。そのため、施設の大きさは現在の教育センターの事業規模からするとやや持て余している印象を受ける。

また、コロナ禍を機に、教員向けの研修のほとんどが WEB 開催（リアルタイム視聴、

オンデマンド視聴など）となり、リモートでの参加が可能となっている。研修内容によっては、WEB 開催でもリアル参加と同等の研修効果が期待できるものもあると考えられるし、教員の参加のしやすさの観点からも、コロナ禍の状況に関わらず、今後も WEB 開催による研修は一定程度存続する余地がある。現状では、研修講師による講義の収録・録音のために講義室型の研修室は従前と変わらず利用しているようであるが、受講生の来庁を想定しなくて良いことから、講義の収録・録音についてより効率的に実施することで、講義室型の研修室の利用頻度が減少する可能性は否定できない。

よって、各研修室等の遊休状況や利用可能性を個別に検討し、教育センター施設の利用を促進するための方策を検討すべきである。

【意見 51】カリナビのニーズに合った適切な運営

大阪府は、カリナビにかかる教員のニーズを把握し、教員の利便性や費用対効果等を踏まえた適切な運営方法を検討すべきである。

（理由）

コロナ禍前の平成 31 年度（令和元年度）の実績でも、カリナビの平日の一日当たりの利用は 10 人を切るような状況であり、教員採用試験の合格者対象セミナー（日曜日に実施）があるときは、100 人を超える利用があったとのことであるが、その多くは教員になる前の大学生である。

監査対象 3 校の教員（3 校合計で 149 名より回答を得た。）に対するアンケートの結果によると、「16 カリナビを利用したことがありますか」との問いに対し、有効回答した教員 148 名中、「ある」と回答したのが 25 名、「ない」と回答したのが 123 名であった（無回答 1 名）。支援学校の教員については利用する者の割合が大きいようであるが、府立高校の教員についてはさほどカリナビに対するニーズがない可能性がうかがえる。

このような利用状況の中、平日の 9 時～17 時 30 分という教員にとってあまり利用しやすいとは言えない時間帯に、人件費をかけて毎日開室する必要があるのか疑問がある。

大阪府は、教員のニーズを的確に把握したうえで、カリナビの運営方法を見直すべきである。

【意見 52】調査・研究の成果物に関する情報発信の強化

大阪府は、教育センターにおける調査・研究の成果物がより多くの教員に利用されるよう、情報発信の方法を見直し、強化すべきである。

（理由）

教育センターにおける調査・研究の成果物に関して、監査対象 3 校の教員に対するアンケートの結果は以下のとおりである（表中の割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し

ている。)

＜成果物を目にしたことがあるツールに関するアンケート結果（問 19）＞

選択肢	回答者（人）	割合
ア 教育センターホームページの「調査・研究」のページ（教職員専用サイトを含む）	40	約 35.4%
イ 教育センターのメールマガジン	3	約 2.6%
ウ 教育センター研究フォーラム	17	約 15%
エ その他（※）	9	約 8%
無回答かつ問 20 で「エ」を選択	44	約 39%

※ その他の 9 名のうち 8 名は、成果物を目にしたことがないという趣旨の記述あり。

（監査人による集計）

＜成果物の利用状況に関するアンケート結果（問 20）＞

選択肢	回答者（人）	割合
ア 日ごろから積極的に成果物に目を通し、参考にして いる。	6	約 5.1%
イ 自己の業務に必要な範囲で成果物を利用している。	28	約 23.7%
ウ 以前は利用していたが、最近はあまり利用してい ない。	15	約 12.7%
エ これまでの教員生活を通じて、ほとんど利用してい ない。	69	約 58.5%

（監査人による集計）

上記アンケート結果について補足すると、問 19「成果物を目にしたことがあるツール」について、無回答が全体で 80 名あったが、そのうち 44 名については、問 20「成果物の利用状況」について「エ これまでの教員生活を通じて、ほとんど利用していない。」と回答していた。このことから、少なくともこの 44 名については、成果物を目にしたことがあるツールがそもそもないという趣旨の回答であると考えられる。そのため、成果物を目にしたツールがないという趣旨の回答は、「エ その他」の 8 名を加えると、52 名となり、有効回答の約 46%を占める。

また、問 20「成果物の利用状況」に関するアンケートでは、「エ これまでの教員生活を通じて、ほとんど利用していない。」と回答したのが 69 名で、有効回答の約 58.5%を占めている。

このようなアンケート結果を踏まえると、教育センターによる調査・研究の成果物が、そもそも半数近い教員の目に触れておらず、またそのことが原因の一つとなって半数以

上の教員がこれまで成果物をほとんど利用してこなかったという結果につながったと考えられることから、情報発信の方法に改善の余地がないか検討する必要があると言える。本監査におけるアンケートは一部の府立学校に対するものであるが、府立学校全体の傾向として同じことが言える可能性は十分ある。

教育センターの基本方針として教員の資質・能力の向上が掲げられている以上、かかる施策目的との関係で、調査・研究の成果物が十分な有効性を有するか検証する意味でも、情報発信の方法について見直すべきである。

2 教育庁所管の公の施設一般

【意見 53】指定管理者制度運用マニュアルに沿った選定方法の決定

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者の選定において、指定管理者制度運用マニュアルに沿った選定方法を決定すべきである。

(理由)

大阪府が策定している指定管理者制度運用マニュアルにおいては、指定管理者の選定方法については以下のとおり取り扱うこととされている。

- ・指定管理者の選定は公募を原則とする。ただし、①PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づき受託者を選定した施設の場合、②民営化や廃止等を検討している施設で、暫定的に指定する場合、③施設の設置目的、特性、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、公募によることが適切でない場合については、公募によらずに指定管理者を選定することができる。
- ・指定管理者の募集は、原則として、公の施設ごとに行う。ただし、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせることが適当と判断できる場合は、一括して募集することができるものとする。

弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘の指定管理者の選定経過は、下表のとおりである。

< 弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘の指定管理者の選定経過 >

公の施設の名称	指定管理期間	指定管理者の名称	公募	応募者数
弥生文化博物館	平成 18 年 4 月～ 平成 23 年 3 月	財団法人大阪府文化財センター	○	2
	平成 23 年 4 月～ 平成 24 年 3 月	同上	×	
	平成 24 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ	○	1

	平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	同上	×	
	平成 29 年 4 月～ 令和 2 年 3 月	同上	○	1
	令和 2 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	同上	×	
近つ飛鳥博物館／ 近つ飛鳥風土記の 丘	平成 18 年 4 月～ 平成 23 年 3 月	財団法人大阪府文化財センタ ー	○	1
	平成 23 年 4 月～ 平成 28 年 3 月	大阪府文化財センター・近鉄 ビルサービスグループ	○	1
	平成 28 年 4 月～ 平成 29 年 3 月	同上	×	
	平成 29 年 4 月～ 令和 2 年 3 月	同上	○	1
	令和 2 年 4 月～ 令和 5 年 3 月	同上	×	

(大阪府提供資料より作成)

近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘は、指定管理者制度を導入した平成 18 年度より一括して募集がなされており、平成 28 年度以降は弥生文化博物館も併せて一括して募集されている。

弥生文化博物館は、平成 23 年度に施設存廃検討のため暫定的に 1 年間の指定期間により指定管理者を選定したことがあり、また、平成 24 年度は近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘との一体的管理を見据えて 4 年間の指定期間により公募している。

また、平成 28 年度以降、3 施設を一括して選定するようになってからも、平成 28 年度は公募によらない方法で 1 年間、平成 29 年度は公募により 4 年間、令和 2 年度は公募によらない方法で 3 年間という形で選定を行っている。

かかる選定方法について、文化財保護課からは、大阪府市統合の一環として、大阪市が設立する大阪博物館機構に一括して管理させる議論を行っているため、その議論状況に応じて柔軟に対応しているためであるとの説明がなされた。もっとも、大阪府市統合の議論は、平成 26 年頃から行われていたところ、当初は平成 27 年に設立することが想定されていた大阪府博物館機構が、令和元年になってようやく設立されることとなった。同機構の設立については、大阪市が主導しており、大阪府としては設立されるのを待っていた状況であるため、他の地方公共団体の動向に左右されて公募の有無や指定期間を決定したと言わざるを得ない。

上記の状況に鑑みれば、指定管理者制度運用マニュアルで定められている公募の例外

のうち、②又は③に該当するとも思われる。しかしながら、公募が原則であることは、大阪府博物館条例第3条にも定められているため、例外に当たるか否かは厳格に検討する必要があるところ、大阪市が確定的な設立時期を明示するまでは、設立時期が遅れることはもちろん、設立自体が撤回されることもあり得るのであり、このような大阪市の動向如何によって変動する不安定な状況に基づいて例外的な暫定措置を講じることは許されない。よって、②又は③に該当すると評価することはできず、原則に従って5年間の指定期間で公募し、当該指定期間の終了後に大阪府博物館機構に合流するという対応をとるのが相当であった。

したがって、大阪府は、同条例及び同マニュアルに沿った指定管理者の選定方法の決定を徹底すべきである。

【意見 54】 指定管理者制度運用マニュアルの趣旨を踏まえた指定期間の設定

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者の選定において、指定管理者制度運用マニュアルの趣旨を十分に踏まえて指定期間を設定すべきである。

(理由)

大阪府が策定している指定管理者制度運用マニュアルにおいては、指定期間については以下のとおり取り扱うこととされている。

・指定期間は、原則として5年間とする。ただし、施設のあり方検討を行う施設や民間投資を求める施設等で必要性・合理性があるときは、原則と異なる期間を設定することとされている。もっとも、原則より長期の期間を設定する場合には、①事業誘致などの成果を出すために長期的な取り組みが不可欠で、長期的な管理運営を実施した方が経済的効果の高い施設、②住民サービスのさらなる向上のための投資を条件として公募する施設で、投資の回収期間を考慮すると5年を超える期間を設定する必要があると認める施設、のいずれかの条件を満たすことが求められている。

中央図書館及び中之島図書館の指定管理者の選定経過は、下表のとおりである。

＜中央図書館及び中之島図書館の指定管理者の選定経過＞

公の施設の名称	指定管理期間	指定管理者の名称	公募	応募者数
中央図書館	平成 27 年 4 月 ～令和 2 年 3 月	長谷工コミュニティ・大阪共 立・TRC グループ	○	3
	令和 2 年 4 月～ 令和 8 年 3 月	同上	○	1
中之島図書館	平成 28 年 4 月 ～令和 3 年 3 月	株式会社アスウェル	○	2

	令和3年4月～ 令和8年3月	ShoPro・長谷工・TRC 共同事業 体	○	1
--	-------------------	--------------------------	---	---

(大阪府提供資料より作成)

中央図書館の令和2年度の選定は、指定期間6年間で募集されているところ、これは中之島図書館が令和3年度に5年間の指定期間で指定管理者を選定すると見込まれたことから、中之島図書館の指定期間終了と時期を合わせることを目的としたものである。指定期間終了時期を合わせた目的は、これらの2図書館について一括もしくは分割のいずれでも公募可能な状態にすることで、より多様な公募を可能にすることにあつたとのことである。しかしながら、一括管理を前提とした公募を実施した場合に、より住民サービスの向上に繋がる応募者が現れるかどうかについては、個別の事業者からの聴き取り等は行ったようであるが、サウンディング型市場調査などの幅広い調査を実施していない以上、精度の高い予測がつかない状況だと言わざるを得ないし、公募方法についても、一括と分割とを並行して公募する適切な方法（例えば、一括と分割の両方に応募することができるのかなど）が存在するのかについては、未だ具体的に検討されていない状況である。原則（5年間）より長期間の指定期間を設定する場合には、短期間の指定期間を設定する場合に比して厳しい要件の下で許容されているところ、上記の目的は、指定管理者制度マニュアルで定められた①又は②の場合のいずれにも該当しないと思われる。なお、担当課によれば、指定期間を設定する際に事前に当該マニュアルに関する権限を有する財務部と協議しているため、①又は②に該当しないとしても指定管理者制度運用マニュアルに違反するものではないとのことである。

ところで、2つの図書館の指定管理者選定のタイミングを合わせることが目的であれば、中央図書館の指定期間を6年間にするのではなく、中之島図書館の指定期間を4年間にすることででも対応可能だと思われるが、担当課の説明によれば、そのような対応を取らなかった理由は、中之島図書館の一部を賃貸してカフェを運営させており、その賃貸借契約の終期と時期を合わせることで、委託方法について様々な検討が可能となるからとのことであった。しかしながら、そもそもカフェスペースの賃貸は指定管理者の選定とは別で行っている（カフェスペースの賃貸借契約の当事者は大阪府である）ため、必ずしもカフェスペースの賃貸借契約の終期と時期を合わせる必要はないし、時期を合わせるにより施設の効果的、効率的運用が可能となるかどうかの具体的な検討が行われているわけでもない。

なお、2図書館の一括管理を行う場合には、指定管理者にも相応の人的・物的規模が必要となるため、それが参入障壁となる可能性も十分に考えられるのであるから、競争の確保の観点からも一括して管理させることの是非については十分に検討する必要がある。

したがって、大阪府は、指定期間について例外的な取り扱いをする場合には、指定管

理者制度運用マニュアルの趣旨を十分に踏まえて指定期間の設定をするべきである。

【意見 55】 指定管理者制度導入の適否に関する検討

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、各施設における指定管理者への応募者数及び当該施設の性質も踏まえ、指定管理者制度を維持すべきか否かを検討するべきである。

(理由)

教育庁所管の公の施設の選定においては、公募による場合であっても、応募者数が少ない状況が続いており、応募者が1団体しかないことも頻繁に生じている。

加えて、文化財保護課が担当している弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館及び近つ飛鳥風土記の丘、並びに、地域教育振興課が担当している少年自然の家については、これまでの指定管理の選定において、ほぼ同じ団体（同一団体あるいは同一団体を含む共同事業体）が選定されている状況である。

指定管理者制度は、民間事業者等が有するノウハウを利用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するために導入された制度である。そして、住民サービスを効果的、効率的に提供できる者を民間事業者等から幅広く選定するため、指定管理者の選定においては公募によることが原則とされている。

しかしながら、現実には、上記のとおり、公募への応募が1団体ないし少数にとどまっており、公募によることを原則とする指定管理者制度が効果的、効率的な施設の運営に本当に寄与しているといえるのか、疑問がある。この点、大阪府が策定した「指定管理者制度 Q&A」（以下「指定管理 Q&A」という。）によれば、1団体しか応募がない場合でも施設の管理運営の一定のレベルを担保するために、選定における最低制限点数を設定することとされている。しかしながら、現実には、応募者が最低制限点数に満たなかった場合でも募集を停止することなどはできず、再公募を行わざるを得ない状況となるものの、元々1団体しか応募がない施設に対して再公募によって他の優良な団体が応募してくることも考え難いため、上記疑問が残ることに変わりはない。

また、複数の施設においては、各社で得意分野が異なることから共同事業体を組成して応募している状況が見受けられるが、この場合に、大阪府が当該施設を統括管理して各業務について個別に業務委託契約を締結した場合と比較して、より効果的、効率的な運営が実現できているのかは、検討の余地がある。

さらに、施設の性質に鑑みれば、大阪府の所管の下で指定管理者を選定して管理を続けるよりもむしろ、利用目的を限定した賃貸借契約などにより施設全体を賃貸するなどして賃料を徴収する、あるいは、施設の全体的な統括は大阪府で行い、一定の業務のみを業務委託契約により委託するなどの方が、施設の維持管理費用の捻出、住民サービスの質の向上などに寄与する可能性もあるのではないかとと思われる。

したがって、大阪府としては、指定管理者制度の維持を所与のものとするのではなく、同制度の維持の適否、他の制度の利用による施設運営の適否も含め、いかなる施設管理の方法が住民サービスの質の向上、効果的、効率的な施設の運営に最も寄与するのかを検討すべきである。

【意見 56】施設の老朽化に対する対策

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、当該施設の老朽化に伴って予想される維持費の増加を踏まえ、施設維持費の確保のための対策を検討すべきである。

(理由)

教育庁所管の公の施設の開設年月日は下表のとおりであり、最新の施設でも築 25 年を経過しており、複数の施設が築 40 年以上経過している状況である。

＜公の施設の開設年月日＞

名称	開設年月日（改修状況）
弥生文化博物館	平成 3 年 2 月 2 日 (平成 26 年度大規模改修)
近つ飛鳥博物館	平成 6 年 3 月 25 日
近つ飛鳥風土記の丘	昭和 61 年 6 月 1 日
体育会館	昭和 27 年 12 月 3 日 (昭和 62 年 2 月 14 日全面改築)
門真スポーツセンター	昭和 8 年 6 月 20 日 (平成 23～25 年度屋根大規模改修)
臨海スポーツセンター	昭和 47 年 6 月 (平成 27 年度耐震改修)
漕艇センター	昭和 44 年 4 月 1 日 (平成 8 年度全面改修, 平成 26 年度耐震改修)
少年自然の家	昭和 60 年 6 月 1 日
中央図書館	平成 8 年 5 月 10 日 (平成 21 年度大規模改修)
中之島図書館	明治 37 年 3 月 1 日 (平成 26 年度重要文化財部分耐震改修)

(大阪府提供資料より作成)

現在、大阪府ファシリティマネジメント基本計画に基づき、全庁規模で施設の劣化度調査を実施し、府全体の予算も踏まえながら、順次補修等が実施されている。教育庁所管の公の施設に対する劣化度調査の結果は、ほぼ全ての施設において c ないし d の判定

がなされているところ、d 判定がなされた設備等については補修等を実施しているとのことであったが、c 判定がなされた設備等についても今後補修等が必要となることは確実であり、施設の老朽化に伴い多額の維持補修費が必要となることが予想される。

今後、大阪府全体の予算の不足から十分な維持補修費が捻出されない可能性をも踏まえ、老朽化が進んでいる公の施設について、現時点において、同施設を維持するかどうか、維持するとした場合に、どのようにして維持補修費を確保するのかを検討しておく必要がある。

ところで、施設の維持補修費は府民からの租税収入で賄われることとなるため、当該維持管理費と当該施設が生み出すサービスにより府民が受ける利益との比較考量により、当該施設の管理継続の是非を判断すべきこととなる。したがって、上記のとおり老朽化により維持補修費が増加する場合には、一定の段階で施設廃止の方向に舵を切ることも検討に値すると思われる。

なお、民間の企業等においては、施設自身が生み出す収益と維持補修費の比較考量により施設を維持するかどうかを判断することが多いと考えられるところ、公の施設においても、当該施設が生み出す収益を増加させるなどの方策（例えば、利用料の増額や管理方法の変更など）を採ることにより、当該施設が生み出す価値（施設のサービスによる府民の利益及び施設が生み出す収益）が維持補修費を上回るのであれば、それにより施設を維持するとの判断を行うことも可能であると思料する。

【意見 57】 参考価格の算出方法に関するノウハウの蓄積

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関して、指定管理者へ支払う指定管理料の参考価格の算出方法に関して、各担当課を横断してノウハウを共有し、ノウハウを蓄積できる体制を整えるべきである。

（理由）

指定管理者制度運用マニュアルにおいては、指定管理者へ指定管理料を支払う場合には価格提案の基礎となる額を参考価格として提示することとされており、参考価格の算定に当たっては、直近指定期間の収支実績を基礎に、物価・賃金水準を加味することとされているものの、具体的な算定方法については特に定められていない。

実際の参考価格の算出方法は、直近数年間の収支の平均値を算出し、それを基礎として、一定の項目について事業者努力を見込んで若干の減額をするなどしている状況である。しかしながら、どのような項目に事業者努力を見込むかについては、担当課において基準を設けているわけではなく、各担当課内においても事業者努力を見込む理由を記載した資料等は保存されていない状況であった。指定期間が原則 5 年とされており、それを超える長期の指定期間が設定されている施設もあるため、参考価格の算出方法に関する上記のような資料が適切に保存されない場合には、各担当課の内部においてすら、算出方法のノウハウが蓄積されない状況となる可能性が高い。

上記に加え、公の施設の数自体がそれほど多いわけではなく、各担当課において管理している施設も 3～4 施設程度に過ぎないことをも踏まえると、各担当課の内部において参考価格の算出方法のノウハウを蓄積できる体制を整えることはもちろん、各担当課を横断して参考価格の算出方法に関するノウハウを共有し、ノウハウを蓄積できる体制を整えるべきである。

なお、参考価格は財務部との予算協議を経て最終決定されるものではあるものの、予算協議を行う前提としての原案は各担当課において作成するものであり、予算協議の間では、各担当課において原案の合理性を説明する必要があると思われる。そのため、参考価格の算出方法に関するノウハウを蓄積することにより、原案の説明により一層の説得力を持たせることが可能となる。

【意見 58】 指定管理者に対する評価方法の在り方

大阪府は、教育庁所管の公の施設に関する指定管理者のモニタリング評価の方法について、管理状況のみならず、管理による結果についても評価可能な評価指標を用いて評価すべきである。

(理由)

指定管理者のモニタリング評価は、外部の有識者で構成される指定管理委員会によって実施されているため、客観的な視点による評価は手続き上保障されているものの、同評価において用いられている評価指標は、指定管理者が何らかの施策を実施したかどうかにより重点が置かれたものが多く、かかる施策の実施による効果、すなわち、それにより住民サービスの向上がどのように図られたのかなど、については、評価指標に含まれていない状況である。

住民サービスの向上そのものを明確化する客観的指標が存在するわけではないため、どのような評価指標を用いて評価すべきかは検討の余地があるが、少なくとも住民サービスの向上に関連するような何らかの評価指標を用いた評価を実施することは必要である。そのような評価を行うことにより、実施した施策によって住民サービスの向上に繋がっているか疑問が生じた場合には、その原因分析や改善施策の検討状況を報告することにより、翌年度以降の施策の実施に反映させることも可能となる（PDCA サイクルの実施）。

なお、現状でも、利用者満足度調査に関する評価項目は存在するものの、同項目は利用者満足度調査それ自体の取り組み内容を評価対象とするものであり、指定管理者が実施した施策に対する評価指標として利用可能なものとはなっておらず、管理の結果を直接評価することが難しい状態となっている。

したがって、大阪府は、指定管理者のモニタリング評価の方法について、管理状況のみならず、管理による結果についても評価可能な評価指標を用いて評価すべきである。

3 大阪府立中之島図書館

(1) 概要

中之島図書館の概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立中之島図書館	
所在地	大阪市北区中之島1丁目2番10号	
設置目的	図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。	
所管課	地域教育振興課	
管理運営形態	施設の管理運営：ShoPro・長谷工・TRC 共同事業体への指定管理 図書館業務：株式会社図書館流通センターへの業務委託 図書の選定等の業務：大阪府の職員 カフェスペース：株式会社エルワールドへの賃貸	
沿革	年月	内容
	明治33年	第15代住友吉左衛門氏から、大阪府に対し、図書館の建物一式並びに図書購入基金寄附の申出
	明治37年	「大阪図書館」（後の中之島図書館）開館
	明治39年	「大阪府立図書館」と改称
	大正11年	住友家の寄附により、左右両翼の建物を増築
	昭和25年	天王寺分館開館
	昭和49年	「大阪府立中之島図書館」と改称（天王寺分館は「夕陽丘図書館」として独立開館。なお、夕陽丘図書館は平成8年に大阪府立中央図書館の完成に伴い閉鎖。）
		本館、左右両翼の3棟が国の重要文化財に指定
	平成8年	「大阪府立図書館」開館
		中之島図書館は、大阪資料・近世和漢書資料を中心にリニューアルオープン
	平成11年	中之島図書館ホームページ開設
		棟札（明治36年の挙行の上棟式に使われた）が国の重要文化財に指定
	平成13年	大阪府立図書館ホームページ開設（インターネット検索の開始）
	平成16年	百周年記念式典
	平成26年	本館、左右両翼（重要文化財部分）耐震補強工事竣工

	平成 28 年	指定管理者制度導入
	令和 2 年	書庫棟耐震改修工事準備のため書庫内資料（約 50 万冊）の利用を停止（～令和 3 年 5 月 16 日まで、令和 2 年 11 月より外部書庫への資料移転開始）

(2) 監査の結果及び意見

【意見 59】共同事業体を指定管理者にすることの適否に関する検討

大阪府は、中之島図書館の管理方法として、共同事業体を指定管理者にすることの適否について検討すべきである。

（理由）

中之島図書館においては、令和 3 年度から ShoPro・長谷工・TRC 共同事業体が指定管理者として選定されているところ、中央図書館においても、長谷工コミュニティ・大阪共立・TRC グループという共同事業体が指定管理者として選定されており、いずれの共同事業体においても、株式会社長谷工コミュニティ及び株式会社図書館流通センター（TRC）が構成メンバーとなっている。

共同事業体を組成して指定管理者に応募してくる理由について、担当課の認識を確認したところ、共同事業体を組成する各社において得意分野が異なるため、各社の得意分野を活かせるよう共同事業体を組成して応募するのではないかとのことであった。

しかしながら、共同事業体を組成して応募された場合には、共同事業体に参加できなかった企業は指定管理の事業に参加する機会が失われるため、共同事業体による応募が中心となった場合にはそれだけ競争の機会が減少することにもなりかねない。

また、各社で得意分野が完全に異なるということであれば、そもそも図書館の管理を一括して指定管理者制度を利用することの適否についても検討する必要がある。すなわち、中之島図書館においては、現在も、図書館業務については TRC への業務委託、カフェスペースについては株式会社エルワールド（以下「エルワールド」という。）への賃貸借をしているばかりか、図書の選定等の業務については大阪府の職員が直接実施している状況にある。そのため、図書館の施設管理についても、各業務分野に応じて入札等の競争が確保される方法により事業者を選定し、大阪府が各事業者を統括する立場で施設管理者の責任を担うという管理方法もあり得る。

以上のとおりであるため、大阪府は、共同事業体を指定管理者にすることの適否については、十分に検討すべきである。

【意見 60】重要文化財としての施設の維持に関する検討

大阪府は、中之島図書館が重要文化財として多額の維持管理費用を要する施設であることを踏まえ、施設の利用から維持管理費用を捻出できる体制を構築することも検討すべきである。

(理由)

中之島図書館は、昭和 49 年に本館及び左右両翼の 3 棟が国の重要文化財に指定されているところ、重要文化財として施設を管理するに当たっては、相当程度の維持補修費用が必要となることが想定され、実際、往査に訪れた際にも建物の壁面にひび割れ箇所が認められ、補修予定であるとの説明がなされた。

重要文化財の維持補修費用に関しては、国の補助金を利用することはできるものの、補助金で賄える部分は補修金額の半分に過ぎないため、残りの半分は大阪府の予算から捻出する必要がある。

中之島図書館は、多目的スペースの利用について利用料を徴収しているものの、図書館として利用する場合には利用料を徴収していない。図書館としての性質上やむを得ない部分はあるものの、今後増加することが予想される維持補修費用が大阪府の予算全体へ与える影響を踏まえると、今後、中之島図書館自身に何らかの形で一定の収入を確保させる方法も検討すべきである。重要文化財として価値のある建物であるからこそ多額の維持補修費用を支出することが正当化されるのだとすれば、当該価値を享受する利用者に対して相応の負担を求めること自体、不合理なこととは思われない。ただし、図書館法上、図書館としての利用に対価を設定することはできないため、それ以外の利用方法により収益を図ることにならざるを得ないと思われる（現在カフェスペースを賃貸しているが、それと同様に、一定区画の賃貸という態様で更なる収益を図ることはあり得る。）。

ところで、重要文化財であることの重要性に鑑みると、不特定多数が出入り可能な図書館として利用を続けるか否かについても検討されることが望ましい。すなわち、一般図書の保管については別途建物を建設して図書館の機能を移管し、現在の中之島図書館の建物については特殊な図書の保管や観光名所としての利用を検討するなど、重要文化財としての性質に応じた利用方法も検討されるべきである（この点は、平成 25 年度に一度検討されたようであるが、結局現状維持との判断がなされたため、それから約 8 年経過した現時点における中之島図書館の状況を踏まえ、再検討する必要があると思料する）。

【意見 61】 カフェスペースの賃借人からの共益費及び水道光熱費の徴収方法

大阪府は、中之島図書館のカフェスペースの賃貸借契約書に賃借人からの共益費及び水道光熱費の条項を置くべきである。

(理由)

中之島図書館においては、2 階の 1 区画をエルワールドに賃貸しており、エルワールドは同区画をカフェとして使用している。エルワールドとの間の賃貸借契約書においては、賃貸料及契約保証金についての条項はあるものの、共益費及び水道光熱費についての条項が定められていない。

しかしながら、実際には、中之島図書館の指定管理者がエルワールドから共益費及び水道光熱費を徴収しているとのことであり、共益費は面積按分にて、水道光熱費については使用量をメーターで管理して、各費用を算出しているとのことである。実際にエルワールドが中之島図書館の共用部を使用し、水道や電気を利用している以上、エルワールドから各費用を徴収すること自体に問題があるわけではないが、エルワールドとの賃貸借契約書において共益費及び水道光熱費に関する定めがなく、指定管理者がそれを徴収する根拠規定もない状況である。そのため、仮にエルワールドが共益費及び水道光熱費の支払いを拒絶した場合に、賃貸人である大阪府がエルワールドに対して法的な請求権が認められるかは疑義があると言わざるを得ない（契約書に記載がない以上、各費用が賃貸料に含まれているという解釈もできないわけではない）。

したがって、大阪府は、エルワールドとの賃貸借契約書において、共益費及び水道光熱費の条項を置くべきである。

【意見 62】 本部経費の算定根拠の検討

大阪府は、中之島図書館の指定管理者の本部経費について、その算定根拠の相当性について検討すべきである。

（理由）

指定管理 Q&A においては、指定管理にかかる本部経費（当該施設の運営費ではなく、指定管理者の本部の事務費として使用される経費）に関して、「計算方法が恣意的なものとならないよう、その金額・算定の考え方について把握するよう努めてください」と記載されているところ、本部経費は当該施設のために直接支出される経費ではないため、その実態が把握しづらいことから、上記要請がなされたものと考えられる。

令和 3 年度から指定管理者として選定された ShoPro・長谷工・TRC 共同事業体は、その事業計画書において、共同事業体の本部経費としては本来 15～30%の経費が必要となるものの、本業務において指定管理委託料の上限金額が定められており、大阪府民の税金から施設の運営が成り立っていることを踏まえ、指定管理料の 6%程度を本部経費として計上する旨説明しており、令和 3 年度の予算においては、上記説明よりも若干上乘せした 7.1%を本部経費として計上している。

しかしながら、本部経費が上記割合となる根拠や考え方については特に示されておらず、算定根拠が明確でないと言わざるを得ない。大阪府としては、指定管理者に対して本部経費の算定根拠を明確にさせるとともに、その算定根拠に相当性が認められるかを検討すべきである。

4 大阪府立漕艇センター

(1) 概要

漕艇センターの概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立漕艇センター	
所在地	高石市高砂 1 丁目	
設置目的	府民に漕艇の場を提供し、もってスポーツの振興に資すること目的とする。	
所管課	教育振興課	
管理運営形態	指定管理	
沿革	年月	内容
	昭和 44 年	漕艇センター開設
	平成 3 年	整備調査検討委員会設置
	平成 5 年	既存艇庫の改修決定，増築艇庫の基本計画
	平成 6 年	増築艇庫の基本・実施設計
	平成 7 年	増築棟工事
	平成 8 年	増築棟オープン，コース整備工事
		既存棟改修工事
	平成 18 年	指定管理者制度導入

(2) 監査の結果及び意見

【意見 63】 漕艇センターの管理運営の在り方の検討

大阪府は、漕艇センターの管理運営に関して、指定管理者制度を維持することの適否はもちろん、大阪府立の施設として運営されるべきものかどうかも含めて、そのあり方を検討すべきである。

(理由)

漕艇センターは昭和 44 年に府民に漕艇（ボート競技）の場を提供することを目的として開設された施設であるところ、漕艇は他の競技と比べると競技人口が少なく、一般の府民が利用することはほとんどない状況である。

漕艇センターの指定管理者には、平成 28 年度以降、一般社団法人大阪ボート協会（以下「大阪ボート協会」という。）が選定されている。同協会は、公益社団法人日本ボート協会の関連団体であり、過去に漕艇の競技者だった者によって運営されている団体である。現在、指定管理者に対して指定管理料の支払いはしていないため、指定管理者は、漕艇センターの利用料等の収入だけで賄えない運営費については自身の負担によって運営されているのが実態である。そのため、大阪ボート協会以外に指定管理者に応募する団体は見込めない状況である（平成 27 年度以前は別の団体が指定管理者に選定

されていたこともあったが、平成 28 年度以降の選定には他の応募者はいない状況である)。他方で、大阪ボート協会は、漕艇の競技としての発展を目的とした団体であり、漕艇センターを維持管理することで競技の場を維持できることから、指定管理者に選定されることに価値を見出している。

大阪府は、漕艇センターの建物の維持管理をしていくため、令和 2 年度は維持補修費等管理運営費用として 384 万円を支出しており、担当課の職員も指定管理者の監督のために同施設を訪問するなどして一定の人件費も負担している状況である。

上記の状況に鑑みると、指定管理者制度を利用するのではなく、漕艇センターの管理に相当程度の意欲を持っている大阪ボート協会に同施設を賃貸借し、大阪府が負担している管理運営費用を賄える程度の賃貸料を徴収することも考えられる。また、大阪府民のほとんどが利用することのない施設であることを踏まえると、大阪ボート協会に同施設の建物を売却し、大阪府立の施設として管理しないという選択肢も考えられる（それにより管理運営費用及び人件費の負担から解放される）。大阪府としては、上記のような抜本的な方法も含め、漕艇センターの管理運営のあり方について十分に検討すべきである。

【意見 64】 漕艇センターを利用するに当たってのルールを作成及び周知

漕艇センターの指定管理者は、漕艇センターを利用するに当たってのルールを定め、利用者に周知すべきである。

(理由)

漕艇センターにおいては、漕艇センターを利用するにあたってのルールは、水面の利用方法（航行ルール）しか定めておらず、貸出用の艇や艇庫の利用方法については規約等の定めは全くなされていない。

現状では問題は生じていないようであるが、万が一、マナーの悪い利用者への苦情や利用者同士のトラブルがあった場合に、拠って立つべきルールがなく、苦情やトラブルの処理に窮する可能性がある。そのため、漕艇センターの指定管理者は、漕艇センターの利用に関するルールを定め、利用者に周知すべきである。

【意見 65】 艇庫内の艇の管理の徹底及びトラブル時のルールの作成

漕艇センターの指定管理者は、艇庫内の管理を徹底して艇の破損によるトラブルを未然に防止するとともに、トラブルが生じた場合のルールも策定すべきである。

(理由)

漕艇センターの利用方法としては、利用者自身の艇を艇庫に保管してもらう、あるいは、貸出用の艇を借りるという利用方法があるため、艇庫には利用者の艇と貸出用の艇が混在している状況である。

指定管理者は、貸出用の艇の返還を受けた際に破損の有無を確認できないことがあり、

利用時に破損したのか、艇庫に保管している際に破損したのかを特定することが難しい状況となっている。加えて、艇庫の中に利用者所有の艇も存在するため、利用者が他の利用者の艇に自身の艇を接触させて破損させるなどのトラブルが発生した場合にも、破損状況の特定が難しくなる。

そのため、指定管理者は、艇の搬入搬出の際に立ち会うようにするなど、艇庫内の艇の管理を徹底してトラブルを未然に防止するとともに、トラブルが発生した場合のルールも策定すべきである。

【意見 66】 艇庫内の私物管理のルール策定

漕艇センターの指定管理者は、艇庫内の私物管理のルールを策定し、利用者に周知するべきである。

(理由)

漕艇センターで艇庫を借りている利用者は、高校や大学等の団体が多く、団体に所属する学生等が私物を艇庫内に放置している状況が散見された。艇庫の利用者であれば艇庫には自由に出入りできる状況であるため、盗難等が発生しかねない状況と言わざるを得ない。

しかしながら、指定管理者において、艇庫内の私物管理についてルールを定めていることはなく、単に自己責任で保管して欲しいと利用者に伝えているのみであった。そのため、指定管理者は、艇庫内の私物管理のルールを策定して利用者に周知し、トラブルの発生を防止するとともに、トラブルが発生した場合にも指定管理者及び大阪府が管理責任を問われない状況を確保しておくべきである。

【意見 67】 基本修繕費の定義の明確化、維持補修のリスク分担の検討

大阪府は、漕艇センターの指定管理に関して、指定管理者による負担すべきとされる基本修繕費の定義を明確化した上で、維持補修のリスク分担の在り方を検討するべきである。

(理由)

漕艇センターの指定管理においては、指定管理者が負担すべき維持補修費用として、基本修繕費名目で年間 60 万円の予算が計上されているが、どのようなものが基本修繕に当たるのかは明確に定義されていない。一方で、指定管理者との間の協定書別紙 4 においては、維持補修のリスク分担について、指定管理者の発意により行う施設・設備・外構の維持補修は指定管理者の負担とされ、大阪府の発意により行う施設・設備・外構の維持補修については大阪府の負担とすることが定められており、これによればどちらが発意した維持補修かによって負担者が異なることになるため、維持補修を発意するメリットがない制度となっている。

そのため、現在の実態としては、指定管理者が基本修繕費により対応すべきと判断し

た維持補修については、年間 60 万円の範囲内で対応し、それを超えるものについては、指定管理者から大阪府に相談の上、負担を決定している状況である。指定管理者がこのような対応によらざるを得ないのは、指定管理料の支払いがないこともさることながら、基本修繕費の定義が明確化されておらず曖昧であることによるものであるから、大阪府としては、基本修繕費で対応すべきものを定義付けした上で、それ以外のリスク分担についても両者が積極的に発意することが想定されるような制度に改善すべきである。

なお、大阪府は、本監査往査時の指摘を踏まえ、現在、施設の修繕に関するものを基本修繕費に統合する方向で検討しているようであるが、かかる対応を行ったとしても、基本修繕費には年間 60 万円の制限があるため、それを超える場合の修繕をどのように行うかについての問題は別途検討する必要があると思料する。

【意見 68】施設利用料金の徴収方法の検討

大阪府及び漕艇センターの指定管理者は、施設の利用料金の徴収方法としてより適切な内容を検討すべきである。

(理由)

現在、漕艇センターにおいて利用料金を徴収している項目は、以下のとおりである。なお、水面の利用料金を徴収していないが、これは大阪府が水域自体の所有管理をしているわけではないからである。

＜漕艇センターの利用料金徴収項目＞

艇庫
屋外
貸艇
水道利用
放送設備
水路用具
トレーニング室
温水シャワー
コインロッカー
敷地利用
休憩室
会議室

(大阪府提供資料より作成)

このように、現在の利用料金の徴収は施設全体の利用料（施設への入場料）としてではなく、個々の設備の利用料金を徴収しているに過ぎないため、仮に自分の艇を持参し

て水面だけ利用し、シャワー等も使用せずに帰った場合には、全く利用料金を支払う必要がない状況となっている。加えて、漕艇センターは、漕艇の大会に利用されることも多いところ、上記のような利用料金の体系である関係上、大会参加者からも利用料金を徴収することができていない状況である。

しかしながら、上記のような利用状況に過ぎない場合であっても、漕艇センターという施設があるからこそ、艇を持参して練習を行いに來るのであるから、施設全体の利用料という名目で一定の利用料金を徴収することは、何ら不合理ではない。また、大会に利用された場合には、大会参加者から個別に施設全体の利用料を徴収することが困難であれば、大会主催者から一定の金額を利用料として徴収することも考えられる（その場合、大会主催者は大会参加者から一部を徴収するであろう。）。

このように利用料金の徴収方法としては、様々な方法が考えられるのであるから、利用料金の内容としてより適切な内容を検討すべきである。

【意見 69】 施設の効率的利用

大阪府及び漕艇センターの指定管理者は、施設の効率的利用のための方策を検討すべきである。

（理由）

漕艇センターは、全国的にも珍しい2000mの直線のコースとして利用可能な施設であるため、全国から利用者呼び込むことができれば、施設の収入状況を改善できる可能性がある。現在、漕艇センター内の休憩室は大会時以外にはほぼ使用されていない状況であるため、休憩室を泊まり込み可能なように整備するなど、合宿等に対応できる体制を整えることにより、全国からの利用者を誘引できる可能性がある。また、合宿等に対応できないとしても、付近の宿泊施設等と提携することにより、宿泊施設からの送迎付きの施設として利用者を誘引する体制を整えることは可能である。

また、上記のようなコースは、漕艇以外のマリンスポーツ等にとっても魅力のあるものとなる可能性があるため、漕艇のみに固執することなく、曜日や時期によって利用目的を変更して潜在的利用者の枠を広げていくなどの方策をとることも考えられる。

以上のように、施設の効率的利用のための方策については様々な方面から検討されるべきである。

【意見 70】 施設利用方法の徹底

漕艇センターの指定管理者は、施設の利用方法を徹底すべきである。

（理由）

漕艇センターへの往査時に、施設の入り口付近の駐車スペースではない場所に、利用者の車両が複数駐車されている状況が見受けられた。

指定管理者によれば、施設内に駐車場はないため、利用者には隣接する浜寺公園の駐

車場を利用してもらうことになっているが、平日は利用者が少ないため、駐車を黙認しているとのことであった。

施設は大阪府の財産であるから、指定管理者の一存により自由に駐車場としての利用を認めることはできないはずであり、また、仮に平日の利用者が偶然多くなった場合には、先に施設に利用した者が無料で駐車でき、後から施設を利用した者は公園の駐車場の料金を支払わなければならないこととなり、施設の平等利用の観点からも問題があると言わざるを得ない。

よって、漕艇センターの指定管理者は、施設の利用方法（駐車場としての利用を許さないこと）を徹底すべきである。

【意見 71】利用が見込まれる物品購入の徹底

大阪府は、漕艇センターに設置する物品を購入するに当たっては、多数の利用が見込まれる物品を購入するよう徹底すべきである。

（理由）

漕艇センターにおいては、令和 2 年度にスポーツ振興くじの助成金を利用して舵手付きクオドルプル艇が 11 艇購入されているところ、同艇は同年度の全国高等学校総合体育大会ボート競技大会の開催に用いるために購入したとのことであった。もっとも、往査時には同艇はいずれも艇庫内の上の方に保管されており、上記大会以外に普段利用されている形跡があまり見られなかった。

国の助成金を利用して購入するものであったとしても、それが施設の目的である府民に漕艇の場を提供し、もってスポーツの振興に資することに効果的であるかどうかは検討する必要があるため、大阪府としては、購入物品の利用実績について確認し、多数の利用が見込まれる物品を購入するよう徹底すべきである。

【監査の結果 18】還付に関する規定の改善

漕艇センターの指定管理者は、利用料金の還付に関して、大阪府立漕艇センター条例及び同施行規則に従った運用に改善すべきである。

（理由）

大阪府立漕艇センター条例によれば、指定管理者が既に収受した利用料金は原則として還付することができず（同条例第 11 条第 6 項）、天災その他やむを得ない理由によりセンターを利用することができない場合で指定管理者が適当と認めるときは、利用料金に相当する額を還付することができる（同項但書き及び同条例施行規則第 11 条）。

他方で、漕艇センターの指定管理者が策定した料金の還付・減免関係規定には、利用承認を受けた者が、利用の申込みを取り消した場合における取消しの時期に応じた還付の額として、利用日の 1 か月前までに利用の申込みを取り消したときには利用料金の 5

割に相当する額、利用日の 15 日前までに利用の申込みを取り消したときには利用料金の 2 割に相当する額が定められている。しかしながら、上記条例及び条例施行規則に沿う還付の条件については定められておらず、天災その他やむを得ない理由がない場合でも利用の申込みを取り消すことができるかのように定められている。

なお、指定管理者の運用としては、料金の還付・減免関係規定に従ってなされているものの、実際には、漕艇センターの利用料金は利用の直前に受け取ることがほとんどであり、利用料金を先払いで受け取することを前提とする還付はほとんど発生していないとのことであった。

したがって、漕艇センターの指定管理者は、上記条例及び条例施行規則の内容と矛盾しないよう、料金の還付・減免関係規定を改善するとともに、実際の運用も改善後の規定に従って行うべきである。

5 大阪府立弥生文化博物館

(1) 概要

弥生文化博物館の概要は以下のとおりである。

名称	大阪府立弥生文化博物館
所在地	和泉市池上町 4 丁目 8 番 27 号
設置目的	歴史、民俗等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して府民の利用に供し、もって府民の文化的向上に資すること（条例） 弥生文化に関する資料と情報を収集・保存・研究・展示し、弥生文化に広く親しみ、学習していただくこと（ホームページ）
所管課	文化財保護課
管理運営形態	指定管理
主な事業	・常設展示 1 「目で見る弥生文化」 「米づくりの始まり」「新しい技術の誕生」「ムラ・戦い・クニ」「弥生人」「交流」「死とまつり」の 6 テーマからなり、実物資料や複製品（レプリカ）が展示されており、それに関連する映像を視聴することもできる。 ・常設展示 2 「池上曾根ワールド」 全国でも著名な弥生時代の集落である池上曾根遺跡の資料を、近年の発掘調査で見つかったものも含めて展示されている。具体的には、池上曾根遺跡の出土品の土器や国内最大の大型井戸木柵（レプリカ）、大型建物の柱に加え、龍や建物が描かれた土器（絵画土器・建物絵画土器はレプリカ）、弥生時代でもっとも重いヒスイ勾玉などが展示されている。 ・その他、特別展、企画展、講演会等の事業も随時実施されている。

沿革	年月	内容
	平成 3 年 2 月	開館

(2) 指定管理者の推移

弥生文化博物館は指定管理者制度を採用しているところ、その推移は以下のとおりである。

<指定管理者制度選定の推移>

平成 17 年度	方式	公募（申込団体数：2）
	指定管理者	財団法人大阪府文化財センター
	期間	平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日（5 年間）
平成 22 年度	方式	非公募（理由）1 年かけて施設存廃検討のため。
	指定管理者	公益財団法人大阪府文化財センター
	期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日（1 年間）
平成 23 年度	方式	公募（申込団体数：1）
	指定管理者	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
	期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日（4 年間）
平成 27 年度	方式	非公募（理由）大阪市博物館機構との一体的運営を見据えているため。
	指定管理者	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
	期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日（1 年間）
平成 28 年度	方式	公募（申込団体数：1）
	指定管理	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
	期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日（3 年間）
令和元年度	方式	非公募（理由）大阪市博物館機構との一体的運営を見据えているため。
	指定管理者	大阪府文化財センター・近鉄ビルサービスグループ
	期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（3 年間）

（大阪府提供資料より作成）

(3) 地方独立行政法人大阪市博物館機構との一体的運営

弥生文化博物館等の大阪府立の博物館等は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「博物館機構」という。）との一体的運営が予定されている。

一体的運営の具体的な方法としては、建物等を博物館機構に出資し、運営交付金を交付するというものである。

一体的運営により、学芸員等の人事交流が活性化するというメリットがある。

その経緯の概要は、以下のとおりである。

＜一体的運営に関する経緯の概要＞

年月	内容			
平成26年1月	第22回大阪府市統合本部会議において、資料1のとおり進めることで了承 ※資料1の概要			
	段階	設立	合流	拡張
	時期	平成27年度	平成28年度	(略)
	内容	大阪市が単独で 地方独立行政法 人大阪博物館機 構を設立	・大阪府の3館（弥生、近つ飛鳥、民家 集落）の合流 ・合流方法は①地方独立行政法人への 追加出資、②地方独立行政法人による 指定管理受託	(略)
	利点	大阪府の指定管 理を満了まで継 続できる等	地方独立行政法人の実績を勘案し、上 記①か②を選択できる。	(略)
平成31年4月	地方独立行政法人大阪市博物館機構 設立			
令和2年10月	地方独立行政法人との合流に向けた総務省との協議			

(大阪府提供資料等より作成)

(4) 監査の結果及び意見

【監査の結果19】指定管理者を公募しない場合の判断根拠の明確化

大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者につき、公募せずに非公募とする場合には、その判断根拠を明確にして必要な決裁手続を経るべきである。

(理由)

条例上、弥生文化博物館の指定管理者を指定するには、原則として公募によらなければならぬと定められており、非公募とすることができるのは、「特別の理由」がある場合でなければならない旨規定されている（大阪府立博物館条例第3条）。また、大阪府の指定管理に関するマニュアルにおいても、原則公募であるとし、関係法令や施設の設置目的、態様、性格等による以下に挙げる特別な理由がある場合は、非公募とすることができるとする（公の施設の指定管理者制度に係る運用マニュアル7頁）。

- ・PFI法に基づき受託者を選定した施設の場合
- ・民営化や廃止等を検討している施設で、暫定的に指定する場合
- ・施設の設置目的、特性、整備手法、立地条件及び地元市町村等との関わりなどから、公募によることが適切でない場合

大阪府によれば、弥生文化博物館の指定管理者の指定について、公募、非公募の意思

決定がわかる資料が起案文書に添付されていないとのことであった。このような対応は、上記の条例やマニュアルからして不適切である。

したがって、大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者につき、公募せずに非公募とする場合には、その判断根拠を明確にして必要な決裁手続を経るべきである。

【意見 72】博物館機構との一体的運営に関する検討の深化

大阪府は、大阪府立の博物館等の博物館機構との一体的運営に関し、より一層、大阪市等とのスケジュール調整を適切にし、庁内でも意思決定を正確にしつつ、弥生文化博物館等の博物館等が効率的かつ効果的に運営できるよう、検討を深めるべきである。

(理由)

前記(3)で示したとおり、当初の予定では、博物館機構は平成 27 年度に設立され、平成 28 年度に一体的運営を開始することになっていた。しかし、令和 2 年 10 月 19 日の総務省との協議において使用されたスケジュール案では、令和 5 年度に統合することになっている。その間、弥生文化博物館の管理について指定管理者を公募するか否かを検討した結果、一体的運営を見据えており、いわば暫定的な指定管理であるとして、非公募で指定管理者を指定したことがある。当初の予定から博物館機構の設立が遅れたことについて大阪市からどのように情報共有され、それを受けて大阪府として予定をどのように再検討したのかが明確でなく、暫定的な指定管理との判断が正確であるのか不明である。

また、一体的運営の具体的な方法について、当初、博物館機構に出資して運営交付金を交付するのか、博物館機構を指定管理者に指定して指定管理料を支払うのかといった複数の考え方があったところ、現時点では出資することに決まったようである。しかし、博物館機構の運営実績を踏まえて決めるとしておきながら、博物館機構が設立されたのは平成 31 年 4 月であり、令和元年度の指定管理者の非公募決定の時に追加出資を決めたとする、運営実績を詳細にみることもできたのか疑問がある。その上、出資する場合と、指定管理者に指定する場合とで、大阪府の経済的負担がどの程度異なるのかについて検討されていないようである。

さらに、大阪府は、大阪市側と情報交換しながら進めていると回答するが、一体的運営の具体的な方法や時期の案については、大阪市から当該案で受入れ可能か不透明であるなど、一体的運営に向けたスケジュール調整が適切になされているかに疑問がある。

そこで、これまでも情報交換はなされてきたとのことであるが、より一層、大阪市側とのスケジュール調整を適切にし、庁内でも意思決定を正確にしつつ、大阪府立の博物館等が効率的かつ効果的に運営できるよう、検討を深めるべきである。

【意見 73】書籍の保存方法の検討

大阪府は、弥生文化博物館で保管されている書籍の適切な保存方法を検討すべきであ

る。

(理由)

弥生文化博物館には書籍を保管するために「資料・図書保管室」が設けられているが、往査したところ、当該保管室が満杯となり、廊下に本棚を設置して保存している状態となっていることが判明した。今後も、他の博物館等から新たに著作された書籍が提供される見込みであり、その冊数は、令和2年度で2958冊、令和3年度前半で1065冊である。弥生文化博物館で保管されている書籍は、研究者が閲覧を希望するものもあり、その内容は、文化的、学術的に貴重なものが多く含まれていると推測されることから、書籍の内容をどのように保存するかが喫緊の課題となっているというべきである。

現在、発掘調査報告書についてはデジタル化が進められているところであるが、大阪府は、デジタル化された書籍を紙ベースでも保存するのか否かも含め、弥生文化博物館で保管されている書籍の適切な保存方法を検討すべきである。

【意見 74】 実態を踏まえた本部人件費の検証

大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者に管理を委託するにあたり、指定管理者が計上する本部人件費が実態を踏まえた適切な金額となっているか、検証すべきである。

(理由)

大阪府が定めた「公の施設の指定管理制度に係る運用マニュアル」によれば、収支計画書には本部経費を計上する場合にはその算定の考え方を記載することを求めている。また、事業計画書にも、その額と算定の考え方を記載することを求めている。

弥生文化博物館の事業計画書には、本部経費として指定管理者の本部人件費を計上する旨、金額の算定は指定管理者が定めている博物館事業受託に係る事務費に関する要綱による旨が記載されている。そして、同要綱には、事務費の額は、当該事業に配置した人員の人件費総額の9%とする旨が定められている。これを受け、弥生文化博物館の収支計画書において、人件費の積算根拠につき、本部経費として指定管理者の本部人件費が計上されており、「博物館人件費」の9%とされている。

しかし、事業計画書や収支計画書におけるこのような記載だけでは、単に指定管理者の要綱に従っていることが分かるだけであり、本部人件費が実態に即して計上されているか検証のしようがない。

したがって、大阪府は、弥生文化博物館の指定管理者に管理を委託するにあたり、指定管理者が計上する本部人件費が実態を踏まえた適切な金額となっているか、検証すべきである。

第7 外郭団体に係る監査の結果及び意見

1 公益財団法人大阪府文化財センター

(1) 概要

名称	公益財団法人大阪府文化財センター	
設立目的	大阪府における文化財の調査，研究及び保存を行い，文化財の保護と活用を図り，もって大阪府民の文化財に対する理解と認識を深め，その文化的向上に資するとともに，我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。	
基本財産	116,700 千円（令和3年3月31日時点） なお，大阪府の実質的な出捐は 110,000 千円（94.3%）	
所管課	文化財保護課	
沿革	年月	内容
	昭和47年11月	財団法人大阪文化財センター設立
	平成7年4月	財団法人大阪府埋蔵文化財協会と統合し，財団法人大阪府文化財調査研究センターに名称変更
	平成14年4月	財団法人大阪府博物館協会と統合し，財団法人大阪府文化財センターに名称変更
	平成23年4月	公益認定を受け，公益財団法人大阪府文化財センターに名称変更

(2) 事業内容

公益財団法人大阪府文化財センター（以下「文化財センター」という。）の実施事業は以下のとおりである。

ア 埋蔵文化財調査事業

主として開発事業に伴って破壊される遺跡について正確な記録を後世に残す事業であり，発掘調査を行い，出土遺物を整理し，報告書を作成し，後世に活用できるようにしている。

イ 文化財資料活用事業

発掘調査現場の現地公開を実施するほか，展示会や講演会，調査資料の貸し出しや報告書の頒布を行い，発掘調査で得られた成果を広く府民に還元する事業である。また，学校団体の体験学習などの受入も行っている。

ウ 博物館管理運営事業

日本民家集落博物館を管理・運営するとともに，弥生文化博物館，近つ飛鳥博物館ならびに泉佐野市立歴史館いずみさのは指定管理による運営を行っている。

(3) 財務諸表の推移

文化財センターの平成30年度から令和2年度における財務諸表の主な項目の推移は

以下のとおりである。

令和 2 年度において、中部調査事務所の撤去時期等が明確になったことから、資産除去債務の計上及び固定資産の耐用年数の見直しを実施し、減価償却費が 9786 万円増加した。これにより、令和 2 年度は当期経常増減差額が 1 億 1758 万円の赤字となっている。

＜平成 30 年度～令和 2 年度 財務諸表の推移＞ (単位：百万円)

科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸借対照表			
資産合計	2,230	2,114	2,039
負債合計	719	582	629
正味財産合計	1,511	1,531	1,410
正味財産増減計算書			
経常収益	934	772	749
経常費用	949	752	866
当期経常増減額	△14	20	△117
当期一般正味財産増減額	△14	20	△117

(文化財センター決算書より作成)

(4) 経営目標の達成状況評価制度

大阪府では平成 14 年度より、法人自らが達成目標を設定し、その実績から目標達成状況を法人自ら評価する「経営目標の達成状況評価制度」を指定出資法人に段階的に導入している。

平成 18 年 10 月には、「大阪府の出資法人等への関与事項を定める条例」が施行され、従来の経営目標の達成状況評価に加え、新たな「経営評価制度」を導入された。これは、法人自らが経営状況や法人運営の状況等を、目的適合性や財務の健全性等、5つの視点から分析し、その結果を評価するとともに、法人が行った経営評価の内容について知事等が、事業の実施状況や経営状況等を審査・評価するものである。

さらに、平成 21 年度からは、従来の「経営目標の達成状況評価制度」と条例に基づく「経営評価制度」を統合し、CS・事業効果、財務、効率性の3つ視点から、法人のミッションを踏まえ、府から法人に戦略目標を示し、その達成状況について評価を行っている。なお、この評価結果は大阪府のホームページで指定出資法人の経営評価実施状況として公開されている。

文化財センターは、大阪府の指定出資法人に該当するため、毎年、経営目標（戦略目標・成果測定指標）を設定し、評価を行っている。令和 2 年度における各種戦略目標とその達成状況は以下のとおりである。

＜令和２年度 経営目標の達成状況＞

Ⅰ．最重点目標（成果測定指標）						
戦略目標	成果測定指標	単位	令和２年度目標	令和２年度実績	ウェイト	得点
埋蔵文化財発掘調査成果の活用	発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数	人	12,600	14,774	40	40
Ⅱ．設立目的と事業内容の適合性（事業効果、業績、CS）						
博物館の利用拡大	学校への営業件数	件	300	163	3	0
	弥生文化博物館（入館者数）	人	24,500	14,880	8	0
	近つ飛鳥博物館（入館者数）	人	57,500	55,943	8	0
	日本民家集落博物館（入館者数）	人	32,500	20,370	8	0
「出かける博物館」事業の活性化	館外事業の参加者数	人	49,600	36,197	5	0
Ⅲ．健全性・採算性（財務）、コスト抑制と経営資源の有効活用・自立性の向上（効率性）						
博物館事業の効果的実施	利用者一人あたり経費（事業費/利用者数）	円	1,746	2,240	4	0
効率的経営の推進	埋蔵文化調査担当者一人あたりの調査面積	m ²	6,400	4,421	10	0
安定的財務基盤の確立	当期経常増減額	千円	0	△117,590	10	0
民家集落博物館展示民家保存修理のための自主財源の確保	賛助金・寄附金	円	1,900,000	1,026,581	4	0

（大阪府提供資料より作成）

（５） 監査の結果及び意見

【監査の結果 20】 成果測定指標の実績値の集計誤り

文化財センターの最重点目標の成果測定指標とする発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数の集計に、平成 30 年度において、4,156 人の漏れがあった。

法人の経営状況を評価し、府民に公開するための重要な指標であり、また、翌年度以

降の目標値の設定にも影響を与えるものであることから、正確な集計が必要である。

(理由)

文化財センターは、経営目標の達成状況評価制度における法人の最重点目標として、埋蔵文化財発掘調査成果の活用を掲げ、その成果測定指標として、発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数を設定している。

この発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数は、文化財講演会事業の参加者や発掘調査の現地説明会・現地公開事業の参加者、文化財展示会事業における博物館の来館者数などを集計している。

過去 3 年間の経営状況等の評価結果等報告資料によると同指標の目標値及び実績は次のとおりである。

<発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数>

(単位：人)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
目標値	10,000	12,000	12,600
実績値	11,749	12,518	14,774

(大阪府提供資料より作成)

なお、この成果測定指標は平成 29 年 4 月策定の中期経営計画（平成 29 年度～令和 3 年度）の最終年度の目標値として 6,400 人と設定されているが、平成 29 年度時点でこれを上回ったことから、直前年度の実績値を参考に目標値の設定がされている。

上表の各年度の実績値をそのもととなる事業報告書や文化財センターの集計資料と突合したところ、平成 30 年度において、文化財展示会事業における弥生文化博物館のスポット展示期間中の来館者数 4,156 人が集計から漏れていたことが判明した。

これを集計に含めると平成 30 年度の実績値は 15,905 人であった。

発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数は、法人の最重点目標の成果測定指標であり、これを基に法人の経営状況进行评估し、府民に公開する重要な指標である。また、翌年度以降の目標値の設定にも影響を与えるものであり、正確な集計が必要である。

【意見 75】成果測定指標の見直し

文化財センターは、その実施する様々な取り組みをより適切に評価するため、最重点目標の成果測定指標について、その指標の細分化や集計方法の見直しを検討すべきである。

(理由)

既述のとおり、文化財センターは、法人の最重点目標として、埋蔵文化財発掘調査成果の活用を掲げ、その成果測定指標として、発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数を設定している。

過去3年間の同指標の目標値及び実績の内訳は次のとおりである。

＜発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数＞

(単位：人)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度
目標値		10,000	12,000	12,600
実績値		※ 15,905	12,518	14,774
実績の内訳	現地公開	1,787	420	495
	現地公開 (WEB)	0	0	3,871
	講演会	2,123	1,694	1,062
	体験事業	38	54	33
	展示	11,727	10,350	9,313
	研究会	230	0	0

※ 結果20に記載のとおり、大阪府公表資料に集計誤りがあるため、監査人において集計した数値を記載している。

(文化財センター提供資料より作成)

文化財センターでは、上表のとおり、様々な形で埋蔵文化財発掘調査成果の活用を行っている。例えば、実績の内訳のうち、現地公開は、遺跡の現地公開に参加した人数と発掘調査現場の見学等を受け入れた人数を集計したもので、展示とあるのは、狭山池博物館やいずみの国歴史館、弥生文化博物館でスポット展示を行った際に、その期間における当該博物館の入館者数を集計したものである。

このため、発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数という一つの目標値に対して、様々な人数が集計されることとなるが、近年、スポット展示における入館者数が実績値のなかで高い割合を占めており、この増減により、目標の達成状況が左右される状況にある。

もちろん、スポット展示期間中の博物館の来館者は、一つの重要な指標と考えられるが、博物館の来館者数にはスポット展示を目的としない来館者も含まれるため、現地公開や講演会などと比較すると間接的な指標ともいえ、毎年1回又は2回のスポット展示期間中の来館者数で、最重点目標の達成状況が左右されるのは、他の埋蔵文化財発掘調査成果の活用事業の成果を見えにくくする一因とも考えられる。

また、文化財センターの中期経営計画（平成29年度～令和3年度）における最終年度の発掘調査の現地公開・セミナー等の参加者数の目標値は6,400人と設定されており、中期経営計画の策定時点では、スポット展示の来館者数で毎年10,000人前後の人数が集計されることが想定された数値とはなっていない。

さらに、令和2年度には、現地公開をWEBで実施するなど、新たな取り組みも行われている。

このように、様々な取り組みをより適切に評価するため、最重点目標の成果測定指標について、その指標の細分化や集計方法の見直しを検討すべきである。

【意見 76】受託事業の精算スケジュールの見直し

文化財センターは、受託する発掘調査事業の中で、経費の実績精算が行われるものについて、その経費の発生実績が適切に集計可能なスケジュールとなるよう、発注者（大阪府）と十分に協議し、発注者の協力を得たうえで、精算スケジュールを見直すべきである。

（理由）

文化財センターは、埋蔵文化財調査事業において、複数の遺跡発掘調査事業を受託している。

この発掘調査に係る経費は実績で精算されることとなっている場合がある。この場合、各年度末に向けて、文化財センターが実績金額を発注者に報告し、金額の変更契約書を締結した上で、発注者から委託金額の支払いが行われている。本監査において確認した経費が実績で精算される発掘調査業務のうち、委託期間に令和 2 年度末を含むものは以下のとおりである。

<実績精算型の委託契約で令和 2 年度末を含む発掘調査業務>

No	契約	発注者	委託期間	変更契約
1	寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う大県郡条里遺跡（その 7）発掘調査	大阪府	令和 2 年 6 月 1 日～令和 3 年 10 月 29 日	令和 2 年度分の委託金額の変更（令和 3 年 1 月 19 日付）
2	寝屋川水系改良事業（一級河川恩智川法善寺多目的遊水地）に伴う大県郡条里遺跡（その 8）発掘調査	大阪府	令和 3 年 1 月 4 日～令和 4 年 2 月 25 日	令和 2 年度及び令和 3 年度の委託金額の変更（令和 3 年 2 月 19 日付）
3	京阪本線（寝屋川市・枚方市）連続立体交差事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託（その 2）	大阪府	令和 2 年 11 月 2 日～令和 3 年 9 月 24 日	令和 2 年度分の支払限度額の変更及びこれに伴う委託金額の変更（令和 3 年 2 月 19 日）

（文化財センター提供資料より作成）

これらの契約は令和 3 年 3 月まで事業は継続して実施されているにもかかわらず、令和 3 年 1 月 19 日又は令和 3 年 2 月 19 日に令和 2 年度分の契約金額の変更契約が締結され、当該金額での実績精算が行われている。変更前後の契約金額、発注者への経費精

算書による実績報告金額及び文化財センターが別途集計した実績金額の関係は次のとおりである。

＜各委託契約の金額の関係＞

(単位：千円，消費税抜)

No	変更前 契約金額	変更後 契約金額	経費精算書 記載金額	精算残額	実績金額	精算額と実 績額の差額
1	35,785	32,823	32,823	0	33,480	△657
2	16,097	14,724	14,724	0	15,388	△664
3	9,050	8,274	8,274	0	8,699	△425

(文化財センター提供資料より作成)

委託金額の変更契約は1月又は2月に締結されるが、この際に3月末までの正確な経費の実績金額を見積ることは出来ないため、概算とならざるを得ない。一方で、発注者側においては、変更契約の金額で補正予算が組まれるため、文化財センターの経費の実績金額がこれを上回ったとしても、経費精算書記載金額は変更契約の金額を記載する運用が行われている。なお、契約変更時の実績金額の見積りは、過大とならないよう最小限に止められていることから、継続的に実績金額が変更後の契約金額を上回っている状況である。

これらの契約はいずれも契約変更により実績精算が行われている形になっているが、契約変更時の見込金額と実績額の差額を文化財センターが一方的に負担する形となっており、適切ではない。上表のとおり、各契約において42万円～66万円の差額が生じているが、いずれも変更前の契約金額の範囲に収まっており、本来、発注者が負担すべきものである。

文化財センターによると、他の発注者との類似の契約では、実際の実績金額で精算可能なスケジュールとなっているものもあるとのことである。上表の各契約のように、経費の実績精算が行われる契約で、実質的に実績精算が不可能なタイミングで変更契約が行われるような契約については、発注者と十分に協議し、発注者の協力を得たうえで、その経費の発生実績が適切に集計可能なスケジュールとなるよう、精算スケジュールを見直すべきである。

2 一般財団法人大阪国際児童文学振興財団

(1) 概要

名称	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団
設立目的	児童文学等児童文化に関する図書その他の資料の収集、保存、活用及び研究ならびに国際交流に係る諸事業を行うことにより、大阪の児童文化の振興に資し、もって児童の健全育成に寄与することを目的とする。

基本財産	21,000 千円（令和 3 年 3 月 31 日時点） なお、大阪府の実質的な出捐は 10,000 千円（47.6%）	
所管課	市町村教育室地域教育振興課	
沿革	年月	内容
	昭和 55 年 7 月	財団法人大阪国際児童文学館設立
	昭和 59 年 5 月	大阪府立国際児童文学館が開館し、財団法人大阪国際児童文学館が大阪府から管理・運営を受託
	平成 22 年 3 月	大阪府立国際児童文学館廃止 （同年 5 月に大阪府立中央図書館国際児童文学館として開館）
	平成 22 年 4 月	財団法人大阪国際児童文学館が大阪府立中央図書館内に移転
	平成 25 年 4 月	一般財団法人大阪国際児童文学振興財団に名称変更

（2） 事業内容

一般財団法人大阪国際児童文学振興財団（以下「国際児童文学振興財団」という。）の実施事業は以下のとおりである。

ア 公益事業

- （ア） 講座，講演会等を通じた子どもの本の普及活動
- （イ） 子どもの本の文化に親しむ機会の提供
- （ウ） 教材開発を通じた子どもの読書活動の推進
- （エ） 子どもの本を通じた国際交流事業
- （オ） 国際児童文学研究賞（国際グリム賞）事業
- （カ） 大阪府の子どもの読書活動推進に関する会議への参画
- （キ） 研究及び出版等の企画事業
- （ク） 児童文学等に関する図書，記録その他の資料の収集
- （ケ） 子どもの本の文化の振興・発展に関する事業その他

イ 収益事業

- （ア） 企業等が行うイベントや出版・展示に協力する事業
- （イ） 出版物の販売及び著作権管理にかかる事業
- （ウ） 児童文学等に関する寄贈図書資料受入事業

（3） 財務諸表の推移

国際児童文学振興財団の平成 30 年度から令和 2 年度における財務諸表の主な項目の推移は以下のとおりである。

収益基盤が乏しいことから、新公益法人制度に移行した平成 25 年度以降、毎年度、

当期経常増減額がマイナスとなる赤字決算が続いている。

＜平成 30 年度～令和 2 年度 財務諸表の推移＞ (単位：百万円)

科目	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
貸借対照表			
資産合計	87	82	78
負債合計	2	1	1
正味財産合計	85	81	76
正味財産増減計算書			
経常収益	21	27	20
経常費用	28	32	25
当期経常増減額	△6	△4	△4
当期一般正味財産増減額	△7	△4	△4

(国際児童文学振興財団決算書より作成)

(4) 公益目的支出計画

公益目的支出計画とは、新公益法人制度に移行する以前に公益法人として活動していた法人が、収益事業も実施できる一般財団法人への移行の認可を受けるにあたり、算定された公益目的財産額がゼロになるまで公益目的事業に支出するための計画である。これは、本来公益目的事業に使用されるべきであった公益法人の財産が、収益事業も実施可能な一般法人へ移行した後も、公益目的事業に支出されるよう「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により定められているものである。

国際児童文学振興財団は、平成 25 年 4 月に新公益法人制度の一般財団法人に移行するにあたり、令和 6 年度までの 11 年間の公益目的支出計画を策定し、令和 5 年度に公益目的財産の残額がゼロになると計画している。

(5) 監査の結果及び意見

【意見 77】中期経営計画の策定

国際児童文学振興財団は、法人の中長期的な事業目標・財務目標とこれに至る道筋を示した中期経営計画を策定し、これに基づいた法人運営を行っていくべきである。

(理由)

国際児童文学振興財団は、毎年度事業計画書を作成し、これに基づき事業を実施しているが、中長期的な事業計画を有していない。なお、平成 25 年 4 月の一般財団法人への移行にあたり、その認可条件として策定した 11 年間の公益目的支出計画を有しているが、当該計画は、公益目的財産額をゼロとするための計画を示したものであり、必ず

しも法人全体の中長期的なビジョンや課題これらに対応する方針等を示した事業計画ではない。

同財団は、既述のとおり、継続的に赤字決算となっており、過去の寄附等により蓄えられた財産が毎年減少している状況である。このような状況下では、法人の持続性も危ぶまれかねない。

今後の収益事業の収支改善策や、法人会計の収入増加策、将来的な公益財団法人への移行の検討など、中長期的な視野で検討すべき課題は山積している。国際児童文学振興財団は、法人の中長期的な事業目標・財務目標とこれに至る道筋を示した中期経営計画を策定し、これに基づいた法人運営を行っていくべきである。

【意見 78】公益目的支出計画の見直し

国際児童文学振興財団は、現状の公益目的支出計画における完了予定日に計画の完了が見込まれていないことから、公益目的支出計画を実態に則した内容に変更し、その認可を受けるべきである。

(理由)

国際児童文学振興財団の公益目的支出計画の進捗状況は以下のとおりである。

<公益目的支出計画の進捗状況>

(単位：千円)

	計画策定 時	令和 2 年度 計画	令和 2 年度 実績	計画と実績の 差額
公益目的財産額 (A)	115,559			
公益目的収支差額 (単年度)		10,925	9,148	△1,777
公益目的収支差額 (累計)		88,369	53,588	△34,780
公益目的財産残額 (B)		27,190	61,970	34,780
計画の進捗率 (B/A)		76.5%	46.4%	△30.1%

(国際児童文学振興財団提供資料より作成)

上表のとおり、公益目的支出計画上は、令和 2 年度末時点で、公益目的財産額 1 億 1155 万円のうち、76.5% (8836 万円) を支出する計画が、実績値としては 46.4% (5358 万円) の支出にとどまっている。公益目的財産の残額は令和 2 年度末で 6197 万円であり、令和 5 年度までの残り 3 年間でこれがゼロとなるという現状の計画は、これまでの 7 年間の公益目的収支差額の平均が年間 765 万円となっている事などから完了が見込まれないことは明らかである。しかし、公益目的支出計画の変更は、現時点では行われていない。

内閣府の公益法人制度等に関するよくある質問 (FAQ) 問 11-1-2 において、「各事業年度の公益目的支出の額や実施事業収入の額が変更になることにより、公益目的支出計

画が完了予定年月日に完了しなくなることが明らかであるものは、変更の認可を受ける必要があります」とされていることから、国際児童文学振興財団においても、公益目的支出計画を実態に則したものに變更し、その認可を受ける必要がある。この点、国際児童文学振興財団は、大阪府へ計画變更の可否を問い合わせたところ計画終了年度の1年前に変更すれば良いとの回答を得ていたとのことである。

しかし、計画の變更は適時に行われることが重要であり、計画變更の必要性が明らかなものを後ろ倒しにすべき理由はない。現状の公益目的支出計画における完了予定日に計画の完了が見込まれていないことから、公益目的支出計画を実態に則した内容に変更し、その認可を受けるべきである。

【意見 79】収益事業の収支改善策の検討

国際児童文学振興財団は、継続的に赤字となっている寄贈資料受入受託事業について、経費削減や収入増加に向けた働きかけなどの収支改善策の一層の検討を進めるべきである。

(理由)

国際児童文学振興財団は、3つの収益事業を行っており、このうち、寄贈資料受入受託事業の収支の状況は次のとおりである。

＜寄贈資料受入受託事業の収支の推移＞

(単位：千円)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
事業収益	1,661	1,578	1,578	1,578	1,609
事業費	1,867	1,825	1,820	1,839	1,760
収支差額	△206	△247	△242	△261	△151

(国際児童文学振興財団提供資料より作成)

本事業は大阪府からの委託事業で、事業収益は大阪府からの委託料のみである。上表のとおり、収益事業として事業を受託しているにもかかわらず、事業費が事業収益を上回る状況が継続している。事業費の発生状況等から単年度で見た場合に赤字となるケースは当然に想定されるものの、本事業のように継続的に赤字という状況は抜本的な改善が必要である。なお、本事業は平成 25 年度の事業開始以降、一度も収支差額が黒字となったことはない。

大阪府の予算の範囲内で委託料が決定されるという制約はあるものの、その前提を踏まえても収入額に見合った事業規模とならなければ、事業の継続性にも疑義が生じることとなる。国際児童文学振興財団は、公益目的事業の赤字を法人会計の寄付金や収益事業の黒字で賄う収支構造であるものの、寄付金や収益事業の黒字では賄いきれず法人全体としても赤字決算が継続している状況であるため、収益事業の収支改善は喫緊の課題

である。

このため、寄贈資料受入受託事業について、経費削減や収入増加に向けた働きかけなどの収支改善策の一層の検討を進めるべきである。

第4章 終わりに

本年度包括外部監査の対象年度である令和2年度の大阪府政の方向性を示した「府政運営の基本方針2020」（改定版）においては、新型コロナウイルス感染症の流行を受けて、新型コロナウイルス感染症対策や新型コロナウイルス感染症の終息後の大阪の成長・発展のための施策に限られた財源の重点配分を行いつつ、財政運営基本条例に基づき、将来世代に負担を先送りしないことを基本として、財政規律、計画性及び透明性の確保に取り組み、健全で規律ある財政運営を行っていくとの方針が示されている。

また、上記基本方針では、大阪府の財政状況について、医療面・経済面での新型コロナウイルス感染症対策のため、多額の財政調整基金を取り崩してきていることから、今後も多額の収支不足額が続くと見込まれ、さらに新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響により、財政状況が一層厳しいものになることが想定されている。これを踏まえ、年度を通じた効果的・効率的な予算執行により、必要な財源確保に努めるとの目標が掲げられている。

このような状況下において、法律専門家としての経験及び視点を活かして大阪府の財務事務の執行を点検し、より合理的かつ効果的な予算執行の余地を探索することは、大阪府の健全で規律ある財政運営の実現に寄与し得る取組みであり、また、行政の透明性・公平性を確保し、行政の信頼性を確保することにも繋がり、まさしく包括外部監査に求められる機能としての意義を有する。

そして、本年度の包括外部監査の対象は「教育庁の所管事業に関する財務事務の執行について」とした。その理由は、第1章に記載した通り、①大阪府は、大阪府教育振興基本計画を定めて毎年その点検及び評価を行うとともに、各府立学校において学校経営計画を策定し、これに基づく学校評価を実施するなど、教育政策の発展・向上に積極的に取り組んでいること、②職員の時間外労働、不祥事、生徒児童の心のケアなど、今後も引き続き解決に向けて検討すべき課題が存在すること、③教育庁の予算額は令和元年度当初予算案において5316億4600万円、令和2年度当初予算案において5380億6000万円、令和3年度当初予算案において5423億9900万円であり、予算全体に占める割合は例年約15～20%と大きく、財務事務の執行に対する府民の関心も高いと想定されること、などからである。

本年度の包括外部監査においても、①法令等の遵守（地方自治法第2条第16項、適法性監査）、②経済性・効率性・有効性の確保（地方自治法第2条第14項、3E監査）、③組織及び運営の合理化（地方自治法第2条第15項）、④行財政改革を意識した監査、の4つの視点を基礎に据えつつ、特に、⑦各種事務の執行は適法に、かつ、要綱・要領等の定めに従って行われているか、⑧各種事業は、予算の執行としての効率性・経済性

を有しているか、㊦各種計画の策定や各種事業の実行、これらの評価・改善のプロセスは、PDCA サイクルの手法に基づき適切に構築され、運用されているか、という観点を重視して監査を実施した。

本年度の包括外部監査行う過程で、教育庁、各種教育機関及び教育庁所管の外郭団体の職員の方々が、それぞれ熱心かつ真面目にその職務に励んでいることはよく理解できたが、第3章記載のように、教育施策全般、府立学校、労務管理、入札・契約事務、債権管理、教育機関・外郭団体等、多岐にわたるテーマにおいて、監査の結果や意見を述べるような事象が多数認められたことも事実である。

包括外部監査人としては、本報告書の指摘をもとに、大阪府として指摘事項の改善等を行うことによって、本報告書が大阪府の教育行政の効率化や有効化の一助になれば幸いである。加えて、大阪府が引き続きより良い教育行政の実施を積極的に取り組まれることも、包括外部監査人としては切望している。

最後に、本年度も新型コロナウイルス感染症拡大や緊急事態宣言の発出など、昨年度と同様もしくはそれ以上に困難な時期に、真摯かつ熱心にご協力いただいた教育庁、各種教育機関及び教育庁所管の外郭団体の職員の方々、また有益なご助言をいただいた大阪府監査委員の方々及び各種調整など色々にご尽力いただいた監査委員事務局の職員の方々に対して敬意を評するとともに、心から感謝したい。